

漁業近代化資金事務取扱いの手引き

令和3年11月

三 重 県

目 次

三重県漁業近代化資金利子補給金交付規則	1
三重県漁業近代化資金融通制度要綱	2
三重県漁業近代化資金事務取扱要領	17
漁業近代化資金借入手続き経路一覧表	19
様式	20
令和3年度漁業近代化資金融通制度運用方針	61
漁業近代化資金制度関係法令通達(国関係)	68
漁業近代化資金制度Q&A	91

三重県漁業近代化資金利子補給金交付規則

昭和44年9月30日

三重県規則第51号

(最終改正 平成17年3月31日三重県規則第40号)

(利子補給)

第1条 知事は、漁業近代化資金（漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する漁業近代化資金（以下「一般資金」という。）及び県が特に指定した資金（以下「特定資金」という。）をいう。以下同じ。）を貸し付ける法第2条第2項各号に掲げる融資機関に対し、この規則の定めるところにより、予算の範囲内において利子補給金を交付する。

(利子補給の対象となる資金の種類及び利子補給率)

第2条 前条の利子補給金の交付の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、別に知事が定めるものとする。

(利子補給契約書)

第3条 第1条の利子補給については、知事が融資機関との間に締結する利子補給契約書によって行なうものとする。

(利子補給金の額)

第4条 第1条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における各資金につき、利子補給の承諾が行われた日の属する会計年度の区分及び第2条の規定により知事が定めた利子補給率の区分ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

(利子補給金の支払い)

第5条 知事は、融資機関から利子補給金の請求があつた場合において、適当であると認めるときは、別に定める利子補給金請求書を受理した日の属する月の翌月中に該当利子補給金を支払うものとする。

(利子補給金の打ち切り等)

第6条 知事は、第1条の利子補給に係る資金を借り受けた者がその借入金を目的以外に使用したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切ることができるものとする。

2 知事は、融資機関がその責に帰すべき理由によりこの規則又は第3条の利子補給契約書の条項に違反したときは、当該融資機関に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

(報告の徴収)

第7条 融資機関は、知事が当該融資機関の行なつた第1条の利子補給に係る資金の融資に関する報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させる場合には、これに協力しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、漁業近代化資金の特定資金及び沿岸漁業振興経営資金に係る規定は昭和44年7月1日から、その他の資金に係る規定は昭和44年8月1日から適用する。

利率等の表示の年利建て移行に関する規則（昭和45年10月30日三重県規則第57号抄）

(三重県漁業近代化資金利子補給金交付規則の一部改正)

第16条 三重県漁業近代化資金利子補給金交付規則（昭和44年三重県規則第51号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第17条 第1条、第3条、第7条、第9条、第13条及び第14条の規定による改正後の規則その他の規則に規定する延滞利子、延滞金、加算金、違約金及び延滞利息その他これらに類するものの額の計算につきこれらの規則の規定に定める年当たりの割合は、閏（じゆん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

第1 目的

この要綱は、漁業者等の資本装備の高度化を図り、漁業経営の近代化の推進に向けて、漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）、漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）、漁業近代化資金融通法施行規則（平成28年省令第51号）及び漁業近代化資金融通法施行規程（平成28年告示第2373号）に基づき、水産業協同組合又は農林中央金庫（以下「農中」という。）が行う長期かつ低利の施設資金の融資を円滑にするため、利子補給措置等の三重県漁業近代化資金融通制度（以下「制度」という。）について規定することを目的とする。

第2 基本方針

漁業近代化資金の貸付けは、この制度の目的に照らし、当該貸付対象事業によって漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化が促進されるものにつき行う必要がある。

第3 利子補給の対象となる資金の種類

三重県漁業近代化資金利子補給金交付規則（昭和44年三重県規則第51号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、利子補給金交付の対象となる漁業近代化の種類は次のとおり定める。

なお、表（1）及び表（2）に掲げる資金種類のうち、これらの表の利子補給対象の欄に○印を付したものは利子補給金交付の対象とし、×印を付したものは対象外とする。

(1) 一般資金

資金の種類	利子補給対象				
	法第2条第2項第1号から第4号に掲げる融資機関が同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（令第5条に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（令第5条に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第6号に掲げる者に対し貸し付ける場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合
1 漁船の建造、取得又は改造に必要な次に掲げる資金 （1）総トン数20トン未満の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が20トン未満である場合におけるその漁船の改造に必要な資金 （2）総トン数20トン以上130トン未満（特別の理由がある場合において、農林水産大臣が漁業の種類を指定してその漁業に従事する漁船につき130トンを超える総トン数を定めるときは、その総トン数とする。以下同じ。）の漁船の建造若しくは取得又は改造後の	○	○	○	○	○

<p>漁船の総トン数が20トン以上130トン未満である場合におけるその漁船の改造に必要な資金</p>					
<p>2 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第4号に掲げるものを除く。）</p>	○	○	○	○	○
<p>3 漁場改良造成用機具、漁船用油水供給用機具、水産種苗生産用機具、養殖用えさ調整供給用機具、養殖用肥料薬剤施用機具、養殖水産物収穫用機具、水産物等運搬用機具又は生産・経営管理情報処理用機具の取得に必要な資金</p>	○	○	○	○	○
<p>4 漁具、養殖用いかだ、はえ縄式養殖施設、仕切網養殖施設、ひび建養殖施設、浮流し式のり養殖施設又は小割り式養殖施設の取得に必要な資金</p>	○	○	○	○	○
<p>5 育成期間が通常1年以上であるあかがい、あさり、あじ、あわび、いしだい、うなぎ、うに、かき、かさに、ごび、こい、こさぶ、さげ、さば、真珠貝、すすぎ、すすき、すっぼん、たい、テラピア、とう</p>	○	○	○	○	○

<p>ごろういわし、どじとこぶし、どじょう、にべ、はた、はまぐり、ひおうぎがい、ひらめ、ふぐ、ぶり、ほたてがい、ほや、めばい、及びわたりがに（以下、指定水産動植物という。）の種苗の購入又は育成に必要な資金</p>					
<p>6 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村多目的施設、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁業協同組合等に貸し付けられるものに限る。）</p>	×	×	○	○	○
<p>7 漁場改良造成施設資金、共同利用船舶資金、水産物公害防止施設資金、海浜等環境活用施設資金、漁村給排水施設資金、漁家住宅資金、初度的経営資金、密漁監視施設資金及び水産業労働力確保施設資金</p>	○	○	○	○	○
<p>8 第1号から第5号まで及び第7号に掲げるもののうち、知事が適当と認められた漁業後継者に貸し付ける資金</p>	○	○	×	×	×
<p>9 第1号から第5号まで及び第7号に掲げるもののうち、知事が適当と認められた被災漁業者に貸し付ける資金 （1）一般被害者資金 （2）特別被害者資金</p>	○ ○	○ ○	× ×	× ×	× ×

(2) 県が特に指定した資金

資金の種類	利子補給対象	
	漁業協同組合（以下「漁協」という。）が貸し付ける場合	信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）が貸し付ける場合
災害資金	○	○

第4 資金の内容

1 借受資格者

漁業近代化資金〔法第2条第3項に規定する漁業近代化資金（以下「一般資金」という。）及び県が特に指定した資金（以下「特定資金」という。）をいう。以下同じ。〕の借受資格者（以下「漁業者等」という。）は次のとおりとする。

- (1) 漁業を営む個人
- (2) 漁業生産組合
- (3) 漁業を営む法人（水産業協同組合を除く。常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、使用する漁船の合計総トン数が3,000トン以下であるもの。）
- (4) 水産加工業を営む個人
- (5) 水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。常時使用する従業者数が300人以下であるもの又はその資本の額若しくは出資の総額が1億円以下であるもの。）
- (6) 漁協及び漁業協同組合連合会
- (7) 水産加工業協同組合
- (8) (1) から (7) までに掲げる者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人で、政令で定めるもの（(2)、(3)、及び(5)から(7)までに掲げる者を除く。）

この「政令で定めるもの」は、次のとおりである。

- ア 水産業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、(1) から (7) までに掲げる者又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの（漁業又は水産加工業を行うものを除く。以下「水産業振興公益法人」という。）
- イ 水産物の保蔵、運搬又は販売の事業その他の水産業の振興に資する事業を主たる事業として営む会社であつて、(1) から (7) までに掲げる者が、株式会社にあつては総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有し、持分会社（同法第575条第1項に規定する持分会社をいう。）にあつては業務を執行する社員の過半を占めているもの（漁業又は水産加工業を営むものを除く。）。以下「漁業協同会社」という。
- ウ 法人でない団体（漁業又は水産加工業を営む者にあつては、その事業に常時従事する者の数が300人以下であるものに限る。）であつて、(1) 又は(3) から(5) までに掲げる者がその主たる構成員になっており、かつ、代表者、代表権の範囲その他農林水産大臣の定める事項について農林水産大臣の定める基準に従った規約を有しているもの（以下「任意団体」という。）。

この場合における、「農林水産大臣の定める事項」及び「農林水産大臣の定める基準」は、次のとおりとする。

(ア) 農林水産大臣が定める事項

- a 団体の目的
- b 団体の意思決定の機関及びその決定の方法
- c 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
- d 会費又は近代化資金の貸付けの対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合については、その徴収方法

なお、規約において定める事項は、上記の農林水産大臣の定める事項のほか、当然令第1条第3号の代表者及び代表権の範囲が含まれる。

(イ) 農林水産大臣の定める基準

- a 代表者の選任の手続を明らかにしていること。

- b 水産業の経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。
- c 団体の意志決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
- d 会費又は近代化資金の貸付けの対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収方法が衡平を欠くものでないこと。

2 融資機関

漁業近代化資金の融資機関は、次のとおりとする。

- (1) 貸付事業を行う漁協
- (2) 信漁連
- (3) 農中

3 償還期限及び据置期間

漁業近代化資金の償還期限及び据置期間は別表1のとおりとする。ただし、償還期限及び据置期間の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 据置期間は、償還期限に含まれるものとする。
- (2) 貸付期間は、漁業者等の償還能力及び施設の耐用年数等を勘案のうえ、それぞれの範囲内で、最短の期限及び期間を決定するものとする。
- (3) 貸付利率が同率の2種類以上の資金を同時に貸付ける場合における償還期限及び据置期間は、加重平均により算出される数値の端数を切り上げた期限及び期間の範囲内とする。
- (4) 東日本大震災により、主要な事業用資産について浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町長その他相当な機関から受けた者、又は水産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町長その他相当な機関から受けた者に対する一般資金の貸付けについては、令和3年3月31日までの間、別表1に定める償還期限及び据置期間をそれぞれ3年間延長した形で適用する。（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第113条及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）第5条）

4 利子補給率及び貸付利率

規則第2条の規定による利子補給率及び貸付利率は別表2のとおりとする。

5 貸付要件

(1) 漁船資金

漁船の建造、改造、又は取得資金については、原則として、次のいずれかに該当するものとする。

ア 木造漁船は4年以上、プラスチック漁船及び鋼船にあっては5年以上経過した老朽船の代船とするもの。

イ 傭船の解除又は許可の取得等により新規に漁船を必要とする者。

ウ 沈没又はだ捕により、滅失した漁船又は破損により使用不能となった漁船の代船とするもの。

(2) 個人施設資金及び共同利用施設資金

ア 当該施設の機能が十分発揮されるために必要な施設（例えば、電気施設、用排水施設、上下水道等）は、附帯施設として事業費に含めることができる。

イ 海面の養殖施設のうち真珠養殖施設については、養殖に供するつり籠、母貝及び核の単独取得を含むものとする。

ウ 敷地の取得については、当該施設の取得に必要な最小限の取得費を事業費に含めることができるが、土地代のみの資金は、それが後年度に施設を設置する目的のものであっても、対象としない。

エ まだい、はまち、真珠等の養殖施設については、国又は県の生産計画に基づき必要な範囲内のものとする。

オ 定置網の取得については、その全体を新たに取得する場合のほか、定置網を構成する網（垣網、囲い網、昇り網、箱網等）を個別に取得する場合についても対象とすることができる。

(3) 漁場改良造成施設資金

漁場改良造成施設は、漁場改良造成施設の改良、造成又は取得に必要な資金とする。

(4) 共同利用船舶資金

共同利用船舶は法第2条第1項第6号から第9号までに掲げる者が行う漁業者又は水産加工業者の共同利用に供する船舶の改造、建造又は取得に必要な資金とする。

(5) 水産物公害防止施設資金

水産物公害防止施設は、水産物の処理又は加工に伴って生ずる公害の防止のために必要な施設の改良、造成又は所得に必要な資金とする。

(6) 海浜等環境活用施設資金

海浜等環境活用施設は、海浜等環境活用施設の改良、造成又は取得に必要な資金とする。

この場合の海浜等環境活用施設とは、釣り場、潮干狩り場、管理施設、保安施設、休養施設、蓄養殖施設、水産物直売施設、特産民芸品加工施設、水産資料展示研修施設、自然生態観察施設、漁家民宿施設、遊漁船、屋内外調理施設、施設連絡道路、駐車場及び便所とし、次に掲げるものに限るものとする。

ア 漁家民宿施設にあつては、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域及び漁業近代化資金融通要綱（平成17年4月1日付16水漁第2705号農林水産事務次官通知）第3の1の地域（以下「離島振興対策実施地域等」という。）内に住所を有する法第2条第1項第1号に掲げる者が設置する宿泊する場所を複数人で共用する構造及び設備を主とする施設（スポーツ施設その他の附帯施設を含む。）であつて、次に掲げる要件を満たすものであること。

(ア) 当該施設を設置しようとする者が次に掲げる要件を満たす者であること。

a 当該離島振興対策実施地域等に引き続き定住をして漁業を営む意欲を有する者であつて、その営む漁業と併せ行う当該施設の経営によって収入を確保することが適当であると認められる者

b その保有する土地又は家屋を用いて当該施設を改良し、又は造成する者

(イ) 附帯施設がある場合にあつては、当該附帯施設が、本体施設（当該施設のうち附帯施設以外の部分をいう。）の機能を発揮させる上で必要不可欠であり、かつ、その規模が本体施設の利用者の数その他の事情に照らして過大でないものであること。

イ 遊漁船にあつては、離島振興対策実施地域等内に住所を有する法第2条第1項第1号又は第3号に掲げる者又は離島振興対策実施地域等の全部若しくは一部をその地区とする同項第6号に掲げる者であつて、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第4条第1項に規定する遊漁船業者の登録を受け、又は受けることが確実と見込まれる者が、改造、建造又は取得する総トン数20トン未満のものであること。

ウ 屋内外調理施設にあつては、離島振興対策実施地域等の全部若しくは一部をその地区とする法第2条第1項第6号若しくは第7号に掲げる者又は当該地域に引き続き定住をして漁業を営む意欲を有する漁業者であつてその営む漁業と併せ行う当該施設の経営によって収入を確保することが適当であると認められる者が設置するもの。

エ アからウまでに掲げる施設以外の施設にあつては、漁業近代化資金融通要綱第3の2に掲げる要件を満たすものであること。

(7) 漁村給排水施設資金

漁村給排水施設は、漁村における給排水施設の改良、造成又は取得に必要な資金とする。

この場合の漁村給排水施設とは、共同利用の水道施設又は下水道施設に接続する給排水施設及び水質汚濁が漁業生産に影響を及ぼし、又はそのおそれがあると知事が認めた地域内において設置される屋内施設（屋内排水管及びこれと直接接続するものに限る。）であつて、法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる者が設置するものをいう。

(8) 漁家住宅資金

漁家住宅は、離島振興対策実施地域等内に住所を有する法第2条第1項第1号又は第4号に掲げる者が、次のいずれかに該当する場合に行う住宅の改良、造成又は取得に必要な資金とする。

ア 漁業後継者であつて、婚姻のために新たにその住宅を造成する場合（自らの居室を設けるためにその住宅を改良する場合を含む。）。

イ 漁業又は水産加工業に伴って生ずる公害の防止のために移転する場合。

ウ 国、県又は市町村の作成した計画に基づく事業の実施に伴い移転する場合。

(9) 初度的経営資金

初度的経営資金は、漁業近代化資金、株式会社日本政策金融公庫の資金又は沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第2条第2項に規定する経営等改善資金若しくは同条第4項に規定する青年漁業者等養成確保資金の融通を受けて次に掲げる取組のために漁船の改造、建造若しくは取得又は施設の改良、造成若しくは取得を行う者が、当該取組の初期の段階に要する資金とする。

ア 漁業種類の転換

イ 経営規模の拡大

ウ 水産加工品の原材料若しくは製品の転換又は加工若しくは製造の方法の改善

エ 漁業又は水産加工業の経営の開始

オ 自然災害その他のやむを得ない事由により中断していた漁業又は水産加工業の経営の再開

(10) 密漁監視施設資金

密漁監視施設は、密漁の監視に必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金とする。

(11) 水産業労働力確保施設資金

水産業労働力確保施設資金は、水産業労働力確保施設（労働者の利用に供する宿泊施設及び食堂、浴室その他の休憩施設）の改良、造成又は取得に必要な資金とする。

(12) 被災者対策資金

被災者対策資金は災害により損失を受けた漁業者が施設等の更新等に要する資金で、市町が別に定める率以上の利子補給を行う場合に限り、次に掲げる要件のいずれかに該当する者に貸付けするものとする。ただし、特別被害者は天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく指定災害又は三重県農林漁業災害資金融通に関する補助金交付要綱に基づく指定災害による被害漁業者とする。

ア 一般被害者

魚類、貝類及び海藻類の流失等による損失額が平年漁業総収入の30%以上である旨の市町長の認定を受けたもの。

イ 特別被害者

(ア) 魚類、貝類及び海藻類の流失等による損失額が平年漁業総収入の50%以上である旨の市町長の認定を受けたもの。

(イ) 漁業用施設の損壊等による損失額が当該施設の被害時における価値の70%以上である旨の市町長の認定を受けたもの。

(13) 災害資金

災害資金は災害（養殖業にあつては養殖物の病害を含む。）により損失を受けた漁業者が、その経営を維持するために要する資金で、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

ア 平年漁業総収入の30パーセント以上の損失を受けた者。

イ 魚類養殖業者にあつては、養殖物の死亡又は減失による損失評価額の評価総額に対する割合が15パーセント以上で、損失評価額が100万円以上の者。

6 貸付限度額

漁業者等に対する貸付限度額は、貸付金の残高の合計額をいう。

(1) 一般資金の限度額

一般資金の貸付限度額は次の表のとおりとする。

	借 受 者	貸 付 限 度 額
個人 施設 等	20トン以上の漁船を使用して漁業を営む個人、法人及び任意団体	3億6,000万円以内
	20トン未満の漁船を使用して漁業を営む個人、法人及び任意団体、水産加工業を営む個人、法人及び任意団体	9,000万円以内
	養殖業を営む法人	3億6,000万円以内
	養殖業を営む個人	9,000万円以内
	20トン未満の漁船を使用する漁業、養殖業（個人）又は水産加工業のいずれかを併せ営む個人及び法人	3億6,000万円以内
	その他の漁業を営む個人	1,800万円以内
共同 利用 施設	水産業協同組合（漁業生産組合を除く。）、水産業振興公益法人、漁業協同会社及び任意団体	12億円以内

(2) 特定資金の限度額

特定資金の貸付限度額は次の表のとおりとする。

資金の種類	借 受 者	貸 付 限 度 額
-------	-------	-----------

災害資金	災害により損失を受けた漁業を営む個人及び法人	個人	600万円以内
		法人	1,200万円以内

(3) 貸付限度額の特別承認

ア (1)又は(2)の規定にかかわらず、近代化資金を借り入れる漁業者等に係る貸付金の合計額が、当該漁業者等の経営規模及び事業計画からみて妥当なものであることを前提に、以下の理由がある場合において、法2条第3項第1号の規定により申請し、知事が承認したときは、その額を貸付限度額とする。

(ア) 当該資金が、当該漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化に特に資すると認められる漁船の改造、建造又は取得、施設の改良、造成又は取得、水産動植物の種苗の購入又は育成その他の取組に必要な資金であること。

(イ) 当該資金を活用し、漁業経営上、必要不可欠な改造、建造又は取得する漁船で、過度な装備でないものであり、かつ、同じ漁業種類を営む他の漁業者と比較して、価格水準が同じであると認められること。

イ 特別承認の申請は様式第20号及び21号により行うものとする。

7 融資率

(1) 漁業近代化資金の融資率は、資金の適正、かつ効率的な運用をはかる見地から、当該施設資金等にかかる施設の改良造成又は取得に要する経費の額の100分の80以内とする。ただし、次のアからウのいずれかに該当する場合において、知事が特に必要と認めた場合は、100分の100以内の融資を認める。

ア 当該融資に係る事業規模が当該漁業者等の経営規模からみて妥当なものであり、当該融資に係る償還確実性が十分に確保されていること。

イ 浜の活力再生プラン、浜の活力再生広域プラン又は漁船漁業構造改革広域プラン等の事業に取り組む漁業者若しくは漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和51年法律第43号)に基づき漁業経営改善計画を策定し、農林水産大臣又は都道府県知事から認定を受けた漁業者(認定漁業者)であること。

ウ 大雨、台風、地震等の自然災害からの早急な復旧が必要であること。

(2) 融資に際しては、借受者の自己資金調達能力を勘案のうえ、真にその者が必要とする資金を実情に則して貸付けることとし、多額の自己資金が預貯金等に運用されているにもかかわらず、所要資金の相当額を漁業近代化資金の貸付けに依存することのないように留意するものとする。

(3) 融資率特別承認の申請は様式第16-1号及び16-2号により行うものとする。

8 総トン数の特別理由

要綱第3の(1)の表の第1号資金の種類欄の特別の理由は、(1)から(3)までのいずれか及び(4)に該当するものであることとする。

(1) 一の都道府県における一の漁業の種類に係る漁法、漁業時期及び漁獲能力が、総トン数130トン未満の漁船と、総トン数が130トン以上であって指定を受けようとするトン数未満の漁船とで、おおむね同様であること。

(2) 一の都道府県における一の漁業の種類が、その都道府県における漁業の生産量又は生産額の相応を占めるなど、当該都道府県において重要な漁業となっており、漁業近代化資金を活用した漁船の改造、建造又は取得が、浜の活力再生プランや浜の活力再生広域プラン等の事業を活用した取組であり、所得の向上や競争力強化につながるとともに、漁業・漁村地域の活性化に寄与するものと認められること。

(3) 一の都道府県における一の漁業の種類において、総トン数130トン未満の漁船と総トン数130トン以上であって指定を受けようとするトン数未満の漁船を使用する漁業が、漁業調整を図るなど協力して資源管理等に取り組んでいること。

(4) 融資する漁協系統金融機関(漁協又は信漁連)において、経営の健全性と安定性が確保されていること。

第5 利子補給

知事は、漁業近代化資金を貸付ける融資機関に対し、規則の定めるところにより、予算の範囲内において当該漁業近代化資金にかかる利子補給金を交付するものとする。

1 利子補給契約の締結

漁業近代化資金にかかる利子補給金の交付を受けようとする融資機関は、規則第3条に定めるところにより、あらかじめ利子補給契約(様式第1号、以下「契約」という。)を締結しなければならない。

2 融資機関の認定

知事は、漁業近代化資金を貸付けようとする漁協等と契約を締結するにあたり、当該漁協等の業務体制が未整備であり、かつ平常諸法令、規則等に対する遵守の度合が低く、かつ債権保全能力が著しく低いと認められる場合は契約を取り交わさないことができる。

3 契約に基づく書類の様式は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|----------|
| (1) 契約第2条の利子補給承認申請書 | (様式第2号) |
| (2) " 第2条の利子補給承諾書 | (様式第3号) |
| (3) " 第4条の利子補給条件変更承認申請書 | (様式第4号) |
| (4) " 第4条の利子補給条件変更承諾書 | (様式第5号) |
| (5) " 第5条の貸付実行報告書 | (様式第6号) |
| (6) " 第5条の利子補給条件変更報告書 | (様式第7号) |
| (7) " 第5条の貸付不実行報告書 | (様式第8号) |
| (8) " 第7条の利子補給金請求書 | (様式第9号) |
| (9) " 第9条の利子補給金計算明細表 | (様式第10号) |

第6 借入れ手続

1 漁協から借入れる場合

- (1) 借入希望者は、借入申込書（様式第11号の1（個人施設用）又は様式第11号の2（組合施設用））を漁協に提出する。
- (2) 漁協は、前項の借入申込書が提出された場合は内容を審査のうえ、必要ある場合は市町、水産業普及指導員等の意見を徴し、利子補給承認申請書を作成し、これに借入申込書（写し）を添付のうえ県（当該申請者の住所地を所管する農林水産事務所）に提出するものとする。

2 信漁連又は農中から借入れる場合

- (1) 借入希望者は、借入申込書を信漁連（農中）に提出する。
- (2) 信漁連（農中）は、前項の借入申込書が提出された場合は内容を審査のうえ、利子補給承認申請書を作成し、これに借入申込書（写し）を添付して県へ提出するものとする。

第7 県の承認手続

県は、利子補給承認申請書の内容を審査のうえ、利子補給の諾否を決定し、融資機関にその旨を通知する。

第8 貸付の実行

- 1 融資機関が貸付を実行をしようとするときは、事業の実施時期、必要資金量、事業計画達成の確実性並びに当初の事業計画を変更する必要があるかどうか等を再検討し、適当と認めたものについては、これを行うものとする。
- 2 融資機関が貸付を実行したときは貸付実行報告書を、貸付を実行しないことに決定したときは借入申込者にその旨通知するとともに貸付不実行報告書を「第6 借入れ手続」の経路に準じて翌月の10日までに県に提出するものとする。
- 3 漁業近代化資金について利子補給契約書第3条に定める期間（2ヶ月）は原則として購入、取得のみの場合（育成に要する資金を除く）であり、その他の場合（改良造成等）は、事前に漁業近代化資金貸付実行延期届（様式第13号）を提出したうえで6ヶ月以内に貸付を実行するものとする。なお、上記の期間をやむを得ない事由により超えることが事前にわかっている場合には、利子補給承諾時に承諾を受けること。

前記期間内に貸付を行わないもの、又は延期届を提出しないものは原則として利子補給の対象としないものとする。

第9 資金の管理

- 1 融資機関は、貸付実行の際借受者の貯金口座を開設し、貸付金及び自己資金を同口座に振込み、資金管理を行うものとする。
- 2 融資機関は、貸付実行の際、貸付金が目的以外に使用されることを防止するため必要があると認めるときは、「貸付保留金」として貸付金の全部又は一部を留保するものとする。
この場合、借受者から資金の払出しの請求があったときは、借受者の資金所要状況あるいは、貸付対象事業の進捗状況を勘案して必要と認める金額を前項の貯金口座へ振替のうえ払出するものとする。

第10 事前着工

本制度においては、原則として事前着工は認めない。ただし、利子補給承認申請日以降利子補給承諾を受けるまでの間に事業着手の必要性が認められるもので事前着工届（様式第14号）を知事に提

出し、その承認を受けたものについては、この限りではない。

第11 事業完了の確認

融資機関は、貸付対象事業が完了したときは、遅滞なく借受者から漁業近代化資金事業完了届（様式第15号）を提出させ、必要と認めたときは現地調査により、資金使途の確認をしなければならない。

第12 償還方法

償還方法は年1回又は年2回の分割とし、その期日は別に定めるものとする。

第13 融資率の変更

融資機関は、借受者が事業実施の結果、その事業費の額が利子補給承認申請書の添付書類に記載された金額を下まわり、融資率が100分の80をこえることとなる場合において特に必要止むを得ないと認められるときは、漁業近代化資金融資率特認申請書（様式第16-3号）を知事に提出し、その承認を得て、100分の90以内まで融資を行うことができるものとする。

第14 利子補給条件等の変更

1 融資機関は、貸付を実行後、その借受者から被災その他特別の理由により元金の支払、その他利子補給の条件の変更について申し出を受け利子補給条件を変更するときは、利子補給条件変更承認申請書（様式第4号）を県に提出し、その承認を受けるものとする。

県より利子補給条件変更承諾書を受けた融資機関は直ちに変更に伴う処置を講じ、その結果を利子補給条件変更報告書（様式第7号）により、1週間以内に報告するものとする。

2 事業計画の変更は原則として利子補給承諾前とするが、やむを得ない理由により変更しようとする場合融資機関は借入申込者から事業計画変更願（様式第12-2号）を提出させ、その写しを添付のうえ事業計画変更承諾申請書（様式第12-1号）を県に提出し、その承諾を受けるものとする。

ただし、承諾を要する重要な変更とは次に掲げるものとする。

（1）当初事業費の3割を越える変更。

（2）対象施設の変更。

3 融資機関は利子補給条件変更にあつては債権の管理回収、事業計画の変更にあつては資金効率に留意して審査を行ってから申請手続をとるものとする。

なお、上記以外の軽微な変更については届出をもって足りるものとする。

第15 保証人及び担保

この制度に基づく資金の貸付にあつての保証人の徴求については、過度に依存しないよう留意するとともに、原則として経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないようにするものとし、その貸付先の規模、事業の種類等により必要と認める場合は担保を徴求することとする。

この場合の担保はできるかぎり融資対象物件とするよう配慮することとし、過大な担保徴求あるいは、過少な担保評価額等により借受者に過重な負担をかけることのないようにする。

なお、共同経営を行っている経営体に対する融資等、一部の漁業融資における経営者以外の第三者の個人連帯保証が行われている実態について、画一的に否定するものではない。

第16 債権の管理

融資機関（信漁連、農中を除く）は、漁業近代化資金の貸付後、その債権の管理、回収の万全を期するため、組合員の水揚代金の全額貯金振替、系統送金体制の確立並びに漁業共済へ加入の実現を図るとともに、償還が円滑に行われるよう必ず償還準備貯金の積立を実施することとする。

なお、延滞が発生した場合、利子補給金請求の際に延滞額明細表（様式第10号附属表1）を知事に提出するものとする。

第17 繰上償還

融資機関は、借受者から繰上償還があつたときは、漁業近代化資金繰上償還報告書（様式第17号）を遅滞なく知事に提出するものとする。

第18 経理

漁業近代化資金は、漁業近代化資金貸付金勘定で処理し、資金種類別に整理を行いうるものとする。

第19 利子補給金の請求

利子補給金の請求は、上期、下期ごとに利子補給金請求書（様式第9号）を2部作成し、県へ提出して行うものとする。

請求書添付の計算明細表記入上特に留意すべき事項は次のとおりである。

- (1) 期首約定融資残高は、前回申請の期末融資残高と一致し、かつ、1月1日は前年下期、7月1日は上期残高移動報告の融資残高と符号する。
- (2) 期中貸付額、期中約定及び繰上償還額、期中発生延滞元金もそれぞれの月日はそれに対応する各残高移動報告と符号する。
- (3) 融資平均残高は、計算期間中の毎日の最高残高の総和（積数という。）を年間日数で除して得た額（積数／365（円未満の端数は切捨））である。
- (4) 計算区分は、承認年度ごとに第3の3の別表に示す資金別に区分し、それぞれ別に計算する。

第20 残高移動報告

融資機関は、毎年上期（1月1日から6月30日まで。）及び下期（7月1日から12月31日まで。）の融資残高移動状況を取りまとめて、漁業近代化資金残高移動報告書（様式第18号）を作成し、各期末の翌月10日までに県に提出するものとする。

この場合、特に年度別、資金別区分に注意することとする。

- (1) 資金区分は、第3の3の別表に分類し、それぞれ別欄に記入すること。（承諾書の資金区分及び利子補給率により分類する。）
- (2) 年度区分は、利子補給承認年度による。したがって、承諾月日が4月1日から翌年3月31日までの日付のものを当該年度として区分することになる。なお、資金ごとに小計を付し更に合計をすることとする。
- (3) 貸付件数及び貸付金額は、当期間の貸付実行報告と一致すること。
- (4) 元金延滞額は、各期末に現に延滞中の元金額である。うち今期発生延滞額の欄には、当期中に発生した延滞額中期末に残高として残っているもの、すなわち元金延滞額の内数として記入する。

第21 利子補給金の支払

利子補給金の支払事務の簡素化及び迅速化をはかる目的で、融資機関が漁協の場合は信漁連が代理受理して送金することを原則とする。

第22 漁業近代化資金に係る債務の保証及び出資

- 1 融資機関は、漁業者等に対する漁業近代化資金の融通を円滑にするため、原則として全国漁業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の保証に付するものとする。
この場合の債務保証に関しては、基金協会の定款、業務方法書及び規約の定めるところによる。
- 2 基金協会に対する県の出資
県は、予算の範囲で基金協会に対して漁業近代化資金に係る保証債務の弁済に充てるための基金とすることを条件として出資するものとする。
- 3 県の出資対象額
漁業近代化資金の当該年度末の保証に係る元本の残高に係る保証見込額に15分の1を乗じて得た額から前年度末までに国から県に交付された補助金の額の4倍に相当する額を控除した額に2分の1を乗じて得た額。
- 4 基金の管理
基金協会は漁業近代化資金と一般資金を区分して管理するものとする。
- 5 出資引受の申請
基金協会が出資を受けようとするときは、出資金拠出申請書（様式第23号）を毎年6月10日までに県に提出するものとする。
- 6 実績報告
基金協会は、県の出資に係る基金造成に関し出資実績報告書（様式第24号）を翌年度4月10日までに県に提出するものとする。
- 7 出資の引上げ
県は、基金協会が漁業近代化資金に係る業務の保証の来務を廃止した場合は、別に定めるところにより漁業近代化資金の基金として管理されている金額及び当該業務に係る弁済によって得た求償権の行使により、その後において取得した金額の合計額のうち、県が出資した割合に応じて算出した額を引上げるものとする。

第23 その他

1 補助金との関係

国又は地方公共団体の補助金の交付決定を受けた事業について、補助残事業費部分についての漁業近代化資金の融資は認めるものとする。

また、漁業近代化資金の借入れによって行った事業につき、国又は地方公共団体の補助金の交付を

受けたときは、償還期限にかかわらず交付のあったのち、これを遅滞なく借入金債務の弁済にあてるものとする。

2 漁業近代化資金に係る地方税法の特例

(1) 不動産取得税

水産業協同組合が近代化資金の貸付け（融資期間において、当該貸付けの申込みの受理が令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間に行われたものに限る。）を受けて漁業者の共同利用に供する施設であって保管、生産又は加工の用に供する家屋を平成29年4月1日以後に取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が2分の1を超える場合にあっては、2分の1）を乗じて得た額を価格から控除することとされている。（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）附則第9条第3項）

(2) 固定資産税

漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会が近代化資金の貸付けを受けて共同利用に供する機械及び装置（1台又は1基の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下同じ。）が330万円以上のものに限る、農山漁村環境整備のための機械及び装置に係るものであって総務省令で定めるものを除く。以下同じ。）を取得した場合の当該機械及び装置に対して課する固定資産税の課税標準は、当該機械及び装置に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、当該機械及び装置の価格の2分の1の額とすることとされている。（地方税法附則第15条第45項、地方税法施行令附則第11条第45項から第47項まで並びに地方税法附則第6条第82項及び第83項）

(3) 事業所税

水産業協同組合等が設置する漁業者の共同利用に供する施設のうち、生産の用に供するもの又は近代化資金の貸付けを受けて設置されるものであって保管、加工若しくは流通の用に供するもの、農林水産業者の研修のための施設及び農林水産業に関する試験研究のための施設に係る事業所床面積及び従業者給与総額に対しては、事業所税を指定都市等は課することができないとされている。（地方税法第701条の34第3項第12号、地方税法施行令第56条の28第2項及び地方税法施行規則第24条の4）

3 東日本大震災被害漁業者に係る印紙税法の特例

融資機関が東日本大震災被害漁業者に対して行う近代化資金の貸付（当該融資機関が行う他の近代化資金の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う近代化資金の貸付けに限る。）に係る印紙税法（昭和42年法律第23号）別表第1第1号の課税物件の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書のうち、平成23年3月11日から令和3年3月31日までの間に作成されているものについては、印紙税を課さないこととされている。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第47条及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号）第37条第1項第7号及び第2項第7号）

4 この要綱の実施のため必要な細目は別に定める。

(別表1) 償還期限及び据置期間

1 一般資金

資金の種類		貸付期間	
		償還期限	うち据置期間
第1号資金	(1) 総トン数20トン未満の漁船の建造、取得、改造	鋼船及びFRP20年以内 木船9年以内	鋼船及びFRP3年以内 木船2年以内
	(2) 総トン数20トン以上130トン未満(※特別理由による130トン以上)の漁船の建造、取得、改造		
	(3) 漁船用機器の取得、改造 推進機関、補機関、プロペラ装置、発電機、無線機、いか釣機、魚群探知機、方向探知機、ロラン、レーダー、ジャイロコンパス、衛星航法装置、気象図模写受信施設、造水装置、冷凍冷蔵装置、トロールウィンチ、パワーブロック等の漁撈装置、膨張型救命筏その他救命設備、油圧装置等	10年以内	3年以内
第2号資金	下記施設の改良、改造、取得 (1) 漁船漁具保管修理施設：漁船修理施設、漁船機関修理施設、染網施設、漁具倉庫、船揚施設等 (2) 漁業用資材保管施設：給油タンク、資材えさ倉庫等 (3) 漁船用油水供給施設：給油船、給水施設等 (4) 養殖池 (5) 蓄養池 (6) 水産種苗生産施設：採苗施設、飼育池等 (7) 養殖用作業舎 (8) 水産物処理施設：荷さばき販売所建物(卸売場建物、仲買売場建物、買荷保管積込所建物及び場内事務所を含む。)、水揚機械施設、海水浄化施設、給排水施設、衛生施設、消火施設、構内舗装、計算センター、トラックスケール、せり機械施設等 (9) 水産物保蔵施設：水産物倉庫、冷蔵施設等 (10) 水産物加工施設 (11) 製氷冷凍施設：製氷施設、冷凍施設 (12) 水産物等運搬施設：運搬船等 (13) 水産物販売施設：活魚等販売施設 (14) 漁業用通信施設：漁業用無線陸上施設、テレタイプ、テレックス等	個人施設 15年以内 共同利用施設 20年以内	3年以内
第3号資金	下記機具の取得 (1) 漁場改良造成用機具：ブルドーザー、パワーショベル等 (2) 漁船用油水供給用機具：給油車、給水車等 (3) 水産種苗生産用機具：ヒーター、培養器等 (4) 養殖用えさ調製供給用機具：給餌機、ミンチ、チョッパー、播漬器等 (5) 養殖用肥料薬剤施用機具：浮タンク、散布機械等 (6) 養殖水産物収穫用機具：のりつみ機等 (7) 水産物等運搬用機具：運搬車、場内運搬機械等 (8) 生産・経営管理情報処理用機具：電子計算機等	個人施設 7年以内 共同利用施設 10年以内	2年以内
第4号資金	下記施設の取得 (1) 漁具(海面施設)：漁網鋼、浮子、沈子、ラジオブイ、集魚灯、潜水用具、えり、やな、かご、つりざお等 (2) 養殖いかだ(つりかご、母貝及び核の単独取得を含む。) (3) その他農林水産大臣の定める施設：はえなわ式養殖施設(注)、仕切網養殖施設、ひび建養殖施設、浮流式のり養殖施設、小割式養殖施設(注)つりかご、母貝及び核の単独取得を含む。	5年以内 大型定置網 10年以内	2年以内
第5号資金	(1) 養殖資金：通常1年以上の期間育成する指定水産動植物(ただし、とこぶし、はまぐり及びわたりがにを除く。)の種苗の購入又は育成に必要な資金 (2) 増殖資金：あかがい、あさり、あわび、いわがに、うに、くるまえばい、さけ、たい、とこぶし、はまぐり、ひらめ、ほたてがい又はわたりがにの放流種苗の購入又は放流までの間の育成に必要な資金	5年以内	2年以内(ただし、ぶり、ほたてがい又は真珠貝(施術の翌々年に浜揚げされるものに限る。)については3年以内)
第	下記施設等の改良、造成、取得、建造	20年以内	3年以内

6号資金	漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村多目的施設、生活安全保護施設、連絡道及び廃棄物処理施設		
第7号資金	下記施設等の改良、造成、取得、建造 (1) 漁場改良造成施設：開発機械施設、のり防波導流施設、たこ産卵施設等（施設と一体的に融資する増養殖種苗の取得を含む） (2) 漁協等が共同利用に供する船舶：監視船、指導船等 (3) 水産物の処理加工に伴って生ずる公害防止のために必要な施設 (4) 海浜等環境活用施設：釣り場、潮干狩り場、管理施設、保安施設、休養施設、蓄養殖施設、水産物直販施設、特産民芸品加工施設、水産資料展示研修施設、自然生態観察施設、漁家民宿施設、遊漁船、屋内外調理施設、施設連絡道路、駐車場及び便所 (5) 漁村給排水施設：給排水施設、浄化槽等 (6) 漁家住宅 (7) 初度的経営資金 (8) 密漁監視施設 (9) 水産業労働力確保施設資金：宿泊施設、休憩施設（食堂、浴室等）	個人施設 12年以内 漁村給排水施設、漁家住宅、水産業労働力確保施設 15年以内 初度的経営資金 5年以内 共同利用施設 15年以内	個人施設 2年以内 漁村給排水施設、漁家住宅、水産業労働力確保施設 3年以内 初度的経営資金 2年以内 共同利用施設 3年以内
第8号資金	後継者育成資金 第1号資金（20トン以上の漁船を除く）から第5号資金まで及び第7号資金の項に掲げるもののうち知事が適当と認めた漁業後継者に貸し付ける資金	第1号資金から第5号資金まで及び第7号資金に掲げる期間以内	第1号資金から第5号資金まで及び第7号資金に掲げる期間以内
第9号資金 削除			
第10号資金	被災者対策資金 第1号資金（20トン以上の漁船を除く）から第5号資金まで及び第7号資金の項に掲げるもののうち知事が適当と認めた被災漁業者に貸し付ける資金 (1) 一般被害者資金 (2) 特別被害者資金	第1号資金から第5号資金まで及び第7号資金に掲げる期間以内	第1号資金から第5号資金まで及び第7号資金に掲げる期間以内

2 特定資金

	資金の種類	貸付期間	
		償還期限	うち据置期間
災害資金	災害復旧に必要な資金 (1) 被災漁業施設等の修繕費・・・漁船、養殖施設、漁網鋼等 (2) 再生産費・・・種苗購入費、餌料代、薬品代、雇用労賃等 (3) 購買未払金・・・被災養殖物の育成に要した飼料、薬品等に係るもの	5年以内	2年以内

(別表2) 漁業近代化資金金利一覧表

資金項目		基準金利		利子補給率		市町及び融資機関等の補給率				貸付利率	
		旧	新	旧	新	市町		融資機関等		旧	新
						旧	新	旧	新		
一般 個人 施設 資金	一 般	年1.50%以内	年1.60%以内	年1.30%	年1.30%					年0.20%以内	年0.30%以内
	20トン以上漁船	年1.50%以内	年1.60%以内	年1.25%	年1.25%					年0.25%以内	年0.35%以内
	後継者育成資金	年1.50%以内	年1.60%以内	年1.30%	年1.30%					年0.20%以内	年0.30%以内
	被災者対策資金(一般)	年1.50%以内	年1.60%以内	年1.30%	年1.30%					年0.20%以内	年0.30%以内
	被災者対策資金(特別)	年1.50%以内	年1.60%以内	年1.30%	年1.30%					年0.20%以内	年0.30%以内
	5号資金(特利)	年1.50%以内	年1.60%以内	年1.40%	年1.45%					年0.10%以内	年0.15%以内
共同 利用 施設 資金	一 般	年1.00%以内	年1.00%以内	年0.80%	年0.70%					年0.20%以内	年0.30%以内
特定 資金	災 害 資 金	年1.50%以内	年1.60%以内	年1.30%	年1.30%					年0.20%以内	年0.30%以内
	災害資金(特利)	年1.50%以内	年1.60%以内	年1.40%	年1.45%					年0.10%以内	年0.15%以内

(令和3年10月18日適用)

- 注 1. 資金項目の一般資金の個人施設の一般は、融資機関が、漁業を営む個人等に貸し付ける場合であって、資金の種類
の1号資金のうち総トン数20トン以上130トン未満の漁船の建造、取得、改造を除くもの及び第2号資金から第9号資金に
掲げるものをいう。
2. 資金項目の一般資金の共同利用施設の一般は、信漁連が、漁業協同組合等に貸し付ける場合であって、資金の種類
の1号資金、2号資金、3号資金、6号資金及び7号資金に掲げるものをいい、それ以外の貸付けについては個人施設の
一般扱いとする。
3. 基準金利、利子補給率及び貸付利率の「新」の各欄は、適用日以降の金利及び各率を表す。
4. 基準金利、利子補給率及び貸付利率の「旧」の各欄は、適用日前日までの金利及び各率を表す。
5. 一般資金の個人施設の被災者対策資金(特別)の利子補給率及び貸付利率については、資金の貸付けのあった日か
ら7年間に限るものとし、その期間を経過した後は、それぞれの資金種類ごとに定められた率とする。

三重県漁業近代化資金事務取扱要領

最終改正 令和3年10月18日 農林水第19-3080号

第1 趣旨

漁業近代化資金融通制度の運用にあたっては、漁業近代化資金融通法、漁業近代化資金融通法施行令、漁業近代化資金融通法施行規則、漁業近代化資金融通法施行規程、三重県漁業近代化資金利子補給金交付規則及び三重県漁業近代化資金融通制度要綱（以下「要綱」という。）等に定めるもののほかこの事務取扱要領により適正かつ円滑に処理するものとする。

第2 借入資格者及び貸付限度額

法人の資格を有しない団体等がその団体の経営のために必要とする漁業近代化資金の借受資格者及び貸付限度額については、次のとおりとする。

1 借受資格者

- (1) 共同経営あるいは任意団体は構成員全員の連帯とし、連名で借入申込をするものとする。
- (2) 定置漁業における共同組合等構成員が多数で連名による借入申込が著しく困難な団体で且つ、その組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理等が確定していて多数決の原則が行われている団体にあつてはその代表者とすることができる。

2 貸付限度額

- (1) 1の(1)に掲げるものの貸付限度額は、その団体を要綱第4の1の(1)又は(4)とみなす。
- (2) 1の(2)に掲げるものの貸付限度額は、その団体を要綱第4の1の(3)又は(5)とみなす。

3 その他

融資対象物件の登記、登録等については各構成員（借入申込者）の持分に応じて行うものとする。

第3 貸付要件

要綱第4の3の別表に掲げる資金種類等の具体的取扱いについては、次のとおりとする。

1 1号資金

(1) 中古漁船の改造、取得に係る償還期限

要綱第4の3の別表に掲げる償還期限以内とし、対象物件の状態により融資機関が適切に設定するものとする。

2 2号資金

2号資金のうち機械類を単独取得する場合の償還期限は要綱の規定にかかわらず8年以内とする。

3 5号資金

(1) 第5号資金の養殖資金の取扱いにあたっては1年以上の期間動植物を育成し、かつ次に掲げる条件に適合するものに限るものとする。

ア 魚類養殖にあつては三重県魚類養殖指導指針（昭和54年1月5日付け水振第5号）を遵守すること。

イ 養殖共済対象魚種にあつてはすでに共済に加入しているか若しくは加入が確実なものであること。

ウ 種苗の購入数量を確実に漁協に報告していること。

(2) 第5号資金の増殖資金の取扱いについては、次のとおりとする。

ア 当該資金の借受資格者は要綱第4の1の(6)に掲げる者で、自ら放流事業を行う場合に限るものとする。

イ 当該資金の育成費の範囲は、放流までの育成期間中の餌料代、薬品代、雇用労賃等の直接的現金経費とする。

4 7号資金

(1) 第7号資金の特定の漁家住宅資金の取扱いについては、次のとおりとする。

当該資金の運用に当たっては、漁業後継者の婚姻のために漁家住宅を取得又は造成する場合の借受資格者は、現に漁業に従事している漁業後継者を原則とするが、当該漁業後継者に貸し付けることが困難な場合には、当該漁業後継者の直系尊属を借受資格者とすることもできることとする。

なお、利子補給承認は、婚姻の相手方が定まった時から婚姻関係の成立後5年以内の間に申請の

あったものに限るものとする。

ただし、貸付けを受けようとする漁業後継者が満25歳以上の場合にあつては、婚姻の相手方が定まっていなくても申請できるものとする。

(2) 第7号資金の初度的経営資金の取扱いについては、次のとおりとする。

漁業転換等に伴って必要とする初期投資費用であつて、償還に1年以上を要する次に掲げるものとする。

- ア 燃油、えさ、薬品等の購入費、原魚買付費、光熱水費、雇用労賃等の直接的現金経費
- イ 小漁具の購入費
- ウ 漁業用施設、漁業用機具及び漁具の修繕費
- エ 水産加工用施設及び水産加工用機具の修繕費
- オ 漁業経営及び水産加工経営の近代化に必要な技術修得費

5 8号資金

第8号資金の借受資格者については、現に漁業に従事し、又は近く漁業に従事することが確実であり、かつ将来漁業の経営を実質的に承継する者であつて、年度始（4月1日現在）に18才以上35才までの者を原則とする。ただし、最近3年以内にUターン就業したとみなされるものについては40才未満の者とする。

なお、当該地区の漁業協同組合長の推薦（様式第11号の1附表）のある者に限るものとする。

6 10号資金

(1) 要綱第4の5の（12）に規定する市町が融資機関に対して行う利子補給の率は次のとおりとする。

- ア 一般被害者資金 年 0.0%以上
- イ 特別被害者資金 年 0.0%以上

なお、当該資金の性格に鑑み融資機関に利子軽減等の協力措置を期待する。

(2) 貸付期間

当該資金の貸付けを受けることができる期間は、災害が発生又は指定された月の翌月から起算して5ヶ月目の末日までとする。

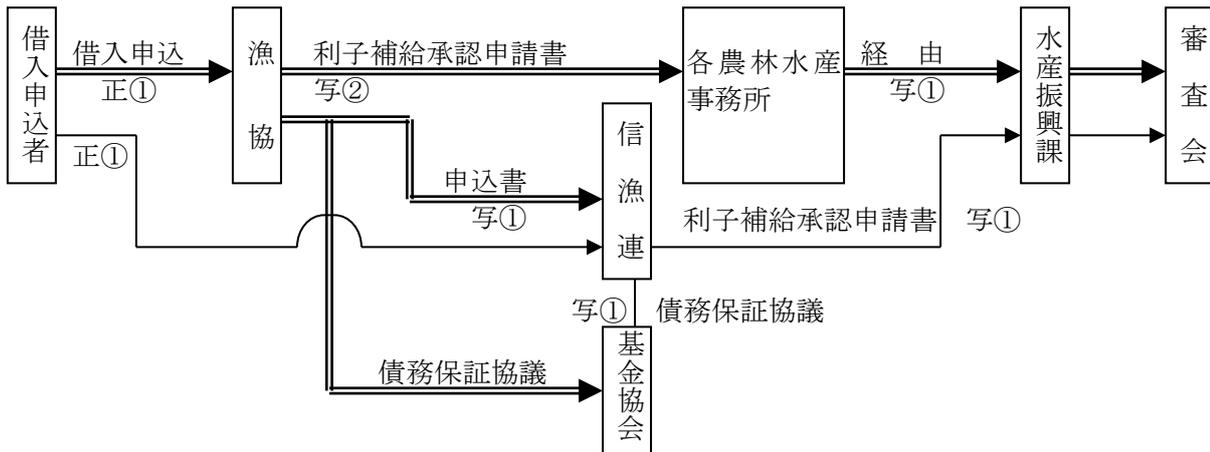
7 災害資金

災害資金の借受資格者は要綱第4の5の（13）に定める要件を満たし、かつ次の掲げる条件に適合する者に限るものとする。

- ア 市町長により被害の認定を受けた者で、かつ漁業協同組合又は、東日本信用漁業協同組合連合会により経営の再建が可能である旨の認定を受けた者。
- イ 養殖業にあつては、漁業災害補償法に基づく養殖共済に既に加入している者（養殖共済の引受魚種でないものを除く。）又は被災後1年以内に養殖共済に加入する旨の意志を表明した者。

漁業近代化資金借入手続き経路一覧表

① 申請経路

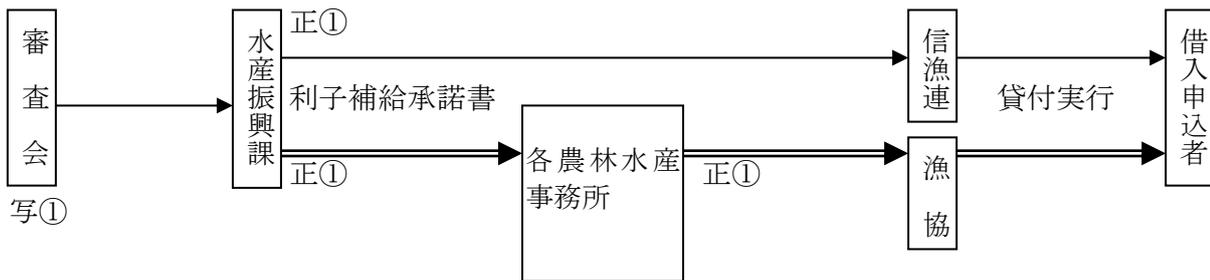


注 1) 提出期限時については漁業近代化資金融通制度要綱運用方針にて別途定める。

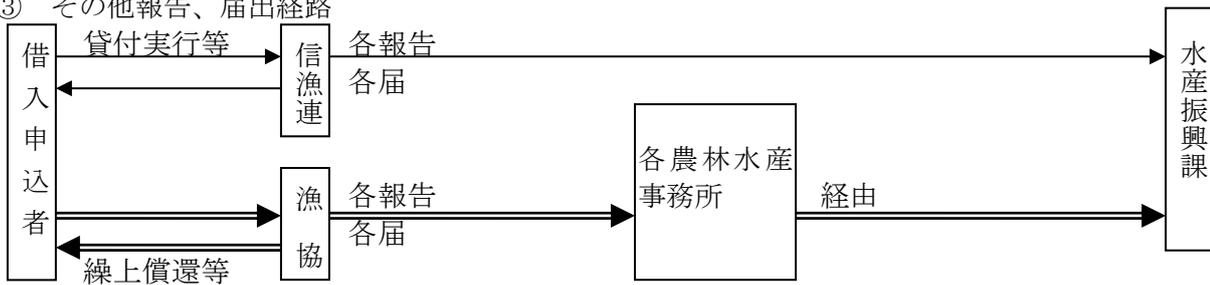
2) 原資借入及び債務保証を受ける場合は、利子補給承認申請と同時に関係機関へも必要書類等提出する。

3) **====** は、漁協が貸付ける場合、 **————** は、信漁連が貸付ける場合（以下②、③も同様）。

② 承諾経路



③ その他報告、届出経路



報告・・・貸付実行、貸付不実行及び繰上償還等の各報告書をいう。

届・・・貸付実行延期届、事前着工届等をいう。

(様式第1号)

三重県漁業近代化資金利子補給契約書

三重県（以下「甲」という。）と、漁業協同組合（以下「乙」という。）とは、乙が貸付ける三重県漁業近代化資金利子補給金交付規則（昭和44年三重県規則第51号（以下「規則」という。））第1条の利子補給に係る漁業近代化資金につき、甲が乙に対し、利子補給金を交付することについて、次の条項を契約する。

第1条 甲は、乙の融資に係る漁業近代化資金につき、規則の定めるところにより、乙に対し、利子補給金を交付する。

第2条 乙の貸付けに関し、甲の行う利子補給は、乙の利子補給承認申請書に基づき、甲が利子補給承諾書を交付することによって行うものとする。

第3条 乙は、前条の利子補給承諾書の交付を受けたときは、その日から2月以内に貸付けを行わなければならない。

第4条 乙の貸付けの償還期限等の変更に基づく甲の利子補給条件の変更は、乙の利子補給条件変更承認申請書に基づき、甲が利子補給条件変更承諾書を交付することによって行うものとする。

第5条 乙は、第3条の規定による貸付けを行ったとき、または前条の規定により利子補給に係る貸付けの償還期限等を変更したときは、遅滞なく、貸付実行報告書または、利子補給条件変更報告書を甲に提出するものとする。

第6条 甲が乙に対し交付する利子補給の額は、規則第4条に規定する方式により算出した額とする。

第7条 乙は、甲に対し利子補給金を請求するときは、規則第4条に規定する1月1日から6月30日までの期間に係る利子補給金については、その年の7月中に、7月1日から12月31日までの期間に係る利子補給金については、その翌年の1月中に利子補給請求書により行うものとする。

第8条 甲は、乙から前条の請求書を受領したときは、その日の属する月の翌日中にそれを支払うものとする。

2. 甲が前条の支払を遅滞したときは、支払期限の翌日から支払する時までの期間につき年10パーセントの割合をもって計算した遅滞損害金を支払うものとする。

第9条 乙は、毎年1月1日から6月30日まで、およそ7月1日から12月31日までの各期間ごとにつき、甲の利子補給に係る貸付債務の回収状況に関する利子補給金計算明細表を第7条に規定する利子補給金請求書に添付して甲に提出するものとする。

第10条 乙は、常に甲に利子補給に係る貸付債権の保全に必要な注意を払わなければならない。

第11条 甲は、甲の利子補給に係る資金を借り受けた者が、その借入金を目的外に使用したときは、乙に対する利子補給金を打ち切ることができる。

2. 甲は、乙の責に帰すべき事由により規則又は、この契約の条項に違反したときは、乙に対する利子補給金を打ち切り、または既に交付した利子補給金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

第12条 乙は、甲の利子補給に係る資金の融資に関し甲が報告を求めた場合、または、甲の職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

第13条 この契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度甲乙両者の協議により定めるものとする。

第14条 この契約に疑義を生じたとき、またはこの契約に定めのない事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。

第15条 この契約書は、2通作製し、甲および乙において各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

三重県知事 (印)

融資機関名称
代表者氏名 (印)

三重県漁業近代化資金利子補給承諾書

融資機関

漁業協同組合長

様

三重県知事

さきに申請のあった下記の貸付について、三重県漁業近代化資金利子補給金交付規則に基づき、利子補給を行なうことを承諾します。

利子補給 決定番号	貸付の相手方	利子補給対象 貸付予定額 千円	資金用途		利子補給 率 年 %	利子補給 起算 年月日 以降の貸付実行日	貸付条件			備考
			区分	種類			貸付利率 %以内	据置期間 年以内	償還期限 年以内	
				号		年月日 以降の貸付実行日				
						年月日 以降の貸付実行日				
						年月日 以降の貸付実行日				
						年月日 以降の貸付実行日				
						年月日 以降の貸付実行日				
						年月日 以降の貸付実行日				
						年月日 以降の貸付実行日				
						年月日 以降の貸付実行日				
						年月日 以降の貸付実行日				
計	件									

三重県漁業近代化資金利子補給条件変更承認申請書

令和 年 月 日

三重県知事

様

融資機関 住 所
名 称
代表者名

年 月 日付け 第 号により利子補給承認を受けた下記の資金につき利子補給条件の一部を変更したいので申請します。

記

利子補給決定番号

1 変更内容

貸付けの相手方

当初の条件

当初利子補給対象貸付金額

変更条件

資金の使途 区分

2 変更理由

種類

3 その他参考事項

現在残高

三重県漁業近代化資金利子補給条件変更承諾書

融資機関

漁業協同組合長 様

三重県知事

㊟

さきに申請のあった利子補給条件の変更について、下記のとおり承諾します。

記

利子補給決定番号

1 変更内容

貸付けの相手方

当初の条件

当初利子補給対象貸付金額

変更条件

資金の用途 区分

種類

現在残高

2 備考

三重県漁業近代化資金貸付実行報告書

令和 年 月 日

三重県知事

様

融資機関 住 所
名 称
代表者名

令和 年 月 日付け 第 号により利子補給承認を受けた資金について、下記のとおり貸付を実行したので報告します。

利子補給 決定番号	貸付の相手方	利子補給対象 貸付金額 <small>千円</small>	資金用途		貸付実行 年月日 <small>年 月 日</small>	貸付率 利 率 %	第1回償還 年月日 <small>年 月 日</small>	最終償還 年月日 <small>年 月 日</small>	償還方法 (元金金等) <small>毎年 月 日</small>	第1回 償還額 <small>千円</small>	第2回 償還額 <small>千円</small>
			区分	種類							
計											

(注) 償還額は原則として、万単位とし、端数は第1回償還額に含めて処理すること。

三重県漁業近代化資金利子補給条件変更報告書

令和 年 月 日

三重県知事

様

融資機関 住 所
名 称
代表者名

令和 年 月 日付け 第 号により利子補給条件変更の承認を受けた資金について、下記のとおり条件変更を行なったので報告します。

記

利子補給決定番号

1 変更内容

貸付けの相手方

当初の条件

当初利子補給対象貸付金額

変更条件

資金の使途 区分

2 変更した日 令和 年 月 日

種類

3 その他参考事項

現在残高

三重県漁業近代化資金貸付不実行報告書

令和 年 月 日

三重県知事

様

融資機関 住 所
名 称
代表者名

令和 年 月 日付け 第 号により利子補給承認を受けた資金のうち、下記の貸付が不実行となったので報告します。

利子補給 決定番号	貸付の相手方	利子補給対象 貸付予定額	資金の用途		不実行となつた理由
			区 分	種 類 号	
計		千円			

令和 年度 半期三重県漁業近代化資金利子補給金請求書

令和 年 月 日

三重県知事

様

融資機関 住 所
名 称
代表者名

三重県漁業近代化資金利子補給金交付規則に基づき、平成 年度 半期の利子補給金 円を請求します。
記

利子補給金算出表

利子補給承認年度	資金用途		期首融資残高 (A) 円	期末融資残高 (B) 円	平均融資残高 (C) 円	利子補給率 (a) %	利子補給額 (C) × (a) 円	備 考
	区 分	種 類						
		号						
計								

令和〇〇年度〇半期三重県漁業近代化資金利子補給金請求書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

三重県知事 ○ ○ ○ ○ 様

融資機関 住 所 ○〇市〇〇 ×××-×××
 名 称 ○〇漁協協同組合
 代表者名 ○ ○ ○ ○

三重県漁業近代化資金利子補給金交付規則に基づき、令和〇〇年度〇半期の利子補給金853,527円を請求します。

記

利子補給金算出表

利子補給承認年度	資金用途		期首融資残高 (A)	期末融資残高 (B)	平均融資残高 (C)	利子補給率 (a)	利子補給額 (C)×(a)	備 考
	区 分	種 類						
58	一般	2	450,000	0	135,616	3.00	4,068	
62	〃	1(20トン未満)	500,000	0	191,780	2.40	4,602	
〃	〃	〃	3,600,000	1,200,000	1,286,849	2.50	32,171	
63	〃	1(20トン以上)	75,500,000	55,500,000	35,193,150	1.90	668,669	
〃	〃	2	1,200,000	600,000	527,671	2.50	13,191	
1	〃	1(20トン未満)	8,000,000	6,800,000	3,832,328	2.50	95,808	
〃	〃	1(20トン未満)	0	3,000,000	887,671	2.75	24,410	
2	〃	3	0	8,800,000	385,753	2.75	10,608	
計			89,250,000	75,900,000	42,440,818		853,527	

三重県漁業近代化資金利子補給金計算明細表

融資機関名 ○ ○ ○ 漁業協同組合

利子補給承認年度	資金使 途		年 月 日	期首約定期 融 資 残 高	期 貸 付 中 額	期 中 約 定 上 額 及 償 還 額	期 中 発 生 金 延 滞 元 金	利子補給 対象残高 (A)	貸 付 期 間	日 数 (B)	(A)×(B) (C)	融資平均 残 高 (C) 365
	区 分	使 途 別										
58	一般	2号	H2.1.1	450,000				450,000	1/1~4/20	110	49,500,000	
			H2.4.20			450,000				—		
		小計		450,000		450,000				110	49,500,000	135,616
62	一般	1号(20ト未満)	H2.1.1	500,000				500,000	1/1~5/20	140	70,000,000	
			H2.5.20			500,000				—		
		小計		500,000		500,000				140	70,000,000	191,780
63	一般	1号(20ト未満)	H2.1.1	3,600,000				3,600,000	1/1~2/15	46	165,600,000	
	〃		H2.2.15			1,000,000		2,600,000	2/16~5/20	94	244,400,000	
	〃		H2.5.20			300,000	600,000	1,700,000	5/21~6/10	21	35,700,000	
	〃		H2.6.10			500,000		1,200,000	6/11~6/30	20	24,000,000	
		小計		3,600,000		1,800,000	600,000	1,200,000		181	469,700,000	1,286,849
63	一般	1号(20ト未満)	H2.1.1	75,500,000				75,500,000	1/1~5/20	140	10,570,000,000	
			H2.5.20			20,000,000		55,500,000	5/21~6/30	41	2,275,500,000	
		小計		75,500,000		20,000,000		55,500,000		181	12,845,500,000	35,193,150
63	一般	2号	H2.1.1	1,200,000				1,200,000	1/1~5/20	140	168,000,000	
			H2.5.20			600,000		600,000	5/21~6/30	41	24,600,000	
		小計		1,200,000		600,000		600,000		181	192,600,000	527,671
60	一般	1号(20ト未満)	H2.1.1	8,000,000				8,000,000	1/1~5/20	140	1,120,000,000	
			H2.5.20			1,200,000		6,800,000	5/21~6/30	41	278,800,000	
		小計		8,000,000		1,200,000		6,800,000		181	1,398,800,000	3,832,328
1	一般	1号(20ト未満)	H2.3.15	0	3,000,000			3,000,000	3/15~5/20	108	324,000,000	
		小計		0	3,000,000			3,000,000		108	324,000,000	887,671
2	一般	3号	H2.6.15	0	8,800,000			8,800,000	6/15~5/20	16	140,800,000	
		小計		0	8,800,000			8,800,000		16	140,800,000	385,753
合計				89,250,000	11,800,000	24,550,000	600,000	76,850,000			15,490,900,000	42,440,818

三重県漁業近代化資金延滞額明細表

融資機関

〇〇〇 漁業協同組合

資 金 別	利 子 補 給	延 滞 発 生	期 首 延 滞	期 中	期 回	中 期	期 末 延 滞	備 考
区 分	使 途 別	決 定 番 号	年 月 日	元 金 額	発 生 額	収 入 額	元 金 額	
一般	1号(20ト 未満)	62A-〇〇-〇1	63.11.20	千円 1,800	千円 600	千円 0	千円 2,400	〇〇〇〇
				千円 1,800	千円 600	千円 0	千円 2,400	

様式第11号の1 (個人施設用)

漁業近代化資金借入申込書 (融資機関名) 御中 住 所 (フリガナ) 氏 名 生 年 月 日 平成・昭和 年 月 日生 下記のとおり漁業近代化資金を借入申込みします。	所 属 漁 協		
令和 年 月 日			
資金種類・使途	号・	借入申込額	千円
借入希望時期	令和 年 月 旬	最終償還期限	令和 年 月 日
第1回の元金払込期日	令和 年 月 日	償 還 方 法	元金均等年 回償還
元 金 払 込 期 日	毎年 月 日	協会保証の有無	有 ・ 無
漁船建造許可(申請)日	令和 年 月 日	建築確認許可(申請)日	令和 年 月 日
漁 業 種 類	主たる漁業種類	その他の漁業種類	漁業以外の事業
雇 用 労 働	常雇 名 ・ 臨時 名		
保証人			
氏 名	年 齢	続 柄	職 業
			正 味 資 産
意 見 欄	融 資 機 関		
	市 町		
	農 林 水 産 事 務 所		

- 添付資料 1. 附表 a 「申込者概況」、附表 b 「事業計画書」
 2. 事業に関する契約、請負、見積等関係書類
 3. 被代船の漁船原簿謄本

漁業近代化資金借入申込書 (融資機関名)					所属漁協					
					令和 年 月 日					
御中										
					住 所 (フリガナ) 氏 名 生年月日 平成・昭和 年 月 日生					
					住 所 (フリガナ) 氏 名 生年月日 平成・昭和 年 月 日生					
下記のとおり漁業近代化資金を借入申込みします。										
主たる漁業種類		養殖業	その他の漁業種類			近代化5号資金		千円		
				資金計画		他借入金		千円		
借入内容	資金種類		近代化5号資金		自己資金		千円			
	指定水産動植物の種類				計		千円			
	借入申込額				償 還 計 画					
	借入希望期間		年 月 日から 年 月 日まで		R/	R/	R/	R/	R/	R/
事業計画	種苗代	購入尾数	g 又は cm	単 価	金 額	うち近代化	融資率	購 入 先		
		尾		円	円	千円	%			
					計	円				
水産指定動植物の育成期間					/ ~ /					
養殖場の面積または規模			m × 角 × m = 台		m × 角 × m = 台					
			m × 角 × m = 台		m × 角 × m = 台					
保証人	氏名		年 齢	続柄	職 業		年間収入		正味資産	
意見欄	融 資 機 関					共済加入状況	魚種	年魚	加入尾数	契約割合
	市 町								尾	%
	農林水産事務所								尾	%

※添付書類 附表 a 「申込者概況」、附表 d 「魚類養殖事業計画書」
 青色申告書(原価計算書含む)の写し又はそれに代わるもの、
 養殖共済契約通知書の写し、見積書の写し

申込者概況

(単位：千円)

氏名			業種										
	生年月日	才											
	所在地 TEL :												
事業所													
(事業概況)													
家族構成	関係	氏名	生年月日	年齢	勤務先	年収	備考(報酬・年金・事業所得等)						
				歳		百万円							
沿革等													
貸借対照表													
科目			備 考			科目			備 考				
現・預金					支払手形								
受取手形					買掛金								
売掛金					短期借入金								
棚卸資産					割引手形								
その他流動資産					その他流動負債								
流動資産					流動負債								
土地・建物					長期借入金								
漁船・機器					その他固定負債								
その他固定資産					固定負債								
固定資産					資本勘定								
繰延資産					元入金								
資産合計					資産・負債合計								
損益状況	科目	時点	年度	年度	増減								
	売上高												
	(月平均)												
	売上総利益												
	差引金額												
	特別控除前の所得金額												
	給料賃金												
地代家賃													
減価償却費													
利子割引料													
家計費													
その他収入													
(決算概況)													
(販売・仕入先等主な取引先)													
担保不動産の明細(貸出後)	担保物件	種類	数量	評価額	掛目	価額	残存価額	担保設定措置					
	計												
	算出式	基金協会保証案件を有する場合の債権按分による担保価格					× _____ =						
	借入先	借入年月日	借入額	現在残高	最終期限	元本返済額	資金用途	担保					
計													

事業計画書

申込者			連帯債務者			
所属	才			才		
資金使途			申込金額			
事業内容						
事業種類	規模・能力	事業費	見積先			
合計						
許可年月日	<input type="checkbox"/> 申請	<input type="checkbox"/> 許可	備考			
	<input type="checkbox"/> 申請	<input type="checkbox"/> 許可				
資金計画						
総事業費	本件借入	その他借入	釣払等	自己資金	融資率	備考
償還計画			事業計画			
	年間返済額		売上	金額		
本件借入			その他収入			
その他長期借入			経費			
			損益			
合計			償還財源			
(注) 附表c「長期資金償還計画表」を添付する。						
使用中施設の概要						
漁船、及び その他船舶						
その他の施設						

事業状況

(単位：千円)

科目	年度	年実績	年実績	年実績	年計画
収入	水揚高				
	その他漁業収入				
	収入計				
支出	水揚手数料				
	燃料費				
	餌・氷費				
	人件費				
	修繕費				
	漁船漁具費				
	利子割引料				
	減価償却費(A)				
	専従者給与(B)				
	その他				
	支出計				
差引損益(C)					
その他収入(D)					
家計費(E)					
償還財源 (A)+(B)+(C)+(D)-(E)					

長期資金償還計画表

(単位:千円)

借入先	資金使途	借入金残高	利率	償還期間		年度別償還金									
				始期	終期	年	年	年	年	年	年	年	年		
合計															
償還財源	(償還財源内訳)			(償還財源計)											
差引過不足															

魚類養殖事業計画書

氏名住所	年 齢	歳	連帯債務	氏名住所	年 齢	歳	申込金額		千円				
1. 養殖状況													
魚種	年魚	養殖尾数	現在の魚体	単価(円)	評価額	販売予定額	繰越評価額	共済加入	前年度単価(円)				
販売実績													
合計													
2. 販売予定額の試算(単価:@1kg)						3. 繰越評価額の試算(単価:@1尾)							
魚種	年	尾数	単価(円)	魚体	金額	残尾数	魚種	年	尾数	単価(円)	魚体	金額	斃死数
合計													
4. 収支実績・計画													
収入	科目	年度実績				年度計画				増減	特記事項		
		備考				備考							
	売上高(期首評価)	①				①							
	(期末評価)												
	期末評価 - 期首評価												
収入計													
費用	餌料費												
	種苗費	(近) _____ ②				(近) _____ ②							
	利子割引料												
	人件費												
	薬品代												
減価償却費(A)	③				③								
その他経費													
費用計	④				④								
差引損益(B)													
その他収入(C)	⑤				⑤								
家計費(D)	⑥				⑥								
返済財源(A)+(B)+(C)-(D)	(返) _____ ⑦				(返) _____ ⑦								

〔20トン以上の漁船施設の場合〕
にのみ借入申込書へ添付

事業計画書			
船名	丸	建造許可	平成 年 月 日 第 号
		漁業許可	
漁業種類		材質、規模	木船 FRP船 トン 馬力 鋼船
区分	規模、能力、数量等	金額	建造、購入先
船体			
機関			
その他装置			
合計			
	着工	竣工	操業開始
	年 月	年 月	年 月
被代船 の用途	売却	売却先	予定価格
	転用	転用方法	
	その他		

償 還 計 画										
資金区分	借入先	借入金 現在残高	日歩又 は年利	償 還 期 間		年 度 別 償 還 金				
				始 期	終 期	年	年	年	年	年
		千円		年 月	年 月	千円	千円	千円	千円	千円
今回借入 の近代化 資金										
既借入の 近代化資 金										
合 計										

年間収支予想

		合 計	漁 船 別 内 訳		
			丸	丸	丸
		千円	千円	千円	千円
漁業部門	収 入	水 揚 高			
		合 計 (A)			
	支 出	水 揚 手 数 料			
		燃 料 費			
		漁 具 費			
		食 料 費			
		餌 料 費			
		水 代			
		函 代			
		修 理 費			
		消 耗 品 費			
		乗 組 員 給 与			
		乗 組 員 保 険 料			
漁 船 保 険 料					
合 計 (B)					
差引損益(A-B)=(C)					
漁業以外の事業	合 計				
	収 入				
	支 出				
差引損益(D)					
営業外	営業外収入		備 考		
	営業外支出				
	差引営業外損益(E)				
経常損益 (C + D + E)					

様式第11号の1 附表 ハ

〔20トン以上の漁船施設の
場合にのみ申込書へ添付〕

過去3カ年の収支実績 年度 (月～ 月)

		合 計	漁 船 別 内 訳		
			丸	丸	丸
		千円	千円	千円	千円
漁業部門	収 入	水 揚 高			
		合 計 (A)			
	支 出	水 揚 手 数 料			
		燃 料 費			
		漁 具 費			
		食 料 費			
		餌 料 費			
		水 代			
		函 代			
		修 理 費			
		消 耗 品 費			
		乗 組 員 給 与			
乗 組 員 保 険 料					
漁 船 保 険 料					
営 業 費					
公 租 公 課					
減 価 償 却 費					
そ の 他					
	合 計 (B)				
	差引損益(A-B)=(C)				
漁業以外の事業	合 計				
	収 入				
	支 出				
	差引損益(D)				
営業外	営業外収入		備 考		
	営業外支出				
	差引営業外損益(E)				
経常損益 (C + D + E)					

漁業近代化資金(後継者育成資金)借受者適格者推せん調書

漁業協同組合代表理事組合長

組合長理事

1 この資金を借受けることが望ましい者

住所	
氏名	
生年月日	年 月 日 生 (満 才)
学歴・経験	

2 家族構成

氏 名	続 柄	年 令	職 業	経営主(○印を記す)	備 考

3 推せんする理由(具体的に)

4 所属するグループ名と活動状況

様式第11号の2 (組合施設用)

受付年月日	年 月 日
利子補給承認申請日	年 月 日

漁業近代化資金借入申込書

令和 年 月 日

(融資機関名)

御中

住所
名称
代表者名

下記のとおり漁業近代化資金を借りたいので申し込みます。

資金種類		資金の用途						
借入申込金額	円	借入希望時期						
最終償還期限	令和 年 月 日	保 証 人						
償還方法	据置 年 均等償還 カ年							
第1回元金払込期日	令和 年 月 日	担 保						
元利金払込期日	毎年 年 月 日 年 月 日							
償還計画	年間償還金	本借入金	円	年間収支予想	組合事業	事業外	合計	
		その他長期借入金	円		収益	千円	千円	千円
		計	円		支出	千円	千円	千円
					(内償却引受額)	()	()	()
		差引		千円	千円	千円		
事業の実施性の必要性								
年間施設計画								
融資機関の意見								

- 添付資料 1 事業に関する契約、請負、見積等関係書類
2 最近時点の残高試算表
3 借入に関する理事会の議事録、その他必要な書類

借 入 申 込 者 の 概 況							
組 合 の 概 況							
組 合 員 数				沿革（設立、合併年月日、合併前名称）			
役 員 数	理事			名			
	監事			名			
職 員 数				名			
振 込 済 出 資 金				千円			
漁業近代化資金の借入金残高明細				その他（欠損金ある場合は、その発生理由ならびに年度別補てん計画）			
借入年月日	借入金額	資金使途	借入金残高				
合計							
組 合 員 の 漁 業 形 態							
漁 船 規 模	組合員数	隻数	主な漁業種類	年間漁獲金額	うち本組合取扱金額	備考	
5トン未満	名	隻					
5トン～20トン未満							
20トン～100トン未満							
100トン以上							
定 置							
養 殖							
そ の 他							
合 計							

様式第11号の2 附表（組合施設用）

事業計画書										
施設の種類							所在地			
区分	名称又は種類	利用区分 (新設補修等)	員数又は坪数	構造又は能力	購入先又は契約先	単価	所要資金			
							購入費 (建設)	付帯費 (整地等)	計	
土地							円	円	円	
	小計									
建物										
	小計									
施設										
	小計									
合計										
着工				完成			稼動予定			
年 月				年 月			年 月			

資金計画書		
区分	金額	備考
借入金	漁業近代化資金	円
	その他借入金	
	小計	
自己資金	現預金	
	資産換金	
	その他	
	小計	
合計		円

三重県漁業近代化資金事業計画変更承認申請書

令和 年 月 日

三重県知事

様

融資機関住 所
名 称
代表者名

-49-

令和 年 月 日付け 第 号により利子補給承認を受けた下記の資金につき事業計画の一部を変更したいので申請します。

記

1 変更内容

利子補給決定番号	
貸付けの相手方	
当初利子補給対象貸付金額	
資金の用途	区分
	種類

変更前	変更後

2 変更理由

--

三重県漁業近代化資金事業計画変更願

令和 年 月 日

(融資機関)

様

(借受者) 住 所
氏 名

令和 年 月 日付で借入申込した漁業近代化資金に係る融資対象事業について、下記のとおり計画を変更したいのでお願いします。

記

1 借入申込内容

資金種類	号	借入申込金額	千円
事業計画		資金計画	
事業内容	事業費	区分	金額
		近代化資金	千円
		自己資金	千円
		その他	千円
合計		合計	千円

2 事業変更内容

変更前	変更後

2 変更理由

--

※変更の内容がわかる書類を添付すること。

漁業近代化資金貸付実行延期届

令和 年 月 日

三重県知事

様

融資機関 住所
名称
代表者名

令和 年 月 日付け 第 号により利子補給承認を受けた資金のうち、下記のものについて、貸付実行期日を延期したいのでお届けします。

利子補給番号	貸付の相手方	利子補給対象 貸付金額 円	資金用途		延期期間 年 月 日 まで	延期する理由
			区分	種類		

漁業近代化資金事前着工届

令和 年 月 日

三重県知事

様

融資機関住 所
名 称
代表者名

下記の漁業近代化資金借入予定の事業を着工させますので理由を付してお届けします。

借入申込者		事業名	
事業費	千円	借入申込額	千円
借入申込年月日		着工予定日	
事前着工を必要とする理由			
融資機関の意見			

漁業近代化資金事業完了届

融資機関

様

借受者 住所
名称

漁業近代化資金にかかる事業を完了したので、次のとおりお届けします。

完了した事業の内容			
事業名		総事業費	計画
近代化資金借入額	千円		実績
着手年月日	年 月 日	完了年月日	年 月 日
融資機関の処理			
利子補給対象事業名		利子補給決定番号	
事業完了確認年月日		確認者の氏名	
確認総事業費	千円	事業費の80% (100%)の額	千円
事業内容の適否及び必要とする措置(繰上償還、条件変更、補完工事等)			

注 確認総事業費について、これに伴う証憑書類が整備されていなければならない。

漁業近代化資金貸付融資率特認申請書

三重県知事

様

融資機関 住所
 名称
 代表者氏名

三重県漁業近代化資金融通制度要綱に基づき、次のとおり貸付融資率の特認を願いたく申請します。

借入申請者	住所	整理番号	
	名称		
事業計画			
種類	計画		備考
	規模	所要額見込	
計		円	
貸付予定額 融資率		円	(融資率が80%を超える理由)
		%	
融資機関意見欄			

漁業近代化資金貸付融資率特認申請書

三重県知事

様

融資機関 住所
 名称
 代表者氏名

三重県漁業近代化資金融通制度要綱に基づき、次のとおり貸付融資率の特認を願いたく申請します。

借入申請者	住所				利子補給決定番号
	名称				
事業実績					
種類	計画		実績		備考
	規模	所用見込額	規模	所要額	
		円		円	
計					
貸付予定額 融資率			円 (80%を超える理由)		
			%		
意見欄	融資機関				

漁業近代化資金貸付融資率特認申請書

三重県知事

様

融資機関 住所
 名称
 代表者氏名

三重県漁業近代化資金融通制度要綱に基づき、次のとおり貸付融資率の特認を願いたく申請します。

借入申請者	住所			利子補給決定番号	
	名称				
事業実績					
種類	計画		実績		備考
	規模	所用見込額	規模	所要額	
		円		円	
計					
貸付予定額 融資率			(80%を超える理由)		
	円				
意見欄	融資機関				

漁業近代化資金残高移動報告書

(令和 年 半期)

三重県知事

様

融資機関 住所

名称

代表者名

令和 年 月末日現在残高移動状況を下記のとおり報告します。

利子補給 承認年度	一般 別 特定	資 金 の 種 類	(A) 期首残高	期中移動明細(B)					元金延滞額(C)		(D) 期 末 融資残高	(D)-(C)=(E) 利子補給対象 期末融資残高
				今期貸付		今期償還			元 金 延滞額	うち今期発生 延滞額		
				件数	金 額	約 定	繰 上	元金延滞 中の償還				
			千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
計												

漁業近代化資金残高移動報告書

(令和 ○ 年 ○ 半期)

三重県知事

様

融資機関 住所 ○○市○○ ×××-××

名称 ○○○ 漁業協同組合

代表者名 ○ ○ ○ ○

令和○年○月末日現在残高移動状況を下記のとおり報告します。

利子補給承認年度	一般別 特定	資金の 種類	(A) 期首残高	期中移動明細(B)					元金延滞額(C)		(D) 期 末 融資残高	(D)-(C)=(E) 利子補給対象 期末融資残高
				今期貸付		今期償還			元 金 延滞額	うち今期発生 延滞額		
				件数	金 額	約 定	繰 上	元金延滞 中の償還				
			千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
58	一般	2号	450			450					0	0
62	〃	1号 (20トン未満)	500			500					0	0
〃	〃	〃	3,600			0	0		2,400	600	3,600	1,200
63	〃	1号 (20トン以上)	75,500			12,000	8,000				55,500	55,500
〃	〃	〃	1,200			600					600	600
1	〃	1号 (20トン未満)	8,000			1,200					6,800	6,800
〃	〃	〃	0	1	3,000						3,000	3,000
2	〃	3号	0	4	8,800						8,800	8,800
計			89,250	5	11,800	14,750	8,000		2,400	600	78,300	75,900

漁業協同組合代表理事組合長
様
東日本信用漁業協同組合連合会長

住 所
名 称
代表者（氏名）

漁業近代化資金特認申請について

今般 取得（建造）するに当たり、漁業近代化資金融資をお願いするものでありますが融資限度額が超過いたしますので、貴漁協（信用漁連）より関係官庁に対し特認申請をしていただき下記のとおり融資を賜りますよう特段の御配意の程お願い申し上げます。

記

1	漁業近代化資金借入現在高	千円
2	〃 融資依頼額	千円
3	〃 融資限度額	千円
4	〃 融資限度超過額	千円
5	〃 特認承認依頼額	千円

三重県知事 様

住 所
名 称
代表者（氏名）

漁業近代化資金融通法第 2 条第 3 項第 1 号の規定による承認申請書

漁業近代化資金融通法第 2 条第 3 項第 1 号の規定による漁業者等にかかる貸付金の合計額の特例を下記により承認されたく申請いたします。

記

- | | | |
|---|---------------|----|
| 1 | 承認を受けようとする貸付金 | |
| | 既 貸 付 残 高 | 千円 |
| | 貸 付 予 定 額 合 計 | 千円 |
| | 貸 付 限 度 額 | 千円 |
| | 限 度 額 超 過 額 | 千円 |
| 2 | 貸付けようとする相手方 | |
| 3 | この承認を求める理由 | |

（注）申請の際は様式第 20 号（写し）を添付すること。

令和3年度漁業近代化資金融通制度運用方針

令和3年度における漁業近代化資金融通制度要綱（以下、「要綱」という。）の運用については、漁業近代化資金融通法、要綱及び同事務取扱要領（以下、「要領」という。）に定めるもののほか次によるものとする。

第1 基本方針

- 1 漁業関係法令、労働関係法令及び漁船法関係法令に適合しないものは貸付の対象としない。また、これらの法令に違反して、過去1年間に行政処分又は刑事処分を受けた者は貸付対象者としらないものとする。

なお、これらの処分が確定していない者についても、その処分が確定するまでは同様とする。

- 2 資金の支払いは、業者の口座へ振替又は振込するものとし、現金による支払いは認めない。現金による支払いが確認された場合には、その額を繰上償還するものとする。
- 3 漁船の損壊等により漁船保険組合等から保険金の支払いを受け、当該損壊に係る修理等を行わず、新しく漁船もしくは推進機関等を漁業近代化資金で建造・取得する場合には、支払いを受けた保険金を全額（旧漁船もしくは推進機関等の繰上償還に要する費用を差引くことができる。）自己資金に充当するものとする。

また、融資を受けた後、保険金が支払われた場合には自己資金との差額を繰上償還するものとする。

- 4 融資率の特認は、当該融資に係る事業が漁業者等の協業化の推進等その経営の高度の経営改善に極めて緊要であり、かつ、融資率が80%以内では自己資金が若干不足することとなるため、事業の一部を割愛し、又は事業規模を適当規模よりも縮小することを余儀なくされ、この結果、事業全体の効率が著しく低下するおそれがあるなど真にやむを得ない場合に限るものとする。

- 5 貸付限度額の特別承認については、要綱第4の6の（3）に従うこととする。この場合、当該貸付に対しては原則として全国漁業信用基金協会三重支所の債務保証を得るものとする。

ア 要綱第4の6（3）アの（ア）に規定する取組については、漁業実態等に応じて個別に判断することとなるが、例えば、以下のようなものが考えられる。

① 次に掲げる漁船の改造、建造又は取得

- ・省エネルギーや省力化等に秀でた改革型漁船
- ・LEDの活用等により省エネルギー性能に優れた漁船
- ・冷凍機の搭載等により漁獲物の鮮度保持や衛生管理に優れた漁船
- ・AISの搭載等により船員の安全性確保に優れた漁船
- ・魚群探索能力が高いなど漁獲能力に優れた漁船
- ・機械化により漁労作業を省人化する漁船

② 次に掲げる施設の改良、造成又は取得

- ・作業性に優れた漁業用施設
- ・HACCP等高度の衛生管理を行うための水産加工施設
- ・省エネルギー性能に優れた水産加工施設
- ・漁獲能力や耐久性に優れた漁具
- ・高度な資源管理を行うための漁具
- ・台風等の天災に対して高い耐久性を有する養殖いかだ

③ 次に掲げる水産動植物の種苗の購入又は育成

- ・通常の種苗と比較して形質が特に優れた種苗

④ 次に掲げるその他の取組

- ・経営規模の拡大
- ・六次産業化
- ・輸出
- ・法人化又は協業化
- ・新船導入に併せた隻数の減少、少人数協業化などの操業形態の合理化
- ・収益性の高い操業海域への変更
- ・浜の活力再生プラン、浜の活力再生広域プラン又は漁船漁業構造改革広域プランに基づく取組

・自然災害からの早急な復旧

イ 上記により知事から貸付限度額の超過の承認を得て近代化資金の貸付けを受けた漁業者が、その後新たに近代化資金を借り入れる場合の貸付限度額は、承認前に戻り要綱の定める額となるが、再度知事から貸付限度額の超過の承認を得たときは、その承認した額となる。

ウ 貸付限度額は貸付金の残高の合計額であるため、既貸付金について既に償還が行われている場合は、貸付限度額から貸付実行時の既貸付金の残高を控除した額が新規に貸し付けることができる限度額となる。

例 貸付限度額が9千万円の漁業者の場合

既貸付金残高	3千万円
新たに貸し付けることができる額	6千万円

第2 融資枠

(単位 百万円)

一般資金	1号資金(20トン以上)	0
	その他の個人施設 (8号資金含む(後継者育成資金))	650
	共同利用施設	500
	小計	1,150
特定資金	災害資金	150
合計		1,300

第3 資金種類別運用方針

1 1号資金

- (1) 建改造許可を要するもの(長さ10m以上の動力漁船)にあつては借入申込書に許可書の写しを添付すること。
- (2) 次に掲げるものは原則として対象事業として認めない。
 - ア 建造後5年未満の漁船の改造(機関換装を含む。)、ただし、次のものは事業の対象とする。
 - (ア) 漁業種類の転換に伴い必要とする改造工事
 - (イ) 建造後3年以上を経過し、低燃費機関へ換装するもの
 - (ウ) 建造時に中古機関を据え付けたもので、その確認が可能なもの
 - (エ) 船外機の換装
 - イ 中古機器類の取得(推進機関を除く。)
- (3) 中古漁船の改造、取得については、船齢が15年以上のものについては、造船所の耐用証明を添付すること。
- (4) 機関換装の償還期限については10年以内とし、船外機については5年以内とする。
- (5) 中古の推進機関の取扱いは建造、機関換装にかかわらず次のとおりとする。
 - ア 船外機の取得は対象事業として認めない。
 - イ 機関経歴が明らかであり、かつ、製造後経過年数が7年以内のものに限り対象とし、償還期限は7年から経過年数を控除した年数以内とする。なお、メーカーあるいは販売所発行の機関経歴書を借入申込書に添付すること。

2 2号及び6～8号資金

建築物で、建築確認を要するものにあつては、借入申込書に建築確認通知書等の写しを添付すること。

3 2～4号及び8号資金

- (1) 中古の機器、漁具等の取得は対象事業として認めない。
- (2) 全自動(半自動)海苔乾燥機の取得にかかる償還期限は12年以内とし、うち据置期間は2年以内とする。中古のものについては年式が明らかであり、経過年数が12年以内のものに限り対象とし、償還期限は12年から経過年数を控除した年数以内とする。

4 5号資金

- (1) 償還期限は5年以内であるが、対象魚を販売した時は速やかに繰上償還を行うこと。
- (2) 貸付対象は種苗購入費(輸送に要する経費を含む。)とする。

5 7号資金(漁家住宅資金)

- (1) この資金の貸付対象者となる「将来漁業に従事する者」は次の要件を満たす者とする。
 - ア 借受承諾から1年以内に従事することが確実であること。

- イ 借受申請にあたって従事後の経営及び収支計画が作成できること。
- ウ 借受後の償還財源が漁業部門からの捻出が確実なこと。
- (2) この資金と住宅金融支援機構との協調融資は一切認めないものとする。
- (3) この資金で漁家住宅の移転を行い、補償金を受領する場合には、当該資金は、移転費用又は新築費用から補償金を差し引いた差額分とする。

第4 利子補給承認申請書の提出期限等

当該申請書は、次表の提出期限までに水産振興課まで必着のこと。

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回
提出期限	4.15	5.17	6.15	8.16	9.15	10.15	11.15	12.15	2.15	3.15
審査会 (予定)	4.26	5.25	6.25	8.25	9.27	10.25	11.25	12.24	2.25	3.25
承諾日 (予定)	4.30	5.31	6.30	8.31	9.30	10.29	11.30	12.28	2.28	3.31
貸付 実行日	承諾日 以降									

第5 償還日

令和3年度の承諾分に係る償還期日は、次のとおりとする。

5月20日 11月20日

第6 利子補給金請求書の提出について

利子補給金請求書の提出については、水産振興課へ送付するものとする。

第7 その他

- 1 金融機関の完全週休二日制実施に伴い土曜日、日曜日には貸付及び任意償還は生じないものとする。
- 2 利子補給金計算にあたっては、約定日が金融機関の休業日であっても、償還があったものとして計算するものとする。

漁業近代化資金融通制度取扱い上の留意点について

1 貸付の審査及び債権保全について

漁業近代化資金の延滞が増加傾向にあることから、貸付審査にあたっては、事業計画、償還能力、保証人の保証能力等を十分勘案し、厳正に貸付審査するとともに、債権保全のための基金協会保証の活用を考慮すること。

2 借入申込みについて

- (1) 借受者の年齢は最終償還時において、満76歳未満とする。ただし、後継者が現に漁業に従事している場合はこの限りではない。
- (2) 漁船建造の場合、借入申込書に建造する漁船の主要寸法、トン数、馬力数を明記すること。また、代船建造及び漁船用機器の取得（機関換装を含む。）の場合は、それぞれ被代船、据付船の登録票の写しを添付すること。
- (3) 見積書は事業費認定に当って、重要な書類であるので、経費の内訳等は、詳細に記入（下取りがある場合は、下取り額とともに、その年式、型式等を記入すること。）したものを添付すること。組合の購買事業として扱うにあたっては、漁連を通す場合でも、漁連のものではなく各組合の見積書を添付すること。
- (4) 漁業施設資金の場合は、設計書に平面図、側面図、位置図等を添付すること。また、必要に応じて事業計画書及び、収支予算書を添付すること。
- (5) 信用漁業協同組合連合会原資、協会保証付きの場合には、申請書で明確にすると共に、県に提出と同時に両機関にも提出すること。
- (6) 中古漁船の取得に関するものは、融資対象漁船をよく調査し、価格の水増しのないよう留意すること。また、売買契約書及び、漁船登録票の写しを添付すること。
- (7) 不需用期の機器の申込みは、契約書の写しを添付すること。
- (8) 借入申込書には、次の事項を必ず記入すること。記入のない場合には、申込書を返送する場合がある。

ア 借入申込年月日

イ 住所、氏名、名称 本人自署のこと。

ウ 事業計画 同時に行う対象外事業費も記入する。ただし、当該事業費は（ ）書のこと。
なお、5号資金については、種苗費の単価が同一地域で統一性を欠くことのないように留意すること。

エ 償還計画 他の負債についても検討のこと。

オ 漁業種類 収入の多い方から2種類を記入
ただし、漁種転換の場合には、主たる漁業種類欄に現在行っている漁業種類を、その他の漁業種類欄にこれから行おうとする漁業種類を記入すること。

カ 使用中の施設の概況

(ア) 漁船 登録番号、トン数、馬力数、進水年月日、船質

(イ) その他の施設 取得年月日、規模、性能

(ウ) (ア) (イ)とも、改廃する施設には、必ず被と記入すること。

キ 事業状況

税務申告数字等により、記入すること。

その他収入欄には、漁業外収入も記載すること。

ク 財産状況

申込み時点における状況を記入すること。

備考欄に、簡潔に資産、負債等の内容を記入すること。

ケ 負債明細

申込み時点における状況を記入すること。

漁業近代化資金を含む既往の借入金について記載すること。

コ 意見欄

(ア) 融資機関 事業実施の必要性、事業後の効果等を含めて必ず記入のこと。また、漁船建造で増船の場合には必ずその理由を示すこと。

(イ) 各農林水産事務所 (ア)に同じ。

サ その他

欄不足により様式中に記載不能な場合は別紙として添付すること。

- (9) 融資限度額の特認を要する場合は、申請予定月前月の25日までに特認申請書を水産振興課へ提

出すること。

3 事業着工

- (1) 事業の着工とは、次の場合をいう。
- ア 漁船、建物等にあつては工事に着手したとき
 - イ 機器等の購入にあつてはその一部又は全部が納品されたとき
 - ウ 対象事業費（契約金等を含む）の一部又は全部の支払をしたとき
- (2) 利子補給承諾前に着工されたものは、利子補給の対象とならない。ただし、漁船建造における漁期の関係から事前着工を余儀なくされる等、真にやむをえない場合には、利子補給承認申請書提出後の事前着工は認める。（ただし、事前着工届が必要）
- しかし、建改造許可を要するものについては許可前の事前着工は認めない。

4 事業費

- (1) 納品書、あるいは請求書とともに領収書を整理し、完了届の裏面等を利用して、順次添付し事業費が容易に確認できるよう整理しておくこと。
- (2) 漁業用機器、機関の見積額は、実際の売買価格と大差がないのが普通であるが供給時に値引き等により事業費が減少する場合には、値引き分を差し引いた額が適正融資対象事業費となるので注意すること。
- (3) 下取りがある場合、下取価格は、その物の価格以上の価格が付けられているが、この場合価格以上の部分は値引きである。
- また、融資額は、支出額を上回ることはいできない。

[例]

事業費 (A)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
下取り (B)	1,000	3,000	3,000	2,000	4,000
うち値引 (C)	0	0	500	1,500	3,000
$(A-C) \times 0.8$ 又は $(A-B)$ の少ない方					
融資限度額 (D)	8,000	7,000	7,000	6,800	5,600
自己資金 (A-B-D)	1,000	0	0	1,200	400

- (4) 損壊等により、漁船保険組合等から保険金の支払いを受け、当該損壊に係る修理等を行わず、新しく漁船もしくは推進機関等を建造・取得する場合の融資限度額等については次の例のとおりとする。

[例]

事業費 (A)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
下取り (B)	0	2,000	2,000	2,000	2,000
うち値引 (C)	0	500	500	500	500
保険金 (D)	1,000	1,000	1,000	1,000	4,000
当該融資に係る既借入分の					
繰上償還額 (E)	0	0	800	1,000	2,000
$(A-C) \times 0.8$ 又は $(A-B-(D-E))$ の少ない方、但し、 $(D-E) \geq 0$					
融資限度額 (F)	8,000	7,000	7,600	7,600	6,000
自己資金 (G) = (A-B-(D-E)-F)	1,000	0	200	400	0

[貸付実行後、保険金の支払いを受けた場合]

事業費 (A)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
下取り (B)	0	2,000	2,000	2,000	2,000
うち値引 (C)	0	500	500	500	500
融資額 (F)	8,000	7,600	7,600	7,600	7,600
自己資金 (G)	2,000	400	400	400	400

保険金 (D)	1,000	1,000	1,000	1,000	4,000
当該融資に係る既借入分の					
繰上償還額 (E)	0	0	800	1,000	2,000
繰上償還額 (H)	0	600	0	0	1,600
$(H=(D-E)-G) \geq 0$					

- (5) 延払いについては、自己資金不足からやむをえない場合のみで、事業終了（漁船・建物にあつては竣工時、機器にあつては購入の日）後2年以内に支払いを完了し、必ず延払契約書を締結するとともに、支払いは口座振替又は振込とすること。契約未締結、現金支払及び多額の自己資金を有しながら延払いとした場合には融資対象事業費への算入は認めない。

5 貸付実行及び資金払出し

- (1) 貸付日は、貸付金額の一部又は全部が実際に必要である時点とし必ず別段貯金又は普通貯金（別口）口座を設け、これに振替えること。
- (2) 自己資金についても、必ず（1）の口座へ振込（振替）のこと。口座を通さず、借受者が直接

に、業者へ支払った場合には事業費から除外する。

- (3) 資金の支払いは、その都度借受者から納品書、請求書を徴求し、これを確認のうえ、業者の口座へ振替又は振込するものとする。現金による支払いは認めない。払出し方法は、自己資金を先に行い、その後の必要時に貸付実行を行うものとする。
- (4) 手付金（契約金）の支払いは自己資金の範囲内とし、原則として利子補給承諾後とするが、事業の内容等を勘案のうえ、やむをえない場合には、利子補給承認申請書提出後の支払いは認める。手付金についても、(1)の口座へ振込（振替）後、業者の口座へ振替又は振込するものとする。
- (5) 漁業近代化資金を借入れて建造、造成、改造もしくは取得した漁船、機器等が次に掲げる事項に該当し、かつ、償還未済残高がある場合には、該当後すみやかに繰上償還を行うものとする。
また、新規貸付け時においては、上記の繰上償還（他の制度資金の償還未済残高に係るものを含む。）の有無について十分留意すること。
ア 下取り・譲渡・廃棄等
イ 目的外使用・長期の使用中止・破損等による使用不能・第三者への貸与もしくは運営委託等
- (6) 漁業近代化資金の一部を借受者の実情、融資対象事業の内容等を勘案のうえ、留保する場合、留保期間は通常は半年間で最長1年までとし、それ以降の分は利子補給の対象としない。
- (7) 漁協の購買事業として扱った場合、購買未収金として、処理されているはずであるので、貸付日に未収金と振替処理のこと。ただし、承諾日以前の供給は、対象外となる。
- (8) 貸付実行日が指定された場合は、承諾日から貸付実行日までの間「つなぎ資金」を融資することができる。

6 融資率

事業実施の結果、事業費の80%を越えた融資額については、利子補給の対象外となるので、その事業が判明した時点で、ただちに越える額について繰上償還させること。この場合、約定償還額の変更は、残額の均等償還とするか又は最終償還分にまとめて調整すること。ただし、要綱第4の7に基づき知事が承認した場合はこの限りでない。

7 関係書類の整備

漁業近代化資金は補助事業であるので、検査時に関係書類が整備されている必要がある。関係書類は次のとおりであるが、これらの書類は相互に関連しているので、統一のとれた方法により、整理しておくこと。

(1) 関係書類

- | | |
|------------|--|
| ア 貸付基本書類 | 借用証書、貸付元帳、貯金元帳、購買（未収金）元帳、漁協取引約定書 |
| イ 制度上の必要書類 | 借入申込書、利子補給承認申請書（写し）、利子補給承諾書、貸付実行報告書（写し）、事業完了届（写真を添付すること。）
完了年月日欄は事業の完了日で記入する。
延払いは契約書により確認し、確認事業費を記入する。
契約書、納品書、請求書、領収書 |

(2) 整理方法

- ア 承諾年度別、書類別に冊子にして保管する。
イ つづり込み順は、借入申込み順又は承諾順に番号を付し、すべての書類をその順番につづること。

8 利子補給金請求書及び各種報告について

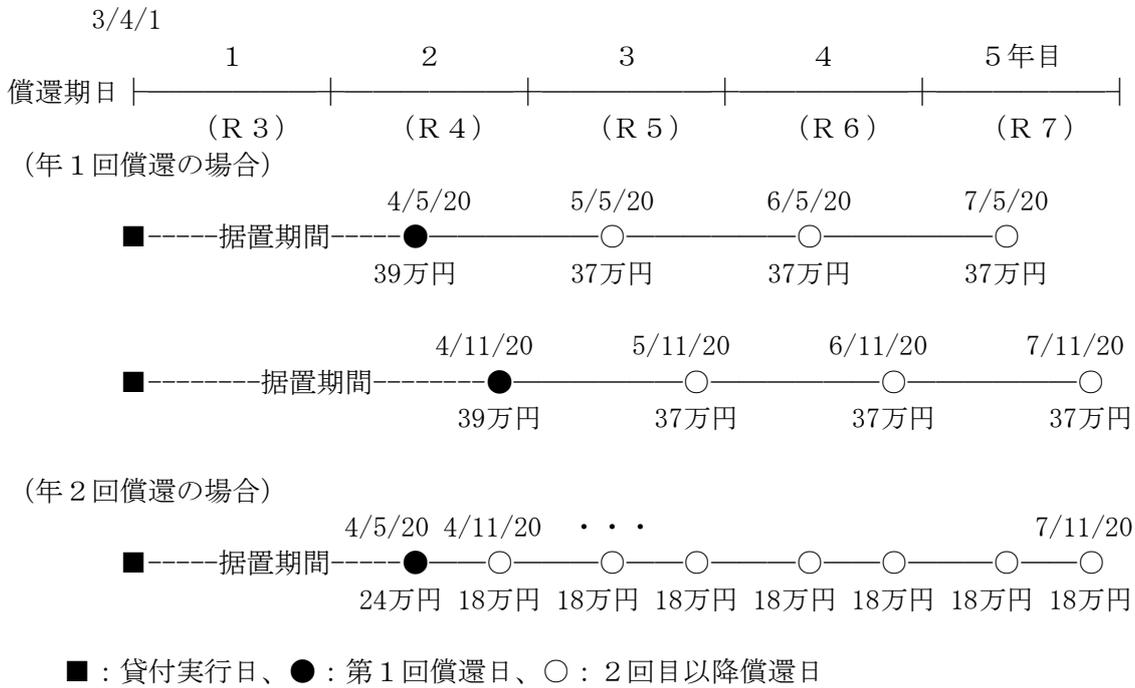
- (1) 残高移動報告書における利子補給承諾年度とは4月から翌年3月までの間を指し、1月から12月までと混同しないこと。
- (2) 請求書における訂正は、必ず訂正印（常務理事印）を押印のこと。
- (3) 貸付実行報告、及び繰上償還報告が遅れがちであるので、それらの事実が発生すれば遅滞なく報告すること。

9 利子補給対象貸付額及び償還額の単位

万円単位とする。

[償 還 方 法 例]

貸付実行日	令和3年4月1日	の場合
貸付額	150万円	
償還期限	5年	
うち据置期間	2年以内	



◎漁業近代化資金融通法

昭和44年6月26日

法律第52号

最終改正 平成28年5月20日号外法律第47号

(目的)

第1条 この法律は、漁業者等に対し水産業協同組合又は農林中央金庫が行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、国が利子補給を行う措置等を講ずることとし、もって漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「漁業者等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 漁業を営む個人
 - (2) 漁業生産組合
 - (3) 漁業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であつて、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船（漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船をいう。以下同じ。）の合計総トン数が3千トン以下であるもの
 - (4) 水産加工業を営む個人
 - (5) 水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であつて、その常時使用する従業者の数が300人以下であるもの又はその資本金の額若しくは出資の総額が1億円以下であるもの
 - (6) 漁業協同組合
 - (7) 漁業協同組合連合会
 - (8) 水産加工業協同組合
 - (9) 水産加工業協同組合連合会
 - (10) 第2号、第3号及び第5号から前号までに掲げる者のほか、前各号に掲げる者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人で、政令で定めるもの
- 2 この法律において「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。
- (1) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合
 - (2) 水産業協同組合法第87条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会
 - (3) 水産業協同組合法第93条第1項第1号の事業を行なう水産加工業協同組合
 - (4) 水産業協同組合法第97条第1項第1号及び第2号の事業を併せ行う水産加工業協同組合連合会
 - (5) 農林中央金庫
- 3 この法律において「漁業近代化資金」とは、漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化に資するため、融資機関が当該漁業者等に対して貸し付ける資金（漁船の改造、建造

又は取得に要するもの、漁具、養殖施設、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設その他の施設の改良、造成又は取得に要するもの及び成育期間が通常1年以上である水産動植物の種苗の購入又は育成に要するものに限る。)で政令で定めるもののうち、次の各号に該当するものをいう。

(1) 一漁業者等に係る貸付金の合計額が次に掲げる額(当該資金の貸付けにより当該合計額が次に掲げる額を超えることにつき農林水産大臣が定める理由がある場合において、農林水産大臣(当該資金が、第1項第6号から第9号までに掲げる者のうち都道府県の区域を超える区域を地区とするものその他の農林水産省令で定める漁業者等に対して農林中央金庫が貸し付ける資金以外のものであるときは、当該漁業者等の住所地を管轄する都道府県知事その他の農林水産省令で定める都道府県知事)が承認したときは、その承認した額)以内のものであること。

イ 第1項第1号から第5号までに掲げる者のうち政令で定めるものに貸し付ける場合にあつては、3億6千万円

ロ 第1項第1号から第5号までに掲げる者(イに規定するものを除く。)に貸し付ける場合にあつては、9千万円の範囲内で政令で定める額

ハ 第1項第6号から第9号までに掲げる者に貸し付ける場合にあつては、12億円

ニ 第1項第10号に掲げる者のうち政令で定めるものに貸し付ける場合にあつては、3億6千万円の範囲内で政令で定める額

ホ 第1項第10号に掲げる者(ニに規定するものを除く。)に貸し付ける場合にあつては、12億円

(2) 償還期限が、20年の範囲内において政令で定める期限以内のものであること。

(3) 据置期間が、3年の範囲内において政令で定める期間以内のものであること。

(4) 利率が、年7分以内で農林水産大臣が定める利率以内のものであること。

(政府の行う利子補給)

第3条 政府は、農林中央金庫が漁業近代化資金(都道府県の利子補給に係るものを除く。)を貸し付けるときは、会計年度ごとに、政令で定めるところにより、当該貸付けについての利子補給契約(利子補給金を支給する旨の契約をいう。)を農林中央金庫と結ぶことができる。

2 前項に規定する利子補給契約により政府が利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降22年度以内とする。

3 政府は、第1項の規定により利子補給契約を結ぶ場合には、利子補給金の総額が予算で定める金額をこえることとならないようにしなければならない。

4 第1項の規定により結ばれる利子補給契約により政府が支給する利子補給金の額は、当該利子補給契約において定める利子補給金の支給に係る期間ごとに、当該利子補給契約に係る漁業近代化資金の各貸付残高(当該貸付残高が、当該貸付けの条件に従い償還されるものとした場合における計算上の貸付残高をこえるときは、その計算上の貸付残高)につき年5厘以内で農林水産大臣が定める利率により計算する額の合計額を限度とする。

(農林中央金庫法の特例)

第4条 農林中央金庫法（平成13年法律第93号）第54条第3項の規定は、農林中央金庫が都道府県の利子補給又は前条の規定による政府の利子補給に係る漁業近代化資金を貸し付ける場合には、適用しない。

（漁業信用基金協会への出資に係る政府の助成）

第5条 政府は、都道府県に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、都道府県が漁業近代化資金に係る債務の保証の業務を行う漁業信用基金協会に対する出資を、当該保証に係る債務の弁済に充てるための基金とすることを条件として行うのに要する経費の一部を補助することができる。

（納付金）

第6条 都道府県は、前条の規定による政府の補助を受けて当該都道府県が出資した漁業信用基金協会が次の各号の1に該当するときは、政令で定めるところにより、当該各号に定める金額の一部を当該補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

- （1）解散した場合 中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）第62条第1項の規定により当該都道府県に分配された残余財産の額
- （2）漁業近代化資金に係る債務の保証の業務を廃止した場合 当該保証に係る債務の弁済に充てるための基金として管理されている金額及び当該業務に係る弁済（当該基金をもって行ったものに限る。）によって得た求償権の行使によりその後において取得した金額（その金額のうち中小漁業融資保証法第74条の規定により独立行政法人農林漁業信用基金へ納付すべき納付金の額が含まれている場合には、その納付金の額を控除した残額）の合計額

（「附則」途中略）

附 則〔平成28年5月20日法律第47号抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

◎漁業近代化資金融通法施行令

昭和44年7月31日

政令第209号

最終改正 令和2年12月1日政令第217号

内閣は、漁業近代化資金助成法（昭和44年法律第52号）第2条第3項、第3条及び第4条第1項の規定に基づき、この政令を制定する。

（漁業者等）

第1条 漁業近代化資金融通法（以下「法」という。）第2条第1項第10号の政令で定める団体又は法人は、次に掲げる団体又は法人とする。

- （1）水産業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、法第2条第1項第1号から第9号までに掲げる者又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの（漁業又は水産加工業を行うものを除く。）
- （2）水産物の保蔵、運搬又は販売の事業その他の水産業の振興に資する事業を主たる事業として営む会社であつて、法第2条第1項第1号から第9号までに掲げる者が、株式会社にあつては総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有し、持分会社（同法第575条第1項に規定する持分会社をいう。）にあつては業務を執行する社員の過半を占めているもの（漁業又は水産加工業を営むものを除く。）
- （3）法人でない団体（漁業又は水産加工業を営むものにあつては、その事業に常時従事する者の数が300人以下であるものに限る。）であつて、法第2条第1項第1号又は第3号から第5号までに掲げる者がその主たる構成員となつており、かつ、代表者、代表権の範囲その他農林水産大臣の定める事項について農林水産大臣の定める基準に従つた規約を有しているもの

（漁業近代化資金の種類、償還期限及び据置期間）

第2条 法第2条第3項の政令で定める資金は、次の表の資金の種類欄に掲げるとおりとし、同項第2号の政令で定める期限及び同項第3号の政令で定める期間は、当該資金の種類に応じ、それぞれ、同表の償還期限及び据置期間の欄に掲げるとおりとする。ただし、同表の第1号から第5号まで又は第7号に掲げる資金の2以上の種類のもの（その利率が同一であるものに限る。）を同時に貸し付ける場合におけるその貸付資金については、同項第2号の政令で定める期限はその貸付資金の種類のうち同表の償還期限の欄に掲げる期間の最も長いものに係る当該期間とし、同項第3号の政令で定める期間はその貸付資金の種類のうち同表の据置期間の欄に掲げる期間の最も長いものに係る当該期間とする。

資金の種類	償還期限	据置期間
(1) 総トン数が130トン（特別の理由がある場合において、農林水産大臣が、漁業の種類を指定してその漁業に従事する漁船につき130トンを超える総トン数を定めたときは、その総トン数とする。以下同じ。）未満の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が130トン未満である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	20年（漁船の改造に必要な資金であって船体以外の部分のみに係るものにあつては、10年）	3年
(2) 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第4号に掲げるものを除く。）	15年（法第2条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同号に掲げる者にあつては、第5条に規定する者を除く。以下「漁業協同組合等」という。）に貸し付けられるものにあつては、20年）	3年
(3) 漁場改良造成用機具、漁船用油水供給用機具、水産種苗生産用機具、養殖用えさ調製供給用機具、養殖用肥料薬剤施用機具、養殖水産物収穫用機具、水産物等運搬用機具又は生産・経営管理情報処理用機具の取得に必要な資金	7年（漁業協同組合等に貸し付けられるものにあつては、10年）	2年
(4) 漁具又は養殖いかだその他農林水産大臣が定める養殖施設の取得に必要な資金	5年（定置網（漁業法（昭和24年法律第267号）第60条第3項に規定する定置漁業に係るものに限る。）の取得に必要な資金にあつては、10年）	2年
(5) ぶり、うなぎその他の成育期間が通常1年以上である水産動植物であつて農林水産大臣が定めるものの種苗の購入又は育成に必要な資金（農林水産大臣が指定するものに限る。）	5年	2年（農林水産大臣が指定するものにあつては、3年）
(6) 有線放送施設その他の漁村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣が定めるものの改良、造成又は取得に必要な資金（漁業協同組合等に貸し付けられるものに限る。）	5年以上20年以内で農林水産大臣が指定する期間	3年
(7) 前各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金	5年以上15年以内で農林水産大臣が指定する期間	2年又は3年のいずれかで農林水産大臣が指定する期間

(漁業近代化資金の貸付限度額)

第3条 法第2条第3項第1号イの政令で定める者は、次に掲げる者であって、農林水産大臣の定めるものとする。

- (1) 法第2条第1項第1号から第3号までに掲げる者のうち、総トン数20トン以上130トン未満の漁船を使用して漁業を営む者
- (2) 法第2条第1項第2号又は第3号に掲げる者のうち、養殖業を営む者
- (3) 法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる者(前号に掲げる者を除く。)のうち、漁業(総トン数20トン未満の漁船を使用するものに限る。)、養殖業又は水産加工業のいずれか2以上を併せ営む者

第4条 法第2条第3項第1号ロの政令で定める額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第2条第1項第1号に掲げる者のうち、漁船を使用して漁業を営む者及び養殖業を営む者であって、農林水産大臣の定めるもの並びに同項第2号から第5号までに掲げる者に貸し付ける場合にあつては、9千万円
- (2) 法第2条第1項第1号に掲げる者で前号に掲げる者以外のものに貸し付ける場合にあつては、1千8百万円

第5条 法第2条第3項第1号ニの政令で定める者は、法人でない団体であって、漁業又は水産加工業を営むものとする。

第6条 法第2条第3項第1号ニの政令で定める額は、次に掲げる団体であって、農林水産大臣が定めるものに貸し付ける場合にあつては3億6千万円、その他の団体に貸し付ける場合にあつては9千万円とする。

- (1) 総トン数20トン以上130トン未満の漁船を使用して漁業を営む団体
- (2) 養殖業を営む団体
- (3) 漁業(総トン数20トン未満の漁船を使用するものに限る。)及び水産加工業を併せ営む団体

第7条 農林中央金庫は、政府と法第3条第1項に規定する利子補給契約を結ぼうとするときは、農林水産大臣の定めるところにより、同条の規定による政府の利子補給に係る漁業近代化資金の貸付予定額その他の事項を記載した契約申込書を農林水産大臣に提出しなければならない。

(漁業信用基金協会への出資に係る政府の助成の限度)

第8条 法第5条の規定による補助金の額は、都道府県が同条に規定する条件で同条に規定する出資を行うのに要する経費(その額が農林水産大臣の定めるところにより算出される額を超える場合には、その超える部分の経費を除く。)の2分の1に相当する額とする。

(「附則」途中略)

附則(令和2年7月8日政令第217号)抄

(施行期日)

第1条 この政令は、改正法施行日(令和2年12月1日)から施行する。

漁業近代化資金融通要綱

平成17年4月1日16水漁第2705号
農林水産事務次官依命通知
最終改正：令和3年3月31日2水漁第1477号

第1 借受資格者について

農林中央金庫が貸付けを行う漁業近代化資金(都道府県の利子補給に係るものを除く。)を借り入れることができる者は、漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号。以下「法」という。)第2条第1項第6号から第9号までに掲げる者であってその地区が都道府県の区域を超えるもの及び同項第10号に掲げる者のうち都道府県の区域を超える区域における水産業の振興を目的とするものとする。

第2 利子補給契約について

- 1 法第3条第1項に規定する利子補給契約は、別添「漁業近代化資金利子補給契約約款」(以下「約款」という。)により締結することとし、農林中央金庫は約款を承諾の上契約を申し込むものとする。
- 2 漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。)第7条の規定に基づき農林水産大臣に提出する契約申込書は、別記様式によるものとする。

第3 令第2条の表に掲げる資金の種類について

- 1 漁業近代化資金融通法施行規程(平成28年11月29日農林水産省告示第2373号。以下「施行規程」という。)第2条第7項第4号イの農林水産大臣が別に定める地域は、水産関係地方公共団体交付金等実施要領(平成22年3月26日付け21水港第2631号農林水産事務次官依命通知)第2の4の(10)により策定された水産業強化支援事業計画(以下「水産業強化支援事業計画」という。)の対象地域(現に事業が実施されている地域に限る。)とする。
- 2 施行規程第2条第7項第4号ニの農林水産大臣が別に定める要件は、水産業強化支援事業計画又は農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)第4の1の(1)により策定された活性化計画に即して実施する事業に必要な施設であることとする。

第4 令第2条の表の第1号の資金の種類のカラムに規定する総トン数の指定について

- 1 令第2条の表の第1号の資金の種類のカラムの特別の理由は、(1)から(3)までのいずれか及び(4)に該当するものであることとする。
 - (1) 一の都道府県における一の漁業の種類に係る漁法、漁業時期及び漁獲能力が、総トン数130トン未満の漁船と、総トン数が130トン以上であって指定を受けようと

するトン数未満の漁船とで、おおむね同様であること。

- (2) 一の都道府県における一の漁業の種類が、その都道府県における漁業の生産量又は生産額の相応を占めるなど、当該都道府県において重要な漁業となっており、漁業近代化資金を活用した漁船の改造、建造又は取得が、浜の活力再生プランや浜の活力再生広域プラン等の事業を活用した取組であり、所得の向上や競争力強化につながるとともに、漁業・漁村地域の活性化に寄与するものと認められること。
- (3) 一の都道府県における一の漁業の種類において、総トン数130トン未満の漁船と総トン数130トン以上であって指定を受けようとするトン数未満の漁船を使用する漁業が、漁業調整を図るなど協力して資源管理等に取り組んでいること。
- (4) 融資する漁協系統金融機関(漁協又は信漁連)において、経営の健全性と安定性が確保されていること。

2 令第2条の表の第1号の資金の種類欄に規定する総トン数の指定の申請は、1に規定する要件を満たすことを証する書類を添えて、その都道府県の知事が農林水産大臣に対して行うこととする。

3 農林水産大臣は、130トンを超える総トン数を定めた漁業の種類について、毎年、1に規定する要件が満たされているかを都道府県知事に確認することとし、この場合において、当該要件が満たされていないことが判明したときは、農林水産大臣は、その指定を解除することとする。

第5 漁業近代化資金の事業費の範囲等について

1 漁業近代化資金による建築物又は構築物の改良、造成又は取得に係る事業費の範囲の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 附帯施設の範囲

当該施設の機能が十分発揮されるために必要な施設(例えば、電気施設、用排水施設、上下水道等)は、附帯施設として事業費に含めることができる。

(2) 敷地の取得費

当該施設に必要な最小限度において事業費に含めることができる。

2 漁業近代化資金による水産動植物の種苗の購入又は育成に係る事業費の範囲の取扱い等については、次のとおりとする。

(1) 種苗費の範囲

種苗費の範囲は、種苗の購入費のほか、種苗の輸送に要する経費とする。

(2) 育成費の範囲

育成費の範囲は、育成期間中の餌代、薬品代、雇用労賃等の直接的経費とする。

(3) 貸付方法等

種苗費及び育成費の貸付けは、全育成期間を通ずる事業計画を明らかにさせた上、おおむね半年ごとの必要額を単位として貸し付ける方法をとるものとする。

また、貸付時は、貸付額の一部又は全部が実際に必要である時点とし、この資金が他の用途に使用されることのないよう事業費の請求書又は領収書の確保等の方法により処理するものとする。

- 3 漁家住宅資金の運用に当たっては、漁業後継者の婚姻のために漁家住宅を改良し、造成し、又は取得する場合の借受資格者は、現に漁業に従事している漁業後継者を原則とするが、当該漁業後継者に貸し付けることが困難な場合には、その直系尊属を借受資格者とすることもできることとする。

なお、利子補給承認は、婚姻の相手方が定まった時から婚姻関係の成立後5年以内の間に申請のあったものに限るものとする。

ただし、貸付けを受けようとする漁業後継者が満25歳以上の場合にあっては、婚姻の相手方が定まっていなくても申請できるものとする。

- 4 初度的経営資金に係る事業費の範囲は、施行規程第2条第7項第7号イからホまでに掲げる取組に伴って必要となる初期投資費用であって、その償還に1年以上を要する次に掲げるものとする。

- (1) 燃油、餌、薬品等の購入費、原魚買付費、光熱水料、雇用労賃等の直接的現金経費
- (2) 小漁具の購入費
- (3) 漁業用施設、漁業用機具又は漁具の修繕費
- (4) 水産加工用施設又は水産加工用機具の修繕費
- (5) 漁業経営又は水産加工業経営の近代化に必要な技術習得費

○漁業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン

〔 16水漁第2708号
平成17年4月1日
水産庁長官通知 〕

改正 平成18年 4月 1日17水管第2826号
平成20年10月 1日20水漁第1625号
平成21年 1月26日20水漁第2146号
平成23年 5月 2日23水漁第321号
平成26年 4月 1日25水漁第2002号
平成27年 3月24日26水漁第1522号
平成28年 3月30日27水漁第1878号
平成28年11月29日28水漁第1088号
平成29年 4月 1日28水漁第1679号
平成30年 3月28日29水漁第1451号
平成31年 3月27日30水漁第1512号
令和2年 3月31日 元水漁第1370号
令和2年10月30日 2水漁第877号
令和3年 4月 1日 2水漁第1328号

第1 漁業近代化資金制度の運用方針

1 この制度は、漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的とするものである。したがって、漁業近代化資金の貸付けは、この制度の目的に照らし、当該貸付対象事業によって漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化が促進されるものにつき行う必要がある。

また、漁業者等が漁業近代化資金を利用しやすくするとともに、意欲ある漁業者等の多様な経営発展を金融面から支援するため、利子補給等による漁業近代化資金借入れの際の負担軽減や保証人不要、担保は漁船等の漁業関係資産のみとする実質無担保・無保証人による融資を実施する予算事業も講じているところである。

漁業近代化資金の貸付けに当たっては、こうした制度趣旨等を踏まえ、意欲ある漁業者等に対する経営支援を的確に実施されたい。

2 この制度は、その運用を通じての漁協等の育成に資することも期しているので、合併等による漁協等の経営基盤強化及び再編整備の推進を図ることにより、信用事業の整備強化及び経営の改善による資金コストの引下げが今後とも積極的に推進されるよう特段の指導を行われたい。

3 漁業近代化資金の融通に当たっては、漁協等の組合系統機関の自主的運営が基本となることはもちろんであるが、市町村、漁業関係諸団体との連携を図り、その協力及び援助を得るようにするとともに、水産業改良普及職員を活用する等に

より、指導金融としての実をあげるようにされたい。

第2 漁業近代化資金の内容

漁業近代化資金（以下「近代化資金」という。）の内容については、漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）第2条、漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）第1条から第6条まで、漁業近代化資金融通法施行規程（平成28年11月29日農林水産省告示第2373号。以下「施行規程」という。）及び漁業近代化資金融通要綱（平成17年4月1日付け16水漁第2705号農林水産事務次官依命通知。以下「融通要綱」という。）に定めるところであるが、具体的には次のとおりである。

- 1 借受資格者（法第2条第1項、令第1条、施行規程第1条及び融通要綱第1）
近代化資金を借り入れることができる者は、次に掲げる者（以下「漁業者等」という。）である。
 - ア 漁業を営む個人
 - イ 漁業生産組合
 - ウ 漁業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船（漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船をいう。以下同じ。）の合計総トン数が3,000トン以下であるもの
 - エ 水産加工業を営む個人
 - オ 水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であるもの又はその資本の額若しくは出資の総額が1億円以下であるもの
 - カ 漁業協同組合
 - キ 漁業協同組合連合会
 - ク 水産加工業協同組合
 - ケ 水産加工業協同組合連合会
 - コ アからケまでに掲げる者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人で、政令で定めるもの（イ、ウ及びオからケまでに掲げる者を除く。）
この「政令で定めるもの」は、次のとおりである。（令第1条）
 - （ア）水産業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、アからケまでに掲げる者又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの（漁業又は水産加工業を行うものを除く。）
 - （イ）水産物の保蔵、運搬又は販売の事業その他の水産業の振興に資する事業を主たる事業として営む会社であつて、アからケまでに掲げる者が、株式会社にあつては総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使するこ

とができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有し、持分会社（同法第575条第1項に規定する持分会社をいう。）にあつては業務を執行する社員の過半を占めているもの（漁業又は水産加工業を営むものを除く。）

(ウ) 法人でない団体（漁業又は水産加工業を営むものにあつては、その事業に常時従事する者の数が300人以下であるものに限る。）であつて、ア又はウからオまでに掲げる者がその主たる構成員となつており、かつ、代表者、代表権の範囲その他農林水産大臣の定める事項について農林水産大臣の定める基準に従つた規約を有しているもの

この場合における、「農林水産大臣が定める事項」及び「農林水産大臣が定める基準」は、次のとおりである。（施行規程第1条）

a 農林水産大臣の定める事項

(a) 団体の目的

(b) 団体の意思決定の機関及びその決定の方法

(c) 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項

(d) 会費又は近代化資金の貸付けの対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収方法

なお、規約において定める事項は、これら農林水産大臣の定める事項のほか、当然令第1条第3号に規定する代表者及び代表権の範囲が含まれる。

b 農林水産大臣の定める基準

(a) 代表者の選任の手続を明らかにしていること。

(b) 水産業の経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。

(c) 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

(d) 会費又は近代化資金の貸付けの対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収方法が衡平を欠くものでないこと。

2 融資機関（法第2条第2項）

近代化資金の融資機関は、法第2条第2項に定めるとおり、次に掲げる者である。

(1) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合

(2) 水産業協同組合法第87条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会

(3) 水産業協同組合法第93条第1項第1号の事業を行う水産加工業協同組合

(4) 水産業協同組合法第97条第1項第1号及び第2号の事業を併せ行う水産加工業協同組合連合会

(5) 農林中央金庫

3 近代化資金の種類（法第2条第3項、令第2条及び施行規程第2条）

(1) 近代化資金の種類については、令第2条の表及び施行規程第2条のとおりで

あるが、これらの資金について主な内容を例示すると次のとおりである。

なお、施設の性質、規模等からみて個人施設として不適当なものについては、共同利用施設として造成、取得等を行うよう指導されたい。

第1号資金

漁 船……漁船（農林水産大臣の指定を受けた場合を除き、総トン数130トン未満のものに限る。）

漁船の改造に必要な資金であって船体以外の

部分に係るもの……推進機関、補機関、プロペラ装置、発電機、無線機、魚群探知機、方向探知機、ロラン、レーダー、ジャイロコンパス、気象図摸写受信施設、造水装置、油圧装置等

第2号資金

漁船漁具保管修理施設……漁船修理施設、漁船機関修理施設、染網施設、漁具倉庫、船揚施設等

漁業用資材保管施設……給油タンク、資材えさ倉庫等

漁船用油水供給施設……給油船、給水施設等

養 殖 池……養殖池

蓄 養 池……蓄養池

水産種苗生産施設……採苗施設、飼育池等

養殖用作業舎……養殖用作業舎

水産物処理施設……荷さばき販売所建物（卸売場建物、仲買売場建物、買荷保管積込所建物及び場内事務所を含む。）、水揚機械施設、海水浄化施設、給排水施設、衛生施設、消火施設、構内舗装、計算センター、トラックスケール、せり機械施設等

水産物保蔵施設……水産物倉庫、冷蔵施設等

水産物加工施設……水産物加工施設

製氷冷凍施設……製氷施設、冷凍施設

水産物等運搬施設……運搬船等

水産物販売施設……活魚等販売施設

漁業用通信施設……漁業用無線陸上施設、テレタイプ、テレックス等

第3号資金

漁場改良造成用機具……ブルドーザー、パワーショベル等

漁船用油水供給用機具……給油車、給水車等

水産種苗生産用機具……ヒーター、培養器等

養殖用えさ

調製供給用機具……給餌器、ミンチ、チョッパー、播漬器等

養殖用肥料薬剤

施用機具……浮タンク、散布機械等

養殖水産物収穫用機具……のりつみ機等
水産物等運搬用機具……運搬車、場内運搬機械等
生産・経営管理
情報処理用機具……電子計算機等

第4号資金

漁 具……漁網綱、浮子、沈子、ラジオブイ、集魚灯、潜水用具、えり、やな、かご、つりざお等
養 殖 い か だ……養殖いかだ（つりかご、母貝及び核の単独取得を含む。）

その他農林水産大臣が

定める養殖施設……はえなわ式養殖施設（つりかご、母貝及び核の単独取得を含む。）、仕切網養殖施設、ひび建養殖施設、浮流し式のり養殖施設、小割り式養殖施設

第5号資金

ぶり、うなぎその他の
成育期間が通常1年以上
上である水産動植物で
あって農林水産大臣が
定めるもの（以下「指
定水産動植物」という。）……あかがい、あさり、あじ、あわび、いしだい、
いわがに、うなぎ、うに、かき、かさご、くるま
えび、こい、こんぶ、さけ、さば、真珠貝、すぎ、
すずき、すっぽん、たい、テラピア、とうごろう
いわし、とこぶし、どじょう、にべ、はた、はま
ぐり、ひおうぎがい、ひらめ、ふぐ、ぶり、ほた
てがい、ほや、めばる及びわたりがに

農林水産大臣が指定するもの

ア 養殖に係るもの……指定水産動植物（とこぶし、はまぐり及びわたりがにを除く。）の種苗の購入又は育成に必要な資金

イ 増殖に係るもの……あかがい、あさり、あわび、いわがに、うに、くるまえび、さけ、たい、とこぶし、はまぐり、ひらめ、ほたてがい又はわたりがにの種苗の購入又は育成に必要な資金

第6号資金

有線放送施設その他の
漁村における環境の整
備のために必要な施設
であって農林水産大臣

の定めるもの……漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線

放送電話施設を含む。) 、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村多目的施設、生活安全保護施設、連絡道及び廃棄物処理施設

第7号資金

漁場改良造成施設……開発機械施設、のり防波導流施設、たこ産卵施設等

漁協等が共同利用に供
する船舶……………監視船、指導船等

水産物の処理加工に伴
って生ずる公害の防止
のために必要な施設

海浜等環境活用施設……釣り場、潮干狩り場、管理施設、保安施設、休養施設、蓄養殖施設、水産物直販施設、特産民芸品加工施設、水産資料展示研修施設、自然生態観察施設、漁家民宿施設、遊漁船、屋内外調理施設、施設連絡道路、駐車場及び便所

漁村給排水施設……給排水施設、浄化槽等

漁家住宅……漁家住宅

初度的経営資金……初度的経営資金

密漁監視施設……密漁監視施設

水産業労働力

確保施設資金……宿泊施設及び休憩施設（食堂、浴室等）

(2) 漁船等施設の修繕の取扱い

漁船等施設の現状回復に要する費用は、修繕費であり、近代化資金の対象としない。

ただし、修繕、改良等のうち、次のア又はイのいずれかに該当する場合にはア又はイに要する費用を改造費として本制度の対象とすることができる。

この場合において、ア及びイのいずれにも該当する場合にはア又はイに要する費用のいずれか多い額を改造費とする。

ア 使用可能期間を延長させる修繕、改良等

イ 固定資産の価格を増加させる修繕、改良等

(3) 第2号資金、第6号資金及び第7号資金には建築物及び構築物が掲げられているが、これらの施設に係る事業費の範囲の取扱いについては、次のとおりとする。

ア 附帯施設の範囲

当該施設の機能が十分発揮されるために必要な施設（例えば、電気施設、用排水施設、上下水道等）は、附帯施設として事業費に含めることができる。

イ 敷地の取得費

施設に必要な最小限度において事業費に含めることができるが、土地代のみの資金は、それが後年度に施設を設置する目的のものであっても、対象としない。

(4) 第4号資金の取扱いについて、定置網の取得については、その全体を新たに取得する場合のほか、定置網を構成する網（垣網、囲い網、昇り網、箱網等）を個別に取得する場合についても、近代化資金の対象とすることができる。

(5) 第5号資金に係る事業費の範囲の取扱い等については、次のとおりとする。

ア 種苗費の範囲

種苗費の範囲は、種苗の購入費のほか、種苗の輸送に要する経費とする。

イ 育成費の範囲

育成費の範囲は、育成期間中のえさ代、薬品代、雇用労賃等の直接的現金経費とする。

ウ 貸付方法等

種苗費及び育成費の貸付けは、全育成期間を通ずる事業計画を明らかにさせた上、おおむね半年ごとの必要額を単位として貸し付ける方法をとることができる。

また、貸付時は、貸付額の一部又は全部が実際に必要である時点とし、この資金が他の用途に使用されることのないよう、事業費の請求書又は領収書の確保等の方法により処理する。

(6) 第7号資金の漁家住宅資金の運用に当たっては、漁業後継者の婚姻のために漁家住宅を取得又は造成する場合の借受資格者は、現に漁業に従事している漁業後継者を原則とするが、当該漁業後継者に貸し付けることが困難な場合には、当該漁業後継者の直系尊属を借受資格者とすることもできる。

なお、利子補給承認は、婚姻の相手方が定まった時から婚姻関係の成立後5年以内の間に申請のあったものに限る。

ただし、貸付けを受けようとする漁業後継者が満25歳以上の場合にあっては、婚姻の相手方が定まっていなくても申請することができる。

(7) 第7号資金の初度的経営資金に係る事業費の範囲は、漁業転換等に伴って必要となる初期投資費用であって、償還に1年以上を要する次に掲げるものとする。

ア 燃油、えさ、薬品等の購入費、原魚買付費、光熱水料、雇用労賃等の直接的現金経費

イ 小漁具の購入費

ウ 漁業用施設、漁業用機具及び漁具の修繕費

エ 水産加工用施設及び水産加工用機具の修繕費

オ 漁業経営及び水産加工業経営の近代化に必要な技術習得費

4 近代化資金の貸付利率

近代化資金の貸付利率については、法第2条第3項第4号及び施行規程第7条により定められている利率以内に設定する。

5 近代化資金の償還期限、据置期間等

(1) 近代化資金の償還期限及び据置期間の上限については、資金の種類に応じ、令第2条の表及び施行規程第2条第8項の表において定められており、具体的には、次のとおりである。

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第113条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令132号）第5条第1項に規定する者であって、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者にあつては、令第2条の表の償還期限及び据置期間について、それぞれ3年間延長するものとする（ただし、令和4年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る。）。

資金の種類	償還期限	据置期間（注1）
第1号資金		
① 漁船	20年（注2）	3年（注2）
② 漁船の改造に必要な資金であつて船体以外の部分のみに係るもの	10年	3年
第2号資金	15年（漁協等（注3）に貸し付けられるものにあつては20年）	3年
第3号資金	7年（漁協等に貸し付けられるものにあつては10年）	2年
第4号資金	5年（大型定置網（注4）にあつては10年）	2年
第5号資金		
① ぶり、ほたてがい及び真珠貝（施術の年の翌々年に浜揚げされるものに限る。）の養殖又は増殖に係るもの	5年	3年
② ①以外のもの	5年	2年
第6号資金	20年	3年
第7号資金		

① 漁村給排水施設資金、漁家住宅資金及び水産業労働力確保施設資金	15年	3年
② 初度的経営資金	5年	2年
③ ①及び②に掲げる資金以外の資金	12年（漁協等に貸し付けられるものにあつては15年）	2年（漁協等に貸し付けられるものにあつては3年）

注1) 据置期間は、償還期限に含まれる。

注2) 木船にあつては、その耐久性を踏まえ、償還期限9年、据置期間2年とされたい。

注3) 「漁協等」とは、法第2条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する者を除く。）をいう。以下この表において同じ。

注4) 「大型定置網」とは、漁業法（昭和24年法律第267号）第6条第3項に規定する定置漁業に係る定置網をいう。

注5) 貸付利率が同率の二以上の種類の資金（第6号資金を除く。）を同時に貸し付ける場合における償還期限は、令第2条においてその貸付資金の種類のうち最も長いものに係る当該期間以内とされているが、償還方法を（2）の元本均等償還とするとときは、加重平均により算出される数値の端数を切り上げた期間以内とすることができる。

(2) 償還方法は、原則として元本均等償還とし、この場合における契約上の分割償還期日は、借受者の便宜を図り、漁獲物等生産物の販売代金の受領期を選ぶことが望ましい。

(3) 近代化資金の償還期日については、貸付事務の簡素化のため特定の期日を定める取扱いとすることが適当であるので、漁獲物等生産物の販売代金の収入時期等借受者便宜も考慮した上、各都道府県の実情に即し融資機関に対し、適切な指導をされたい。

なお、前段の「特定の期日」は、年1回に限定するという意味ではなく、たとえば、毎月償還が行われる場合にあつても、月のうち一定の日を決めるという意味であるので、留意されたい。

(4) 自然災害等により漁業経営に支障を来し、近代化資金の返済が困難となった漁業者等について、当該資金の償還期限（据置期間を含む。）を延長することにより、その漁業経営の維持、安定が図られ、当該資金の円滑な償還にも資すると認められるときは、令第2条の表及び施行規程第2条第8項の表に定められた範囲内で当該期限を延長することが望ましい点に留意されたい。

6 近代化資金の貸付限度額

近代化資金の貸付限度額（1漁業者等当たりの貸付金の残高の合計額をいう。以下同じ。）については、法第2条第3項第1号、令第3条から第6条まで及び施行規程第3条から第6条までのとおりであるが、具体的には次のとおりである。

(1) 漁業者の貸付限度額

ア 20トン以上の漁船の建造等に係る資金の借受者・・・3億6千万円

- イ 養殖業を営む法人又は団体 …… 3億6千万円
- ウ 二以上の複合経営を行う者 …… 3億6千万円
- エ 次に掲げる者（アからウまでに掲げる者を除く。） …… 9千万円
 - （ア）漁船を使用して漁業（養殖業を除く。）を営む個人（漁船の建造等に係る資金又は漁船漁業用施設の造成等に係る資金の借受者に限る。）
 - （イ）養殖業を営む個人（漁船の建造等に係る資金、養殖用施設の造成等に係る資金又は種苗の購入等に係る資金の借受者に限る。）
 - （ウ）漁業生産組合
 - （エ）漁業を営む法人
 - （オ）水産加工業を営む個人
 - （カ）水産加工業を営む法人
 - （キ）令第1条に掲げる者
- オ 漁業を営む個人（アからエまでに掲げる者を除く。） …… 1千8百万円

(2) 漁協等の貸付限度額 …… 1.2億円

(3) 上記の額にかかわらず、近代化資金を借り入れる漁業者等に係る貸付金の合計額が、当該漁業者等の経営規模及び事業計画からみて妥当なものであることを前提に、以下のいずれかの理由がある場合において、農林中央金庫が貸し付ける資金で都道府県の区域を超える区域を地区とする漁協等（漁業近代化資金融通法施行規則（平成28年農林水産省令第51号）第1条に規定する漁業者等をいう。）については農林水産大臣、それ以外の者については都道府県知事が承認したときは、その承認した額を貸付限度額とする。

ア 当該資金が、当該漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化に特に資すると認められる①漁船の改造、建造又は取得②施設の改良、造成又は取得③水産動植物の種苗の購入又は育成④その他の取組に必要な資金であること。

なお、これに該当する取組については、各都道府県の漁業実態等に応じて個別に判断することとなるが、例えば、以下のようなものが考えられる（あくまで例示である点に留意されたい。）。

- ① 次に掲げる漁船の改造、建造又は取得
 - ・省エネルギーや省人化等に秀でた改革型漁船
 - ・LEDの活用等により省エネルギー性能に優れた漁船
 - ・冷凍機の搭載等により漁獲物の鮮度保持や衛生管理に優れた漁船
 - ・AISの搭載等により船員の安全性確保に優れた漁船
 - ・魚群探索能力が高いなど漁獲能力に優れた漁船
 - ・機械化により漁労作業を省人化する漁船
- ② 次に掲げる施設の改良、造成又は取得
 - ・作業性に優れた漁業用施設
 - ・HACCP等高度の衛生管理を行うための水産加工施設

- ・省エネルギー性能に優れた水産加工施設
- ・漁獲能力や耐久性に優れた漁具
- ・高度な資源管理を行うための漁具
- ・台風等の天災に対して高い耐久性を有する養殖いかだ
- ③ 次に掲げる水産動植物の種苗の購入又は育成
 - ・通常の種苗と比較して形質が特に優れた種苗
- ④ 次に掲げるその他の取組
 - ・経営規模の拡大
 - ・六次産業化
 - ・輸出
 - ・法人化又は協業化
 - ・新船導入に併せた隻数の減少、少人数協業化などの操業形態の合理化
 - ・収益性の高い操業海域への変更
 - ・浜の活力再生プラン、浜の活力再生広域プラン又は漁船漁業構造改革広域プランに基づく取組
 - ・自然災害からの早急な復旧

イ 当該資金を活用し、漁業経営上、必要不可欠な改造、建造又は取得する漁船で、過度な装備でないものであり、かつ、同じ漁業種類を営む他の漁業者と比較して、価格水準が同じであると認められること。

(4) 上記により農林水産大臣又は都道府県知事から貸付限度額の超過の承認を得て近代化資金の貸付けを受けた漁業者等が、その後新たに近代化資金を借り入れる場合の貸付限度額は、承認前に戻り、(1)又は(2)に定める額となるが、再度農林水産大臣又は都道府県知事から貸付限度額の超過の承認を得たときは、その承認した額となる。

(5) 貸付限度額は貸付金の残高の合計額であるため、既貸付金について既に償還が行われている場合は、貸付限度額から貸付実行時の既貸付金の残高を控除した額が新規に貸し付けることができる限度額となる。

例示(貸付限度額が9千万円の漁業者の場合)

既貸付金残高	3千万円
新たに貸し付けることができる額	6千万円

7 近代化資金の融資率

近代化資金の融資率については、法令上定められていないが、資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から、当該資金に係る施設の改良、造成又は取得等に要する経費の額の100分の80以内とすることが望ましい。ただし、資金を借り入れようとする漁業者等の自己資金の状況等から、融資率が100分の80を超える資金の貸付けが必要であって、以下の(1)から(3)のいずれかに該当すると都道府県知事が認める場合には、100分の100以内の融資率としても差し支えない。

(1) 当該融資に係る事業規模が当該漁業者等の経営規模からみて妥当なものであり、当該融資に係る償還確実性が十分に確保されていること

- (2) 浜の活力再生プラン、浜の活力再生広域プラン又は漁船漁業構造改革広域プラン等の事業に取り組む漁業者若しくは漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）に基づき漁業経営改善計画を策定し、農林水産大臣又は都道府県知事から認定を受けた漁業者（認定漁業者）であること
- (3) 大雨、台風、地震等の自然災害からの早急な復旧が必要であること

第3 近代化資金の借入手続

借入手続については、別紙例示1を参照の上、各都道府県の実情に即して煩雑な手続を避け、最も適切な融資が行われることが望ましい。なお、貸付実行日及び貸付留保金については、1及び2により取り扱う。

1 貸付実行日の指定する取扱い

利子補給承認書の交付に当たって、都道府県の予算の実行上の理由等から貸付実行日を指定することは差し支えない。

2 貸付留保金の取扱い

近代化資金の一部を借受者の実情、融資対象事業の内容を勘案の上、融資機関が貸付留保金として留保することはやむを得ないが、留保期間は最長1年程度の範囲を限度とし、それ以後の利子補給金は打ち切るものとされたい。

第4 利子補給の承認等

1 利子補給の承認

近代化資金の借入申込に当たっては、別紙例示2から別紙例示5までの借入申込書及び利子補給承認申請書を参照の上、各都道府県の実情に即して適切な様式を定められたい。

また、都道府県が、融資機関に対して、近代化資金の利子補給をする場合の利子補給規程については、別紙例示6（漁業近代化資金利子補給規程例）及び別紙例示7（利子補給契約書例）を参照の上、各都道府県の実情に即して適切な様式を定められたい。

なお、大雨、台風、地震等の自然災害や漁業者の責めに帰さない事故等に対応するために漁業者が近代化資金の借入申込を行う場合には、漁業者への資金の迅速かつ円滑な融通が図られるよう、利子補給の迅速な承認に配慮されたい。

2 利子補給率

(1) 近代化資金を貸し付けた融資機関に対して行う利子補給の率は、金融市場における金利動向に応じて想定される融資機関の漁業向け一般貸出金利（以下「基準金利」という。）と第2の4の貸付利率との差を基本として、適切な水準を設定する。

(2) (1)の基準金利は、金融機関の調達コストや一般の金利動向を勘案して国が適切な水準を設定し、都道府県に対して連絡する。

第5 モニタリングの実施

今後、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項及び第2

- 4 5 条の 5 第 1 項に基づき、モニタリング及びこれに関連する措置を実施する。
- 1 国は、税源移譲後における都道府県の近代化資金に係る利子補給事業の実施状況、予算措置状況、貸付実績等を把握するため、都道府県に対して定期的に報告を求めるものとする。
 - 2 国は、近代化資金を貸し付ける融資機関に対し、都道府県の利子補給の実施状況に関する意見等を求めるものとする。
 - 3 国は、1 及び 2 により求めた資料を基に、都道府県及び融資機関との近代化資金制度の運営についての意見交換を行い、また、必要に応じ、都道府県に対して漁業者等の資金需要に的確に応える事業の実施のための要請を行うものとする。
 - 4 モニタリングの具体的な実施方法は、その実施に際して、併せて別途定めて通知するものとする。

第 6 その他

- 1 株式会社日本政策金融公庫資金との関係
近代化資金と株式会社日本政策金融公庫資金との融資分野は、次によるものとする。
 - (1) 近代化資金は組合系統資金によって融資することが適当な分野を担当するものとする。
 - (2) 株式会社日本政策金融公庫資金は、漁業基盤整備資金、漁業経営改善支援資金のような生産基盤の整備、経営改善等政策的必要度の高い分野を担当するものとし、組合系統資金の現状では融資し難い分野を担当するものとする。
なお、同一融資対象につき近代化資金と株式会社日本政策金融公庫資金を併せて貸し付けること（いわゆる協調融資）は、行わないものとする。
- 2 補助金との関係
国又は地方公共団体の補助金等の交付決定を受けた事業に係る補助残事業費部分については、組合系統の資金事情等を勘案して近代化資金を融通することはさしつかえない。また、近代化資金の借入れにより行った事業につき、国又は地方公共団体の補助金等の交付決定を受けたときは、当該資金の償還期限にかかわらず、当該補助金をその交付後遅滞なく、借入金債務の弁済に充てる必要がある。
- 3 納付金
法第 5 条の規定による政府の補助を受けて都道府県が出資した漁業信用基金協会が解散した場合又は当該基金協会が近代化資金に係る債務の保証の業務を廃止した場合は、法第 6 条の定めるところにより一定の金額を政府に納付することとなるが、その際の手続等については、将来具体的な必要を生じた際所要の法令上の措置を講ずることとしている。
- 4 地方税法の特例
 - (1) 不動産取得税
水産業協同組合が近代化資金の貸付け（融資機関において、当該貸付けの申込みの受理が平成 29 年 3 月 31 日までに行われたものに限る。）を受けて漁業者の共同利用に供する施設であって保管、生産又は加工の用に供する家屋を

平成29年4月1日以後に取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が2分の1を超える場合にあつては、2分の1）を乗じて得た額を価格から控除することとされている。（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）附則第9条第3項）

（2）固定資産税

漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会が令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間に近代化資金の貸付けを受けて共同利用に供する機械及び装置（1台又は1基の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下同じ。）が330万円以上のものに限り、農山漁村環境整備のために必要なものであつて総務省令で定めるものを除く。以下同じ。）を取得した場合の当該機械及び装置に対して課する固定資産税の課税標準は、当該機械及び装置に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、当該機械及び装置の価格の2分の1の額とすることとされている。（地方税法附則第15条第45項、地方税法施行令附則第11条第45項から第47項まで並びに地方税法附則第6条第82項及び第83項）

（3）事業所税

水産業協同組合が設置する漁業者の共同利用に供する施設のうち、生産の用に供するもの、近代化資金の貸付けを受けて設置されるものであつて保管、加工又は流通の用に供するもの、農林水産業者の研修のための施設及び農林水産業に関する試験研究のための施設に係る事業所床面積及び従業者給与総額に対しては、事業所税を指定都市等は課することができないこととされている。（地方税法第701条の34第3項第12号、地方税法施行令第56条の28第2項及び地方税法施行規則第24条の4）

5 東日本大震災被害漁業者に係る印紙税法の特例

融資機関が東日本大震災被害漁業者に対して行う近代化資金の貸付け（当該融資機関が行う他の近代化資金の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う近代化資金の貸付けに限る。）に係る印紙税法（昭和42年法律第23号）別表第1第1号の課税物件の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書のうち、平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さないこととされている。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第47条並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号）第37条第1項第6号及び第2項第7号）

漁業近代化資金制度 Q & A (令和元年 1 1 月)

全国漁業協同組合連合会、水産庁

1. 制度の仕組み

Q 1 漁業近代化資金とはどのような資金ですか。また、日本政策金融公庫(沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫)の漁業経営改善支援資金、沿岸漁業改善資金との違いはどこにありますか。

【答え】

1. 漁業近代化資金は、漁協系統資金を活用し漁協系統融資機関が、漁業者等に対して漁船、漁具、養殖施設等の施設資金を一定の条件を基に融通した場合、融資機関に対して都道府県が利子補給を行う措置を基本とし、あわせて農林中央金庫が2県以上にわたる漁業協同組合連合会等の共同利用施設資金を融通した場合、同金庫に国が直接利子補給を行う措置を加え、漁業部門に漁協系統資金を還流させ、一定の政策の範囲内で中・長期の施設資金等を供給する低利な資金をいいます。
2. 日本政策金融公庫資金(漁業経営改善支援資金)は、民間資金を補完する目的から、認定漁業者に対して国の財政投融资資金を原資とし、漁協系統融資機関、農林中央金庫その他民間金融機関が融通困難な資金を融通する資金です。
3. 沿岸漁業改善資金は、国が3分の2、都道府県が3分の1を負担して造成する都道府県の特別会計から、沿岸漁業従事者等が自主的にその経営・生活を改善していくことを積極的に助長するために無利子の資金を貸付け、沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大、沿岸漁業従事者の福祉の向上及び青年漁業者等の養成確保を行うことを目的として、一定の政策目的のもとに、自主的な努力と都道府県および国の施策との調和を図る資金をいいます。

Q 2 漁業近代化資金制度が創設された経緯と制度の趣旨を教えてください。

【答え】

漁業近代化資金制度は、漁協等の系統資金を原資とし、「漁業者等に対し水産業協同組合又は農林中央金庫が行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため」に国や都道府県が利子補給等の措置を講じ、「漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資すること」を目的としています。また、この制度がその運用を通じて漁協等の育成に寄与すること、即ち、系統信用事業の一層の伸長と組合系統組織の強化発展に寄与することも期待されています。この制度が昭和44年に創設されるに至った経緯は以下の通りです。

(Q2 続き)

1 当時の漁協系統金融をめぐる情勢

戦後の系統信用事業の量的拡大にもかかわらず、漁協系統自体の資金量は相対的に不足しているばかりでなく、個々の漁協の信用事業規模が極めて零細であるため、資金管理体制の不備と相まって、資金コストはほかの金融機関に比してかなり高く、実際の貸付に当たっては、系統の組合員である中小漁業者にとって、比較的借りやすいという点を除き、系統資金が必ずしもすべて有利といえる体制はなお十分には整っていない状況にありました。

この間、財政金融部門、特に日本政策金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）による（以下、公庫と記載する）漁業への貸出しは、漁業生産力の維持増進に必要な長期低利資金の融通という目的に沿い、末端金利の有利なことと償還期限の長いことにより、漁業者に歓迎され着実に増加しました。

しかし、公庫は、本来、当時の労働力の逼迫や経営規模の拡大、栽培漁業の進展等を背景とする中小漁業者の旺盛な資金需要に応えつつ経営の近代化を図っていくためには、系統分野における資金量の確保と相まって、政策的配慮による系統金融の整備が必要となってきました。

このため漁協系統組織において、逐次資金の蓄積が進み、中小漁業者の需要に応える態勢を固め、今後一層の振興が見込まれる漁業環境の悪化に対処して漁業者がその生産力を拡大し、生産性の向上を通じて所得の増大を図る上において、特に必要な長期低利資金の供給体制は、必ずしも十分でないとの認識のもとに、系統資金を原資とし、国及び地方公共団体がこれに利子補給の措置を講じて漁業金融の円滑化を図ることを骨子とする漁業近代化資金制度の創設が水産金融における重要課題の一つとして提起されるに至りました。

2 漁業近代化資金制度の創設

政府は、こうした動きに対応して、制度創設の必要性を認め、昭和43年度予算において調査費を計上し、漁協及び水産加工協の信用事業に関するアンケート調査（委託調査）、漁協信用事業現地調査及び漁業者現地調査を実施し制度創設のための裏付け資料の収集を行い、さらに昭和43年7月から8月にかけて、学識経験者による水産金融に関する懇談会を開催し、水産金融に関する現状認識と新制度創設の必要性並びに新制度の基本的事項についての考え方に関する報告を得ました。これらの調査や報告をもとに、昭和44年の初めに漁業近代化資金制度の基本的構想が固まり、漁業近代化資金助成法（漁業近代化資金融通法）案が、同年2月18日の閣議決定を経て、同20日第61回通常国会に提出の運びとなり、衆参両院とも農林水産委員会に付託審議のうえ、6月20日参議院本会議において可決、成立され、6月26日に法律第52号として公布、さらに8月1日同法施行令とともに施行されました。

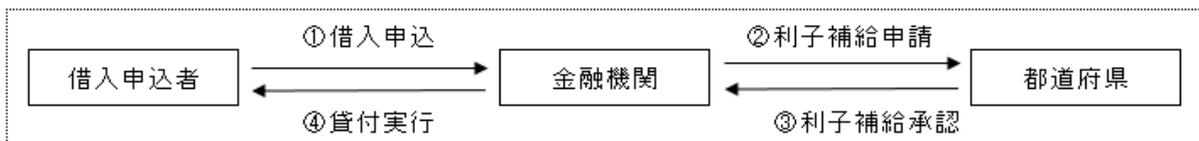
Q 3 漁業近代化資金の借入手続きを図示して説明してください。

【答え】

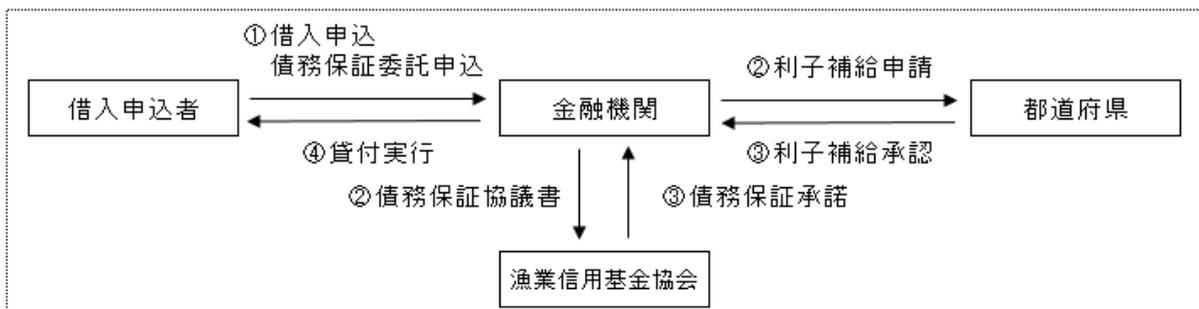
漁業近代化資金の借入れ手続きを図示して説明します。

- ① 貸付を受けようとする者は、信漁連等の金融機関に借入申込書及び必要に応じて漁業信用基金協会宛の債務保証委託書を提出します。
- ② 金融機関は借入申込書の内容を審査のうえ、貸付に対する諾否を決定し、利子補給承認申請書を作成し、都道府県へ提出します。（保証を付保する場合は債務保証協議書を提出）
- ③ 都道府県は、利子補給申請内容を審査のうえ利子補給の諾否を決定し、金融機関にその旨通知します。（保証を付保する場合は債務保証承諾の可否が通知されます）

漁信基保証を付さない場合



漁信基保証を付す場合



2. 借受資格者

Q 4 漁業近代化資金の借受資格者を教えてください。（法第2条第1項関係）

【答え】

漁業近代化資金融通法第2条第1項に定める下記の漁業者となります。

- 1 漁業を営む個人
- 2 漁業生産組合
- 3 漁業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が3百人以下であり、かつ、その使用する漁船（漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船をいう。以下同じ。）の合計総トン数が3千トン以下であるもの
- 4 水産加工業を営む個人
- 5 水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が3百人以下であるもの又はその資本金の額若しくは出資の総額が1億円以下であるもの
- 6 漁業協同組合
- 7 漁業協同組合連合会
- 8 水産加工業協同組合
- 9 水産加工業協同組合連合会
- 10 上記2号、3号及び5号から前号までに掲げる者のほか、前各号に掲げる者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人で、政令で定めるもの

Q 5 借受資格者に年齢制限はありますか。

【答え】

漁業近代化資金の制度上の年齢制限はありません。

Q6 水産業の振興に寄与する一般財団法人または一般社団法人、水産業協同組合の協同会社、漁業者が主たる構成員である任意団体（権利能力なき社団）は、漁業近代化資金の借受資格者になりますか。（政令第1条関係、規則第1条関係）

【答え】

下記の対象要件を満たす場合は全て近代化資金の借受対象となります。

貸付先	対象条件	融資限度額
水産業の振興に寄与する一般財団法人または一般社団法人	近代化資金融通法施行令で定めるとおり 漁業者等または地方公共団体が、 ・一般社団法人の場合は総社員の議決権の過半数を有していること。 ・一般財団法人の場合は基本財産の額の過半を拠出していること。	12億
水産業協同組合の協同会社	近代化資金融通法施行令で定めるとおり ①水産物の保蔵、運搬又は販売の事業その他の水産業の振興に資する事業を主たる事業として営む会社であること。 ②漁業者等が ・株式会社の場合は総株主の議決権の過半数を有していること。 ・持分会社の場合は業務を執行する社員の過半を占めていること。 ※上記①と②両方の条件を満たす。	12億
漁業者が主たる構成員である任意団体	近代化資金融通法施行令で定めるとおり ①漁業または水産加工を営む個人・法人が主たる構成員となっていること。 ②代表者、代表権の範囲その他農林水産大臣の定める事項について農林水産大臣の定める基準に従った規約を有していること。（下記詳細） ③漁業又は水産加工業を営むもの場合は、常時従事する者の数が300人以下であること。 ※①～③全ての条件を満たす。 (1) 農林水産大臣の定める事項 ① 団体の目的 ② 団体の意思決定の機関及びその決定の方法 ③ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項 ④ 会費又は漁業近代化資金の融資の対象となる施設の利用率の徴収が必要である場合には、その徴収方法 (2) 農林水産大臣の定める基準 ① 水産業の経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。 ② 代表者の選任の手続きを明らかにしていること。 ③ 当該団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。 ④ 会費又は漁業近代化資金の融資の対象となる施設の利用率の徴収が必要である場合には、その徴収方法が均衡を欠くものでないこと。	※

※【漁業者が主たる構成員である任意団体】

(単位：百万円)

	20トン以上の漁船を用いて漁業を行う団体	養殖業を営む団体	20トン未満の漁船漁業と加工業を営む団体	それ以外の団体
1号資金	360	90	360	90
2・3号資金	90	360	360	90
4・5号資金	90	360	90	90
6・7号資金	90	90	90	90

Q7 鯉や金魚等の観賞魚の養殖業者や陸上の養殖池で自家養殖した親魚から採卵し種苗生産を行っている者は漁業近代化資金を借りる事ができますか。(規程第2条第2項関係)

【答え】

漁業とは、水産動植物の採捕または養殖の事業をいい(漁業法第2条第1項)、漁業又は養殖業の一環として蓄養するのであれば、漁業を営む者として対象となります。

なお、養殖場所が陸上か海上か、観賞魚か食用魚かは問いませんので、養殖業の一環として借受資格者となります。

(参考)5号資金の対象生物

1 養殖用種苗の購入・育成資金

1年以上の期間育成するあかがい、あさり、あじ、あわび、いしだい、うなぎ、うばがい(ほっきがい)、うに、かき、かさご、くるまえび、こい、こんぶ、さけ、真珠、真珠貝、すずき、すっぽん、たい、テラピア、とこぶし、にべ、はた、はまぐり、ひおうぎがい、ひらめ、ふぐ、ぶり、ほたてがい、ほや、めばる

2 放流用種苗の購入・育成資金

育成期間が1年以上のあかがい、あさり、あわび、うに、くるまえび、とこぶし、はまぐり、ほたてがい

Q8 新規就業者は漁業近代化資金の借受資格者になる事ができますか。(法第2条第1項関係)

【答え】

新規就業者につきましても借受資格者となる事ができます。

なお、融資手順は通常の融資と変わりありませんが、漁業実績がないことから事業計画、収支計画、資金計画、償還計画等が妥当か、新規就業者の育成体制が確保され将来性があるか等に留意して審査してください。

Q9 漁協自身が漁業近代化資金を借り受けるのはどのようなケースですか。また、漁協が機器等を取得し、組合員に貸し付ける場合、漁協に漁業近代化資金を融資することはできますか。

【答え】

漁協が自営事業として借入する場合及び組合員の生産性の向上又は経営の合理化の促進に資するため、水産物の流通、加工施設の整備改善、漁場の改良、水産動植物の増殖、就業者の養成確保、漁村における環境整備等のための施設を導入する場合があります。

なお、組合員に貸し付ける目的で購入した機器等についても漁協等の資産として保有した上で、漁協等の定めた一定の制限を満たす組合員に貸し付け、利用料の徴収を行う場合等は漁協等として漁業の活性化を図るためのものであるため、共同利用施設として融資対象となります。

Q10 A県内の漁協に所属する定置網漁業者が、B県を本拠地として定置網漁業を営む際に、B県知事の備える漁船登録原簿に登録される予定の漁船の建造資金として、漁業近代化資金をA県内の漁協から借り受けることができますか。（規則第2条関係）

【設問定置網漁業者経営（操業）形態】

A 県	B 県
所属漁協	操業本拠地 漁船登録簿本拠地

【答え】

原則、漁業近代化資金を借り入れる漁業者等の住所地を所管する都道府県知事が利子補給を行うこととなります。

なお、実際に漁業を行う場所と住所地が異なる場合においては、当該都道府県の規定等で排除されない限り、どちらかの都道府県知事から利子補給を受けることは可能です。

Q11 日本の国籍を有しない者（外国人）に対し、漁業近代化資金を貸付けることはできますか。

【答え】

外国人の行う漁業は融資対象になりません。漁業近代化資金制度は、漁業者等の資本装備の高度化及び漁業経営の近代化を図るための我が国の金融制度として設けられたものであり、法令上外国人には適用しない旨の規定はありませんが、「外国人漁業の規制に関する法律」及び「漁業水域に関する暫定措置法」により、外国人は我が国領海内で漁業を営むことが出来ません。

ただし、外国人の営む水産加工業者、協同会社等は融資対象となります。

また、外国人であっても、上記の法律に基づき農林水産大臣の許可を得ている者及び永住して漁業で生計を立てている者については、融資対象となります。

3. 融資

Q12 漁業近代化資金の融資機関にはどのような金融機関がありますか。（法第2条第2項関係）

【答え】

漁業近代化資金の融資を行う金融機関としては、法令で、信用事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び農林中央金庫等が指定されています。

Q13 漁業近代化資金と他の制度資金との協調融資はできますか。（ガイドライン第6関係）

【答え】

同一融資対象につき近代化資金と日本政策金融公庫資金を併せて貸し付けること（いわゆる協調融資）は、行わないものとしています。

なお、日本政策金融公庫資金以外の資金について協調融資することは禁止されていません。

4. 資金の種類

(1) 1号資金（漁船資金）

Q14 漁業近代化資金の貸付対象となる漁船は、具体的にどのような要件（総トン数、所有権、漁業許可、漁船登録等）を備えているものをいうのですか。（政令第2条関係）

【答え】

貸付対象となる漁船は、原則として、130トン未満の漁船法第2条第1項に定義されている漁船であり、漁船許可、漁船登録を受けているものです。

なお、借受資格者はその漁船の所有者です。

Q15 130トン以上の漁船建造や130トン以上の漁船に魚群探知機・レーダー等の機器類を設置する場合は漁業近代化資金の貸付対象とすることは可能ですか。（要綱第4条関係）

【答え】

問15のとおり原則として130トン未満漁船の建造・機器類の設置が貸付対象ですが130トン以上の漁船により行う漁業実態が、漁法、漁業時期、漁獲能率等において130トン未満の漁船により行うものと概ね同様であり、農林水産大臣の特認を受けた場合は、漁業近代化資金の融資が可能となります。

なお、130トン以上漁船に係る農林水産大臣からの特認を受ける際には、都道府県庁から水産庁に対して申請を行うこととなります。

Q16 外国で漁船の建造等を行う場合、漁業近代化資金を借りることができますか。

【答え】

法令では借受者が外国の造船所等に発注し、建造した後輸入することを規制していません。ただし、手続き及び我が国の船舶安全法等をクリアできるか否か十分に検討する必要があります。

Q17 漁船の建造、改造の場合、どの範囲までが漁業近代化資金の融資対象となりますか。（ガイドライン第2－3関係）

【答え】

漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資する事業は融資対象となります。よって、漁船建造の場合、冷蔵庫等の船内生活で最低限必要と考えられるものや、漁船建造に付帯する必要最低限の経費や一般管理費についても事業費に含めて差し支えありません。

また、機関換装等に伴う改造の場合においてもその事業に必要な最小限度において事業費に含めて差し支えありません。

Q18 漁船の船体以外の漁労機器や漁船に必要な航海機器の購入・設置に係る事業は漁業近代化資金の融資対象となりますか。（ガイドライン第2－3関係）

【答え】

融資対象となります。

なお、漁船の船体に固定し、動力により作動するものは1号資金、船体に固定しないものや非動力により作動するものは、漁具として4号資金の対象となります。

Q19 漁船の船底等に付着物防止のための塗料を塗る費用やドック費用は、融資対象になりますか。

また、共同利用施設の修繕、改良等はどうな場合に漁業近代化資金の融資対象となりますか。（ガイドライン第2－3関係）

【答え】

漁船の船底等に付着物防止のための塗料を塗る費用やドック費用は修繕費であり、漁業近代化資金の融資対象とはなりません。ただし、修繕、改良等のうち、次の①又は②のいずれかに該当する場合は、改造費として本制度の対象とすることができます。

なお、いずれにも該当する場合は多い方の金額が融資対象となります。

- ① 使用可能期間を延長させる部分に対応する金額
- ② 固定資産の価格を増加させる部分に対応する金額

Q20 中古漁船の購入に要する費用は融資対象になりますか。

【答え】

1号資金により融資対象となります。

中古漁船の償還期限については、法令上の償還期限の範囲内において、中古資産の耐用年数等を勘案して定めます。

なお、法定耐用年数や上記法令上の償還期限以上の船齢でも漁船の状態等により実耐用年数が伸びることがあることから、造船所の証明書を徴取する等により、融資機関等が適正な年数を定める必要があります。

Q21 漁船建造や機関換装をする場合、既に所有している漁船等を「下取り」させる場合の取扱いはどうなりますか。

【答え】

「下取り」は自己資金の一部として差し支えありません。したがって、事業費に下取り価格を含める必要はありません。

なお、下取りとは融資対象事業を行う際に、現有の被代替物件を施工業者が買取り（引取り）を行う場合であり、現有被代替物件の買取り（引取り）を伴わない一般的な値引きとして行われた場合は、値引き後の額が事業費となります。

近代化対象事業費

本体価格 (総事業費) 10百万円

事業費内容

支払額 8百万円
下取り△2百万円

←支払額が近代化対象事業費ではない

←下取り価格を含めない

(2) 2号資金（漁船漁具保管修理施設等資金）

Q22 2号資金の対象となる施設の入替えをする場合、融資対象となりますか。

【答え】

融資対象となります。

Q23 施設の取得にあたり、土地取得等をする場合、融資対象となりますか。（ガイドライン第2－3関係）

【答え】

施設の取得に必要な最小限度において、土地取得費用、駐車場・道路等の造成費用を事業費に含める事ができます。

なお、原則、土地代のみの資金は、それが後年度に施設を設置する目的であっても融資対象とはなりません。

しかし、借地の場合で現に当該借地で事業を営んでおり、借主からの求めにより土地を買い上げなければ現在営んでいる事業の継続が困難な場合には、必要最小限の範囲において土地取得費用を融資対象として差し支えありません。

なお、水産物の干場・網干場にかかる土地取得費用や養殖池・中間育成施設・井戸等は単独で漁業近代化資金の融資対象となります。

また、養殖池の陸上防護施設、養殖池に海水を入れるための施設等についても融資対象となります。

Q24 一階が市場で二階が漁協事務所など融資対象となる施設と対象とならない施設を併設する場合、融資対象事業費の算定方法はどのようになりますか。

【答え】

融資対象施設のみが対象となります。

融資対象事業費の算定方法は、漁協事務所等との合体施工の場合においては、施設及び事務所等のそれぞれの機能、利用計画等に基づき内部施設についての利用区分を適正に設定し、それぞれの専用部分と共通利用部分とを明確に区分することとなります。

この場合、施設の会議室、研修室等と事務所等の会議室との共用については、当該施設の利用目的に沿った弾力的な運用が図られるよう十分に配慮されたものでなければなりません。

合体施工にかかる費用の按分については、原則として次によることとなります。

- ① 専用部分ごとに分離して積算することが困難な工事費については、それぞれの専用延べ床面積の割合により按分し、専用部分ごとに分離して積算が可能な工事費については、それぞれの専用部分ごとに積算する。
- ② 共通部分の工事費については、その工事費の全体について専用部分の延床面積の割合により按分する。
- ③ 調査費、実施設計費、工事雑費等分離できない費用については、それぞれの専用部分の工事費の割合により按分する。

Q25 水産加工施設の中で、水産加工業に使用する機械器具の単独取得は融資対象となりますか。（ガイドライン第2－3関係）

【答え】

対象となります。

2号資金の水産物加工施設として融資対象となる施設とは、建物（土地を含む）その他の工作物および機械器具等建築物に附設され、あるいは単独で使用される物的装備を意味しています。

したがって、その他の建物（土地含む）、機械等の有形固定資産となる設備は対象となります。

Q26 漁協が水産物販売のためのテナント施設を建設し、施設を使用する組合員から使用料を徴収する場合、当該施設建設費は融資対象となりますか。

【答え】

漁協等は、組合員の生産性の向上又は経営の合理化の促進に資するため、水産物の流通、加工施設の整備改善、漁場の改良、水産動植物の増殖、就業者の養成確保、漁村における環境整備等のための施設の導入を図っており、使用料を徴収した場合でも、共同利用施設として融資対象となります。

Q27 2号資金の水産物販売施設とは具体的にどのようなものを指しますか。（ガイドライン第2－3関係）

【答え】

漁業者等が消費者のニーズを的確に把握し、水産物の消費拡大を図ることを目的として活魚等地場の鮮度の高い魚介類や地場の魚介類を利用した水産加工品等を販売する施設をいいます。

なお、お魚センター、消費地に建設するアンテナショップ及び生産地のレストラン等の中における水産物販売コーナー等が融資対象となります。

Q28 海苔加工に使う「ミス」（すだれの小型のようなもの）、海苔の全自動乾燥器は漁業近代化資金の融資対象となりますか。

【答え】

1年を超えて使用でき、固定資産として計上する場合は融資対象となります。

Q29 荷捌施設の防水工事を施すと同時に補強工事も併せて行う場合、この事業費は融資対象となりますか。（ガイドライン第2－3関係）

【答え】

原状回復に要する費用は修繕費であり対象となりませんが、修繕・改良のうち、①使用可能期間を延長させる部分に対応する金額、②固定資産の価格を増加させる部分に対応する金額は、改造費として融資対象となります。

Q30 漁船の船底及び漁網の清掃の効率化のためのジェット噴水ポンプの購入費は、融資対象ですか。（ガイドライン第2－3関係）

【答え】

ジェット噴水ポンプは、2号資金の「漁船漁具保管修理施設」により融資対象となります。

Q31 漁業作業場や水産物加工施設の場合、食堂、更衣室、トイレ、事務室等は漁業近代化資金の融資対象となりますか。（ガイドライン第2－3関係）

【答え】

融資対象施設本体の機能を発揮するため欠くべからざるもので、例えば、一般的な事務を行う部屋は対象とならず、いわゆる帳場などや施設の周辺に食堂がない場合など本体施設と同時一体的に設置されるものであれば、付帯施設として融資対象として差し支えありません。

（3）3号資金（漁場改良造成用機具等資金）

Q32 漁協・漁連等が3号資金の「生産・経営管理情報処理用機具」を設置する場合どのようなものが融資対象となりますか。

また、信用事業に係るオンラインシステムの漁協端末機、販売購買事業の財務管理に要する電子計算機は融資対象となりますか。（ガイドライン第2－3関係）

【答え】

「生産・経営管理情報処理用機具」は漁業生産に係るものに限り対象となります。

漁業者が生産統計等を行う場合に必要となるパソコン（中央処理装置、磁気テープ、磁気ドラム等外部記憶装置、プリンター、ディスプレイ等の周辺端末装置を含む）等が具体的な融資対象となります。

漁協が実施する各種事業の事務処理を行うための端末機、電子計算機は融資対象となりません。

Q33 3号資金の「水産物等運搬用機具」はどのようなものが融資対象となりますか。（政令第2条、ガイドライン第2-3関係）

【答え】

施行令第2条の表の資金種類の欄の3に列挙されている機械機具類は、漁業用として使用されるものを定めているものであり、運搬用機具もこの範囲のものに限られます。具体的には漁業と密接に関連して事業に利用されることが明確となっている運搬車であり、例えば水産物運搬車、活魚運搬車、保冷車、移動製氷車等が融資対象となります。

なお、当該運搬車は中古でも水産物等運搬機具が漁業者等の経営の近代化に資するものであれば、融資対象として差し支えありません。

Q34 干潟に設置する海苔養殖のための水温や潮の干満等を観測する海況自動観測装置やパレットは融資対象となりますか。なお、海況自動観測装置は海面にブイ等を設置し、得られたデータを陸上に設置した観測装置で集計するものです。（ガイドライン第2-3関係）

【答え】

海況等の自動観測装置は3号資金により融資対象となります。また、パレットについては、機械と同時に購入する場合や一斉更新の場合等、固定資産として計上する場合はあれば融資対象となります。ただし、少額の場合は対象なりません。

Q35 漁協がアワビ増養殖事業の一環として、海中林造成のためのアンカーや網を購入する事業は、融資対象となりますか。（ガイドライン第2-3関係）

【答え】

アンカー、網の購入費は、天然の藻類を造成するためのものであり、3号資金の「漁場改良造成用機具」により融資対象となります。

(4) 4号資金（漁具等資金）

Q36 漁船における設備で、4号資金の対象となる「漁具」と1号資金の対象となる「（漁労）機器」との区別はどのようになりますか。（ガイドライン第2条第3項関係）

【答え】

漁船の船体に固定して使用するものは1号資金、船体に固定しない漁労設備については4号資金の漁具となります。

Q37 サンマ、イワシなどを魚倉から陸上に移す「フィッシュポンプ」、集魚灯等に使用する「電球・LED(1個10万円以上)」、かつお漁業の漁獲安定を図るための「浮漁礁(パヤオ)」は融資対象となりますか。(ガイドライン第2-3関係)

【答え】

融資対象となります。

フィッシュポンプについては、船体に固定し動力により作動するものは1号資金、船体に固定しないものや非動力の漁労設備については4号資金となります。

また、陸上に固定した場合は2号資金の水揚機械施設となります。

集魚灯の電球については、通常消耗品と考えられ近代化資金の対象となりませんが、工事を要する場合等金額が多額となる場合等ケースによっては融資対象となります。

浮漁礁については、シイラづけ等の木竹で作られている簡易なものは融資対象になりません。

Q38 定置網入れの際に行う「土俵」敷設工事は融資対象となりますか。

【答え】

4号資金の漁具として融資対象です。

(5) 5号資金（水産動植物の種苗の購入・育成資金）

Q39 養殖用種苗の購入費、育成費、種苗運搬のための傭船料、人件費は融資対象となりますか。(ガイドライン第2条第3項関係)

【答え】

種苗購入費のほか、1年以上育成する種苗に係る育成費、人件費など育成に直接要する経費は融資対象となります。

なお、種苗の輸送費(傭船料含む)は種苗生産者の元から養殖場まで(養殖イケス等に収容するまで)が融資対象となります。

Q40 真珠の核を取得する経費は融資対象となりますか。(ガイドライン第2-3関係)

【答え】

4号資金により融資対象となります。制度発足当時から4号資金はありましたが、5号資金は後から追加されたものであり、真珠養殖用の母貝や核については、制度発足時から4号資金で解釈しています。

なお、5号資金は、「一年以上育成するもの」という規定があるので稚貝を購入しそれを母貝までにする間の育成費、人件費など育成に直接要する経費は融資対象となります。

(6) 6号資金（漁村環境整備施設資金）

Q41 漁協の荷捌から出るゴミや木箱等を焼却する焼却炉は、6号資金の「廃棄物処理施設」として融資対象となりますか。

【答え】

融資対象となります。ただし、簡易焼却炉（外部から購入し、ただ置くだけのもの）は備品であって施設ではないので融資対象とはなりません。

Q42 町営で設置された幹線水道から、各漁家まで取水するための施設を受益漁家が共同で設置する場合、「水道施設」として漁村環境整備施設資金の融資対象となりますか。

【答え】

漁業集落排水事業に係る漁業近代化資金の貸付け対象は下表のとおりとなります。

		6号資金 漁村環境整備施設 (下水道施設)	7号資金 農林水産大臣特認 (漁村給排水施設)
融 資 対 象	国庫補助残部分	○	×
	非補助 部分	○	○
	屋外配管	○	○
	トイレ	×	×
	厨房、風呂等家庭内設備	×	×
借入主体		漁業協同組合	漁業者
貸 付 条 件	償還期限（うち据置）	20年以内（3年以内）	15年以内（3年以内）
	貸付限度額	12億円	1,800万円

幹線水道に係る屋外配管等の施設は、漁村環境整備施設資金の「下水道施設」として融資対象となります。また、漁協等には一定の要件を満たした漁業、水産加工業を営まない任意団体も含まれます（一定の要件はQ6参照）。

なお、個々の漁家の給排水に係る資金としては、7号資金の中に漁村給排水施設資金がありますので、具体的なケースに則して対応する事になります。また、特定の漁家住宅の改良、造成又は取得に伴うトイレや風呂などの設備の設置は7号資金により融資対象となります（Q44参照）。

Q43 漁村環境整備施設資金の「漁業者研修施設」、「集会施設」の範囲はどこまで認められますか。

【答え】

漁村における環境の整備のために必要な施設であって農林水産大臣が定める「漁業者研修施設」の融資対象範囲は、漁業者の研修を行うための建物およびこれに付帯する各種施設のほか、機械器具類のうち専ら研修の用に供されるものは、融資対象として差し支えありません。

また、集会施設については、集会施設としての機能を発揮するための施設であれば融資対象として差し支えありません。

(7) 7号資金（大臣特認資金）

Q44 特定の漁家住宅資金とは、具体的にどのような住宅が対象となるのでしょうか。（ガイドライン第2-3関係）

【答え】

告示及び依命通知に示すとおり、離島振興地域、振興山村地域、過疎地域、奄美群島振興開発地域、小笠原諸島振興計画地域、沖縄振興開発計画地域及び沿岸漁業構造改善計画の計画地域内であって、以下のいずれかに該当する場合の住宅の改良、造成又は取得が融資の対象となります。

- ① 漁業後継者の婚姻による漁家住宅の取得（ただし、婚姻の相手方が定まった時から婚姻関係の成立後5年以内の間に申請のあったものに限られる。）
- ② 都道府県知事が特に歴史的、社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域における漁業後継者の確保及び漁業経営の改善に必要であるとした場合
- ③ 漁業及び水産加工用の生産に伴って生ずる公害の防止のために移転するとき
- ④ 国、都道府県または市町村の作成した計画に基づく事業の実施に伴い移転するとき
なお、漁業後継者とは現在、漁業を営んでいなくとも、将来的に漁業を営む強い意志があり、漁業を営むことが確実であると判断される者、親から独立して漁業を営む者を含み、年齢制限はありません

また、後継者夫婦居室として母屋を改造(夫婦の居室の機能と密接に関連する台所、便所、廊下等の改造も含む)する場合や、住宅を建築するにあたり取得した土地についても融資対象となります。

Q45 海浜等環境活用施設の遊漁船のトン数制限はありますか。

また、遊漁船の発着・係留施設やクラブハウス等遊漁船利用施設は融資対象となりますか。

【答え】

遊漁船は告示により総トン数22トン未満と定められています。

また、遊漁船の発着・係留施設は「管理施設」、遊漁船利用のための「待機所」は「休養施設」として融資対象となります。

なお、遊漁船関連の近代化資金融資対象者は漁業近代化資金融通法施行規程第2条に定める離島振興対策実施地域等内に住所を有する個人や法人の漁業者等となります。

Q46 漁業者が民宿を建設する場合、この事業は融資対象となりますか。

【答え】

借受要件に合致する漁業者が設置するものであれば、海浜等環境活用施設の「漁家民宿施設」として融資対象となります。借受要件とはQ44の回答の区域内の漁業者が設置する宿泊場所を多人数で共用する構造及び設備を主とする施設（スポーツ施設等の付帯施設を含む）であって、告示により以下の要件の全てを満たすことが必要です。

- ① 漁業経営の縮小等を余儀なくされている者で、当該地域に引き続き定住して漁業経営の継続に意欲を有する者であること。
- ② 経済的条件等から見て、定住を図るためには、漁家民宿施設による収入の確保が適していると認められる者であること。
- ③ 自ら保有する家屋等を利活用して漁家民宿施設の造成等を行う者であること。

Q47 真珠養殖の盗難防止のための施設（防犯カメラ、赤外線装置、監視小屋、制御装置等）は、海浜等環境活用施設の中の「保安施設」として融資対象となりますか。

【答え】

7号資金の保安施設は「自然生態観察施設利用者のための施設」であり、防犯目的のものではないので対象とはなりません。

Q48 漁連が事業主となって「研修施設」を建設する場合、漁業近代化資金が借りられますか。

なお、施設は漁村ではなく、市の中心地に建設する計画です。（ガイドライン第2－3関係）

【答え】

7号資金の「水産資料展示研修施設」により融資対象となりますが、建設地は沿岸漁業構造改善計画、内水面総合振興計画、新山村振興農林漁業対策事業実施計画又は新農村地域定住促進対策事業計画の実施区域に限られます。

また、研修内容、利用者等その機能を勘案し、目的外利用に供される恐れがないようにする必要があります。

Q49 斃死したハマチ等を処理加工して肥料を作るための機械を養殖業者が購入する場合、漁業近代化資金の融資対象になりますか。（ガイドライン第2－3関係）

【答え】

7号資金の「水産物処理加工公害防止施設」として融資対象となります。

Q50 消煙焼却炉は、公害防止施設にかかる煤煙関係の「その他煤煙の発生を防止するために有効な施設等」として融資対象となりますか。（ガイドライン第2条第3項関係）

【答え】

融資対象となります。なお、煤煙の改善が確認できる資料の添付が必要となります。

Q51 あさり漁場の改良のための砂、真砂の購入費及び運搬費等は、漁場改良造成施設に該当しますか。（ガイドライン第2－3関係）

【答え】

漁場の改良のための資材（砂、真砂等）の購入費、運搬費、散布費については、融資対象として差し支えありません。

Q52 経営の転換を図るため自己資金でアユの加工施設を設置したが、運転資金が不足しているため、7号資金の初度的経営資金を借り受けたいとの申し入れがあった場合、融資対象となりますか。（ガイドライン第2－3関係）

【答え】

融資対象になりません。初度的経営資金の貸付け対象者は、漁業近代化資金、日本政策金融公庫資金（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫資金）の制度資金により設備資金の融通を受けて漁業経営又は水産加工業経営の転換等を図ろうとする者であって、漁業種類の転換、経営規模の拡大、水産加工品の製造（加工）方法の改良、新たに漁業（水産加工業）開始を図ろうとする者等に限られており、自己資金で施設を設置した者は対象になりません。

なお、初度的経営資金に係る事業費の範囲は、長官通達により転換等に伴う初期投資費用であって、償還に1年以上要する以下の経費とされています。

- ① 燃油、飼料、薬品等の購入費、原魚買付費、光熱水料、雇用労賃等の直接的現金経費
- ② 小漁具の購入費
- ③ 漁業用施設、漁業用機具及び漁具の修繕費
- ④ 水産加工用施設及び水産加工用機具等の修繕費
- ⑤ 漁業経営及び水産加工業経営の近代化に必要な技術取得費

（8）その他の融資事項

Q53 消費税は融資対象事業費に含まれますか。

【答え】

含まれます。

なお、トラック等購入時にかかる自動車取得税、重量税等を事業費に含めることはできません。

Q54 漁船が事故により全損し、漁船保険金を受領し、代船を漁業近代化資金の借入れにより建造する場合、事業費との関連はどうなりますか。

【答え】

漁船保険金等については自己資金の範疇ということで、漁業近代化資金制度上、その用途については制約はありませんが、問のような場合、融資機関との間に旧債務の繰上げ償還等を余儀なくされることも考えられます。

なお、繰上げ償還分以外に残金が生じる場合はできる限り新施設購入等事業に充当するよう努めてください。

Q55 リース契約を締結し機械等を設置する場合、リース料の負担経費は漁業近代化資金の対象となりますか。

【答え】

リース料は費用であるため、融資対象とはなりません。

また、固定資産を増加させるものでもないため、法の趣旨である「資本装備の高度化」につながるとは考えられませんので、この意味からも対象とはなりません。

Q56 漁業近代化資金の融資対象施設の設置に伴う旧施設の撤去費用は、融資対象事業費に含める事ができますか。

【答え】

新たな施設を設置する際の設置（造成）に要する経費として、必要最小限の範囲で事業費に含めて差し支えありません。

Q57 電気の引き込みにかかる負担金は融資対象事業費に含める事ができますか。

【答え】

既存の建物に電気の引き込みだけをするのは対象になりません。

しかし、新規の建築物、構築物の付帯施設として事業費に算入することは差し支えありません。

Q58 設計管理費は融資対象事業費に含めることはできますか。

【答え】

本体工事に付帯する経費として、融資対象事業費に含めて差し支えありません。

Q59 耐用年数経過後の中古機械、漁船は漁業近代化資金の融資対象となりますか。

【答え】

融資対象施設として差し支えありません。

ただし、被代船よりも漁船性能の向上又は装備の近代化を図るものであることが必要です。

Q60 漁船等施設の修繕、改良等にかかる費用は、漁業近代化資金の対象となりますか。（ガイドライン第2－3関係）

【答え】

原状回復に要する費用は修繕費であるので対象とはなりません。修繕、改良等の場合において、使用可能期間の延長、固定資産の価額の増加のいずれかに該当する場合は、延長又は増加した部分に対応する金額を改造費として融資対象とする事ができます。

Q61 事業実施が複数年にわたる場合、漁業近代化資金の融資対象となりますか。また、その場合、利子補給申請は一括で行うのか、年度毎に行うのでしょうか。

【答え】

事業計画が確定している場合、複数年分を一括で利子補給申請して差し支えありません(当該年度の融資枠で対応)。

また、事業計画において年度別に事業が区分されている場合は、各年度別に利子補給申請しても差し支えありません。

なお、1年目は土地の取得・造成(近代化資金対象外)のみを行い、2年目に施設を設置する(近代化資金対象)ような場合は、1年目の事業が近代化資金の対象となりませんので、各年度別に利子補給申請するのではなく、複数年分を一括で利子補給申請するなどの工夫が必要となります。

Q62 オーバーホールを行う場合において漁業近代化資金の対象となるのはどのような場合ですか。（ガイドライン第2－3関係）

【答え】

原状回復に要する費用は修繕費となり漁業近代化資金の対象とはなりません。ただしオーバーホールで主要部品の交換等を行い、「使用可能期間の延長」、「固定資産価格の増加」のいずれかに該当する場合は、その修繕にかかる諸費用（その他の部品交換・清掃・分解費用等）を含めて融資することが可能です。

5. 貸付限度額

Q63 貸付限度額とは既往貸付額を含めた累計残高のことですか。また、貸付実行時までには既往貸付額の償還が見込まれ、当該残高が限度額を超えない場合は申込みを受けてもよいですか。（法第2条第3項関係）

【答え】

貸付限度額とは、既往貸付額を含めた累計残高です。

また、貸付承認時に限度額を超えている場合は、金額の特認が必要となります。

Q64 20トン以上漁船の建造資金(1号資金)の借受者が、2～7号の資金を借り受ける場合、その借受者が個人であれば貸付限度額はいくらになりますか。(政令第2条関係)

【答え】

既に総トン数20トン以上の漁船資金を借り受けている者が後日さらに他種類の資金を借り受ける場合には、法令上はその者に係る貸付金の合計額の限度が3億6千万円(ただし、特認を除く)であること以外には別段の制限はありません。

Q65 漁船漁業と養殖漁業を兼業している漁業者(個人)の漁業近代化資金の残高が1億円である時に、20トン未満漁船を建造する場合、これ以上の借入れは可能ですか。(政令第2条関係)

【答え】

漁船漁業と養殖漁業を兼業している漁業者の貸付限度は3億6千万円であるため、2億6千万円までは借入が可能です。

Q66 漁業近代化資金の借入れ申込者(A法人)と漁船建造許可証の名義人(A法人のB代表者個人)とが同一でない場合、法人名義で借入することはできますか。

【答え】

所有者と近代化資金の借入れ申込者は同一でなければなりません。

したがって、Bで借入申込をする、若しくは漁船建造許可証の名義をAに変更する必要があります。

また、所有者が複数名の場合、借入れ申込についても連帯債務で借入する必要があります。

Q67 ホタテ地蒔き事業など、地域経済に大きな影響を与える大規模事業については限度額を上回る貸付をすることは可能ですか。

【答え】

当該資金が経営の近代化に資すると認められる事業である場合で、都道府県知事が承認したときはその承認した額を貸付限度額として漁業近代化資金の対象とする事ができます。

問のケースに限らず、限度額を上回る貸付については、近代化資金制度の趣旨に合致することを前提にして、都道府県知事の承認を得たうえで可能です。

6. 償還期限及び据置期間

Q68 償還期限は税法上の耐用年数を超えてもよいですか。

【答え】

漁業近代化資金の償還期限及び据置期間は、施行令第1条の別表において、資金種類に応じて定められていますが、この償還期限等は施設等の法定耐用年数等を勘案して、上限の年数となっています。

したがって、政令で定める範囲内なら税法上の耐用年数を超えても問題ありません。

Q69 償還期限及び据置期間は政令に定められた期間の範囲内であれば自由に設定できますか。（ガイドライン第2-5関係）

【答え】

漁業近代化資金の償還期限及び据置期間は、施設等の法定耐用年数等を勘案して上限の年数となっており、政令で定める範囲内で、また都道府県の条例等で定める範囲内であれば自由に設定できます。

Q70 漁業近代化資金借受者が災害等により償還期限等の変更を申し出てきたが、償還期限等の延長はどのような時に対応できますか。（ガイドライン第2-3関係）

【答え】

災害の場合等延長が妥当と認められた時に対応でき、償還条件変更措置は、政令で定められている期限の範囲内で可能となります。

なお、償還条件の変更の方法としては、①据置期間の延長（約定の据置期間に引き続いて据置期間を延長すること）②中間据置の設定（償還に入った後、元本の償還を据置くこと）③償還期限の延長（約定の償還期限を延長すること）のそれぞれの単独の措置又は組み合わせの措置が考えられます。

また、約定が政令期限いっぱい設定されている場合にあつては、償還金額の一部を次年度以降に繰り延べて償還する方法もありません。

Q71 中古漁船の購入に際し、漁業近代化資金を償還期限5年、据置期間1年の条件で借りました。しかし、同船は他漁船に当て逃げされたため、この期間の操業が出来ず収入がなくなりました。

漁船の修理については保険により行いましたが、漁業近代化資金の償還が不可能になってしまった場合、当該年の償還について据置することはできますか。

【答え】

不慮の事故であるため、施行令で定める償還期限及び据置期間の範囲内での償還の据え置きは可能です。ただし、相手が発見され補償が得られた場合は繰り上げ償還等の措置を講ずる必要があります。

また、中間据置の措置を講ずる場合は、海上保安庁等が発行した事故証明証等を添付する必要があります。

Q72 漁業近代化資金に係る既貸付金の償還期限及び据置期間の変更（延長）手続きはどのように行うのですか。（ガイドライン第2-3関係）

【答え】

償還緩和を行う場合の処理は次の方法により行うことができます。

- ① 利子補給変更承認申請及び同変更申請の承認
- ② 貸付金の金銭消費貸借契約証書の変更

Q73 資金種類が違う施設を同時に取得・建設する場合、借入方法と償還方法はどのようにすればよいのですか。

【答え】

資金の種類ごとに個別貸し付けする方法と、二種類以上の資金を1資金として貸し付けする方法があります。

なお、二種類以上の資金を1資金として貸し付ける場合、それぞれの資金の貸付利率が同率であることが必要であり、施行令第2条の通り償還期限及び据置期間は、それぞれの資金のうち最も償還期限が長い資金のものを適用します。

しかし、実際の運用に当たっては、次官通達でそれぞれを加重平均して算出される数値の端数を切り上げた期間とすることもできます。

Q74 中古船の購入に係る償還期限は、どのように定めることとなりますか。

【答え】

施行令上の償還期限の範囲内において、造船所等が発行した耐用証明書等にて中古船の耐用年数等を勘案し、都道府県および融資機関で適正な年数を定めることが望ましいです。

Q75 借入対象施設を更新する場合は、繰上償還しなければならないですか。

【答え】

旧施設が滅失する場合には繰上償還をする必要があります。ただし、引き続き旧施設を使用する場合は、繰上償還をする必要はありません。

Q76 漁業近代化資金を借り受けて取得した漁船の機関換装を行う予定がありますが繰上償還の必要はありますか。

また、必要がある場合、その金額はいくらですか。漁船購入の際、漁船価格（船体と機関の区別なし）として購入したので、機関部分の繰り上げ償還金額がわかりません。

【答え】

原則、融資対象の一部物件がなくなるので機関部分に係る借入金の繰り上げ償還の必要があります。その金額の算出方法は、例えば、漁船保険評価額から機関相当分を算定（機関換装費から評価増加分を差し引いた額、または機関換装前の機関部分の評価額）し、機関比率部分を繰上償還する、若しくは漁船取得時の見積書等より機関比率部分を繰上償還する方法があります。

なお、評価額決定時の審査なども参考にしてください。

Q77 漁業近代化資金を借り入れているA漁協がB漁協に吸収合併された場合、A漁協は残債務を繰り上げ償還する必要がありますか。

【答え】

繰り上げ償還する必要はありません。

- ① 利子補給変更承認申請及び同変更申請の承認
- ② 債務確認書及び債務承継並びに名義変更届の提出
- ③ 利子補給契約の変更(必要ない場合も有ります)等の手続きを行うことが必要です。

Q78 漁業近代化資金を借り入れているA社がB社に吸収合併された場合、A社は残債務を繰り上げ償還する必要がありますか。

【答え】

問のように一切の権利義務を引き継ぐ場合には、繰上償還する必要はありません。

ただし、B社が漁業近代化資金の借受資格要件に合致していない場合には繰上償還することとなります。

なお、手続きはQ77の回答と同様になります。

Q79 漁業近代化資金の貸付金利に変動があった場合、①金利引き下げ以前に利子補給承認があった資金の貸付利率の取扱いはどうなるのですか。

また、②金利引き上げ以前に利子補給承認のあった資金の貸付金利の取扱いはどうなりますか。（法第2条第3項関係）

【答え】

漁業近代化資金の利率は、「農林水産大臣が定める利率以内」とされています（「農林水産大臣が定める利率」は具体的に次官通達第3の4で定められています）。

- ① 利子補給承認後に金利が引き下げられた場合は、「農林水産大臣が定める利率を超える利率」で貸付けしないように、留意する必要があります。
- ② 利子補給承認後に金利が引き上げられた場合は、「農林水産大臣が定める利率以内」で貸付けることとなるので、金利引上げ前の利率で貸付を行っても問題ありません。

なお、金利引き上げ前に利子補給承認のあった資金を引き上げ後の金利で貸し付けることも可能です。

当初利子補給承認時基準金利	承認後貸付金利 上がる	適用金利	適用可否
		変更前	○
	変更後	○	
	下がる	変更前	×
変更後		○	

共同利用施設にあつては、貸付金利と基準金利の算定基準が異なることから、貸付金利と基準金利の変動が連動しません。貸付金利に変動がなくても、利子補給率が変更される場合がありますので、留意が必要です。

【例】改定前：貸付金利0.3%、基準金利1.0%、利子補給率0.7%の場合

貸付金利 (財政資金金利)	基準金利 (長期プライムレート)		利子補給率 (基準金利－貸付金利)	利子補給率 の変動
0.3%→0.4% (引上げ)	1.0%→0.9%	引下げ	0.7%→0.5%	引下げ
	1.00%	据置	0.7%→0.6%	引下げ
	1.0%→1.1%	引上げ	0.70%	据置き
0.3% (据置)	1.0%→0.9%	引下げ	0.7%→0.6%	引下げ
	1.00%	据置	0.70%	据置き
	1.0%→1.1%	引上げ	0.7%→0.8%	引上げ
0.3%→0.2% (引下げ)	1.0%→0.9%	引下げ	0.70%	据置き
	1.00%	据置	0.7%→0.8%	引上げ
	1.0%→1.1%	引上げ	0.7%→0.9%	引上げ

Q80 据置期間3年間、約定償還月(年賦)を4月償還とした融資案件をx年5月に貸付実行した場合に初回元金支払いはいつになりますか？

【答え】

X+4年の4月が初回元金支払となります。(据置期間の間に発生した約定は利息のみ支払)

○参考例(2018年5月実行4月償還の場合)

- ・借入額 7百万円
- ・償還期間10年
- ・据置機関 3年

回次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
約定償還額	0	0	0	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
支払	利息のみ			元金+利息						

7. 融資率

Q81 融資率(融資対象事業費に対する漁業近代化資金の融資額の割合)の上限は何%ですか。(ガイドライン第2-7関係)

【答え】

漁業近代化資金の融資率については、法令上定められていませんが、資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から、都道府県知事が特に必要と認めた場合のほかは当該資金に係る施設の改良、造成又は取得等に要する経費の額の80%以内が望ましいとされています。

ただし、資金を借り入れようとする漁業者等の自己資金の状況等から融資率が80%を超える資金の貸付が必要であって、当該融資に係る事業規模が当該漁業者等の経営規模からみて妥当なものであり、当該融資に係る償還確実性が十分に確保されていると都道府県知事が認める場合には、80%超の融資率として差し支えありません。

8. 借入手続・貸付事務手続

Q82 都道府県の利子補給承認後、貸付実行までの間にどうしても一部支払いの必要が生じた場合、自己資金にて支払っても差し支えありませんか。

【答え】

差し支えありません。

Q83 都道府県の利子補給承認後、貸付実行までの期間はどの程度にすべきですか。
また、漁業者等が借り受けてから未使用のまま留保できる期間はどの程度まで認められますか。

【答え】

期間の設定については一律的な決まりはありませんが、事業着工や資金の必要時を考え適切な時期に行われるべきであり、その申し込みに対する事務処理も早急に行うとともに、貸付も必要時に併せて行う必要があります。この考え方を逸脱するような期間を設定するのは適切ではありません。具体的には、利子補給契約書において定めることとしています。

また、漁業者等に貸し付けられた資金が長期にわたり未使用のまま留保されることのないよう、実際に資金を必要とする時期に適切に融資することが必要であり、あらかじめ未使用のまま留保できる期間を設けるべきではありません。

Q84 事業完了前に漁業近代化資金を貸付ける（貸付実行する）事ができますか。

【答え】

出来高払いをする場合は、事業完了前に貸し付けても構いません。

Q85 漁業近代化資金の貸付実行金の一部を金融機関が貸付留保金（あるいは別段貯金口座等へ一時、振替える）として留保することは問題ありませんか。

【答え】

「漁業近代化資金融通制度の貸付限度額等の取扱いについて」（水産庁長官通達）記の5により、漁業近代化資金の一部を借受者の実状、融資対象事業の内容を勘案の上、融資機関が貸付留保金として留保する場合、留保期間は最長一年程度の範囲を限度とし、それ以後の利子補給は打ち切るものとされています。これは貸付実行後において融資機関が貸付金を常時確保しておき、いついかなる状態においても借受者に対し払出しができる体制を整えておくことの必要性からこのように認められているものであり、貸付留保金が債務者勘定に属する性格のものであるため、貸付留保期間中は利子補給金は貸付留保金に対して交付されることとなりますが、その上限は一年程度としています。

Q86 資金管理（貸付留保金を含む）の注意点を教えてください。

【答え】

1 資金管理の注意点

- ① 貸付後は、貸付日と同日付で一旦貸付留保金口座に入れるか、別段貯金もしくは別段貯金と同等の条件となる普通貯金（以下「口座」という。）にしてください。
- ② 貸付日は、資金が実際に必要な時期とし、必要以上に長期間口座に留保することのないようにしてください。
- ③ 貸付後の資金は、借受者に対する事業請負者等からの事業費請求に基づきその都度口座から払出し、事業費に係る領収書（振込受付書も可）を徴してください。
- ④ 事業費に係る請求書、領収書等の関係書類は、借入申込書等とともに整備保管しておいてください。

2 貸付留保金の注意点

- ① 貸付金の全部を必要以上に留保金口座または別段貯金等に留保することはできません。貸付日を毎月定例日としている融資機関は全額留保もやむを得ませんが、貸付日を一定日に定めずその都度貸し出しを行っている融資機関であれば全額の留保は認められません。特に転貸資金の場合は上部機関からの原資貸付けの貸付日そのまま、漁業近代化資金の貸付け日とし全額を留保する傾向にあることから十分注意が必要です。
- ② 貸付金の一部を貸付留保金又は別段貯金等で留保している状態で貸付金の一部償還があった場合、直ちに留保金は繰り上げ償還を行わなければなりません。また、留保金を償還財源に充当することはできません。

Q87 自己資金部分の金額を延払いとすることはできますか。

【答え】

延払いについては、制度上特に制約されるものではありませんが、漁業者等が過度に借入金に依存することは健全な漁業経営を維持するうえから望ましいことではなく、借入に当たって、ある程度自己資金を準備しておくことが妥当と考えられます。ただし、当該漁業者等の財務等を総合的に判断して、真にやむを得ないと認められる場合については、認めて差し支えありません。

なお、具体的には、融資機関と相談して判断されることとなります。

Q88 融資機関として漁業近代化資金を融資するにあたり、どのような点に留意し、審査したらよいでしょうか。

【答え】

利子補給承認申請に当たっては、本資金導入により漁業者等の資本装備の高度化、漁業経営の近代化を目的とすることはもちろんですが、その他次の点について審査を行う必要があります。

- ① 事業内容は制度の対象であるか。
- ② 申込金額は妥当か。
- ③ 収支計画は妥当か
- ④ 資金計画は妥当か。
- ⑤ 事前着工をしていないか。
- ⑥ 同一の融資対象について日本政策金融公庫資金（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫資金）との協調融資を行うものでないか。
- ⑦ 過大な設備投資でないか。
- ⑧ 被代船等の処分代金もしくは漁船保険金の使途は適切か。
- ⑨ 不測の事態に対処するための必要な措置を講じているか（漁獲共済加入等）
- ⑩ 必要な添付書類はあるか。

Q89 漁業近代化資金の自己資金部分はいつ支払うこととなりますか。

【答え】

自己資金は通常、貸付実行時まで準備されるべきものであり、貸付実行日もしくはその前に支払われるのが妥当と思われますが、具体的には融資機関と相談して判断されることとなります。

9. 事前着工

Q90 漁期に間に合わせるため、知事の利子補給承認書の交付前に漁船建造の着工をしたいが、制度上問題はありますか。

【答え】

知事の利子補給承認書の交付前に施設の造成、改良又は取得に着手（「事前着工」）したものを漁業近代化資金制度の対象とすることは、本資金が旧債務の償還に充当されることにもなりかねず、本制度の運用方針に沿わないので、原則として認められていません。

しかし、漁船建造における漁期の関係から事前着工を余儀なくされる等真にやむを得ない場合は、利子補給承認申請書の提出後の事前着工は認められています。

Q91 事前着工は原則として認められないこととされていますが、この場合の工事の着工とは具体的にどのようなことをいうのですか。

【答え】

工事の着工とは、融資の対象となる施設について工事に着手すること、つまり、建物であればその建設工事の開始を、機械施設であれば当該機械の据付けを、また水産動植物の種苗であればその購入日をいいます。したがって、請負契約の締結および機械等の発注、整地工事、地鎮祭、融資対象外の土地の取得等は「着工」に該当しません。

Q92 加工場建設等、建物を融資対象とする場合、建設地の造成着手は利子補給承認前に可能ですか。

【答え】

1 建物だけが融資対象の場合

建設地の造成は融資対象外ですので、利子補給承認前に造成に着手しても事前着工とはならず、利子補給承認前でも可能です。

2 土地及び建物が融資対象の場合

着工とは融資対象となる施設等について具体的に工事等に着手することをいいます。したがって、融資対象になっている土地の造成着手は利子補給承認前にはできません。

なお、漁業近代化資金の融資に当たっては、事前着工とならぬよう計画的に借入手続を進める必要がありますが、真にやむを得ない場合は利子補給承認申請書の提出後の事前着工は認められています。

Q93 利子補給承認日以前に、設計費の一部が前払いされている場合、漁業近代化資金の対象とすることはできますか。

【答え】

着工とは施設工事を開始する事ですので、設計費の支払いは利子補給承認前でも可能です。

なお、設計費相当分は漁業近代化資金の融資対象事業費に含まれますが、利子補給承認日以前に支払う場合は自己資金の中から支払ってください。

10. その他の融資事項

Q94 国、又は地方公共団体等から補助金を受けて事業を実施する場合、融資対象事業費は補助金を控除したものとなりますか。（ガイドライン第6-2関係）

【答え】

- 1 漁業近代化資金の貸付けと補助金との関係については、ガイドライン第6条第2項において「国または地方公共団体の補助金の交付決定を受けた事業に係る補助残事業費部分については漁業近代化資金を融通することは差し支えない」とされています。
- 2 また、同様に「漁業近代化資金の借入れにより行った事業につき、国または地方公共団体の補助金の交付決定を受けたときは、当該資金の償還期限に関わらず、当該補助金をその交付後遅滞なく、借入金債務の弁済に充てるものとする」とされており、当初貸付額と1の方式により算定された額との差額は繰り上げ償還の措置が必要となります。

Q95 利子補給が打ち切りとなる目的外使用はどのような場合ですか。例えば、漁業種類の変更は目的外使用に該当しますか。

【答え】

漁業近代化資金として貸し付けられた施設等に係る資金が、漁業近代化資金制度の目的及び貸付条件と異なる施設等に貸し付けられた場合には目的外使用となりますが、制度の目的の範囲内での変更は変更申請を行うことにより対応可能です。漁業種類の変更は直ちに資金種類の変更を伴うものではありません。制度の目的の範囲内であるならば目的外使用には該当しません。

Q96 漁業近代化資金を借り受けて取得した漁網が台風により流失した場合は、直ちに利子補給が打ち切りとなりますか。

【答え】

不慮の災害等により損壊等を余儀なくされた場合に融資残額を一律繰上償還させることは、漁業者等の経営をさらに悪化させることとなるので、都道府県知事が特に認めた場合は繰り上げ償還を行わなくても構いません。

しかし、当資金は、「漁業者等の資本装備の高度化を図る」ことが直接の目的ですので、施設が現存していないことを重視し、出来得る限り早い時期に繰上償還をするようにしてください。

なお、「都道府県知事が特に認めた場合」とは、漁業者等の経営内容等を勘案して、自己資金に余裕がない場合となります。

Q97 漁業近代化資金は、いつでも自由に一部繰り上げ返済はできるのですか。

【答え】

漁業近代化資金制度上、制約はありません。具体的には、各都道府県の実状に則し融資機関とも相談のうえ決定してください。

Q98 個人で漁業近代化資金を借り受けて造成した施設を、その個人が経営する会社に賃貸することは認められますか。

【答え】

漁業近代化資金制度は漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的としており、賃貸することは認められません。よって、事前に個人が経営する会社で使用するとわかっている場合は、会社が借受者となる必要があります。

なお、個人で漁業近代化資金を借り受け後、法人成りなどで会社を使用する場合は、債務引受等の条件変更が必要と考えられます。

Q99 利子補給承認後に事業計画の変更がある場合は、どのような手続きをとればよいですか。

【答え】

①利子補給変更承認申請及び同変更申請の承認と②貸付金の金銭消費貸借契約証書の変更の手続きが必要です。

Q100 個人は一切の権利義務を引き継ぐ場合や個人が法人成りした場合、以前の漁業近代化資金の残債務について債務者の変更はできますか。

【答え】

個人は一切の権利義務を引き継いだ所謂個人の法人成りした場合等は債務引受承諾書保証人の承諾書、漁業近代化資金変更申請書の提出により変更は可能です。

しかし、個人が法人の複数の構成員となるなど個人の法人成りでない場合は、残債務の繰上償還が必要となります。

漁業近代化資金事務取扱いの手引き

令和 3 年 1 1 月 発 行

三重県農林水産部 水産振興課課

〒514-8570 津市広明町13